

第 1 8 1 回 国 会

建設産業改革に関する動向

平 成 2 4 年 1 1 月
衆議院調査局国土交通調査室

はじめに

建設産業はこれまで我が国の社会資本整備を担う重要な役割を果たしてきましたが、建設投資は平成4年度の84兆円をピークとして減少傾向にあり、平成23年度には42兆円とピーク時に比べ約50%のマイナスとなるなど、建設産業の経営は厳しい状況に置かれています。しかしながら、建設産業の裾野は広く、それを支える建設業就業者数は497万人と我が国の就業者の約8%を占めており、雇用環境を確保する上でも依然として重要な産業であることにも変わりはありません。

最近では、重層的な下請構造による労働条件の改善や公正・透明な発注、契約などに向けた取組も進められてきており、また、東日本大震災の被災地では、その復旧・復興への建設産業の貢献は顕著で、地震をきっかけに、地域や国土を維持するために不可欠な産業としての再認識も広がってきています。

このような建設産業を取り巻く近年の状況を踏まえて、国土交通省では2010年から建設産業戦略会議を開催して、2011年、2012年と提言を取りまとめ、この提言を受けて既に一部の施策は実施されており、今後更に幅広い関係者の協力のもと、建設産業の再生と発展に向けた様々な方策が実施に移されることが期待されています。

本資料は、このような近年の建設産業改革に関する動向について様々な視点から整理をしようとするものです。本資料が、今後の建設産業の発展に向けた議論の一助となれば幸いです。

目次

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 建設産業改革の経緯・概要 | |
| (1) | 建設産業を取り巻く状況 | 1 |
| (2) | 建設業法等の整備 | 6 |
| (3) | 建設産業の改革に向けた検討 | |
| | 建設産業政策に関する主な方針 | 8 |
| | 建設産業政策大綱（平成7年） | |
| | 建設産業再生プログラム（平成11年）、建設産業構造改善推進3カ年計画（平成12年） | |
| | 建設産業政策2007（平成19年） | |
| | 建設産業戦略会議取りまとめ | 10 |
| | 建設産業の再生と発展のための方策2011（平成23年） | |
| | 建設産業の再生と発展のための方策2012（平成24年） | |
| | 中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会中間とりまとめ（平成24年1月27日） | 19 |
| | 業界団体の動向 | 20 |
| 2 | 公正な競争環境等の整備 | |
| (1) | 法令遵守問題 | |
| | 建設業法令遵守ガイドライン | 21 |
| | 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 | |
| | 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン | |
| | 建設業法令遵守推進本部、駆け込みホットライン | 23 |
| (2) | 適正な競争環境の整備 | |
| | 入札契約適正化 | 25 |
| | 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」以前の状況 | |
| | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年） | |
| | 入札談合等関与行為防止法（平成14年） | |
| | 国土交通省における入札契約制度に関する更なる改善策 | |

| | |
|--|----|
| 入札契約適正化指針改正（平成 23 年 8 月閣議決定） | |
| 国土交通大臣、総務大臣から地方公共団体等への要請（平成 23 年 8 月） | |
| 低入札価格調査基準価格の見直し | |
| 標準請負契約約款の改正（平成 22 年 7 月） | |
| 施工体制台帳等活用マニュアル（平成 24 年 7 月改正） | |
| 公共工事の品質確保 | 34 |
| 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年） | |
| 国土交通省の直轄工事における品質確保対策 | |
| 総合評価落札方式 | |
| 地域維持型契約方式 | |
| 国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会 | |
| (3) 多様な契約方式の導入 | |
| C M方式 | 42 |
| 多様な契約方式活用協議会（平成 24 年 10 月～） | 44 |
| P F I ・ P P P | 47 |
| P F I 等の案件形成に対する支援 | |
| | |
| 3 労働者の雇用環境等の整備 | |
| (1) 保険未加入問題 | 50 |
| 社会保険未加入対策の具体化に関する検討会 | |
| 中央建設業審議会提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」 | |
| 建設業法施行規則改正（平成 24 年 5 月 1 日） | |
| 社会保険未加入対策推進協議会（平成 24 年 5 月第 1 回、10 月第 2 回） | |
| 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（平成 24 年 7 月） | |
| 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正 | |
| 元請業者等への指導等（法定福利費の確保） | |
| (2) 技術者や技能労働者の確保・育成 | |
| 技術者の確保 | 56 |
| 技術者制度検討会（平成 23 年 6 月とりまとめ） | |
| 技能労働者の育成 | 59 |
| 建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会（平成 22～23 年） | |
| 担い手確保・育成検討会（平成 24 年 9 月～） | |
| 業界からの提言 | |

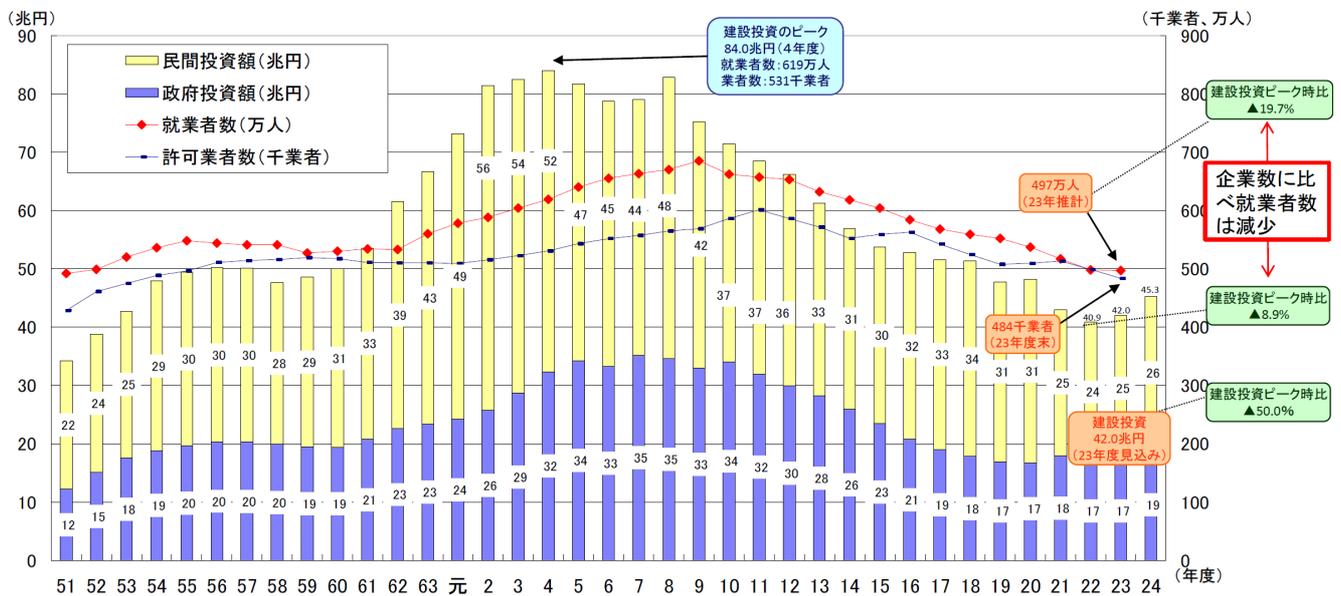
| | |
|--------------------------|----|
| (3) 労務・資材対策 | |
| 労務対策 | 61 |
| 公共事業労務費調査、公共工事設計労務単価 | |
| 公共工事設計労務単価のあり方検討会 | |
| 東日本大震災後の状況 | |
| 労働者派遣問題 | 64 |
| 資材対策 | 67 |
| その他 | 68 |
| 公契約条例等 | |
| (4) 下請等の経営支援 | 70 |
| 下請債権保全支援事業、地域建設業経営強化融資制度 | |
| 中小企業金融円滑化法（平成25年3月末終了） | |
| 雇用改善対策 | |
| 4 その他 | |
| (1) 建設業の業種区分 | 74 |
| (2) 被災地復旧・復興 | 76 |
| 復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会 | |
| 復興JV | |
| 被災地におけるCM方式の実施 | |
| (3) 海外への展開 | 82 |
| 我が国建設企業の海外市場における戦略に関する提言 | |
| 建設産業の海外展開の支援等 | |
| パッケージ型インフラ輸出 | |
| (4) WTO、TPP | 84 |
| WTO政府調達協定等 | |
| TPP協定に関する動向 | |
| (5) その他 新たなニーズへの対応 | 88 |
| 社会資本ストックの維持更新 | |
| 低炭素・循環型社会への対応 | |
| リフォーム市場への対応 | |

1 建設産業改革の経緯・概要

(1) 建設産業を取り巻く状況

我が国の建設産業を取り巻く状況を概観すると、まず、建設投資については、平成4年度をピークとして減少傾向にあり、ピーク時に比べ約半分になってきている一方で、建設業者数の減少は建設投資ピーク時から約9%の減、建設業就業者数は同約20%減と、投資の減少ほどには縮小していない状況にある。

＜建設投資と建設業就業者数、建設業許可業者数の推移＞



出所：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

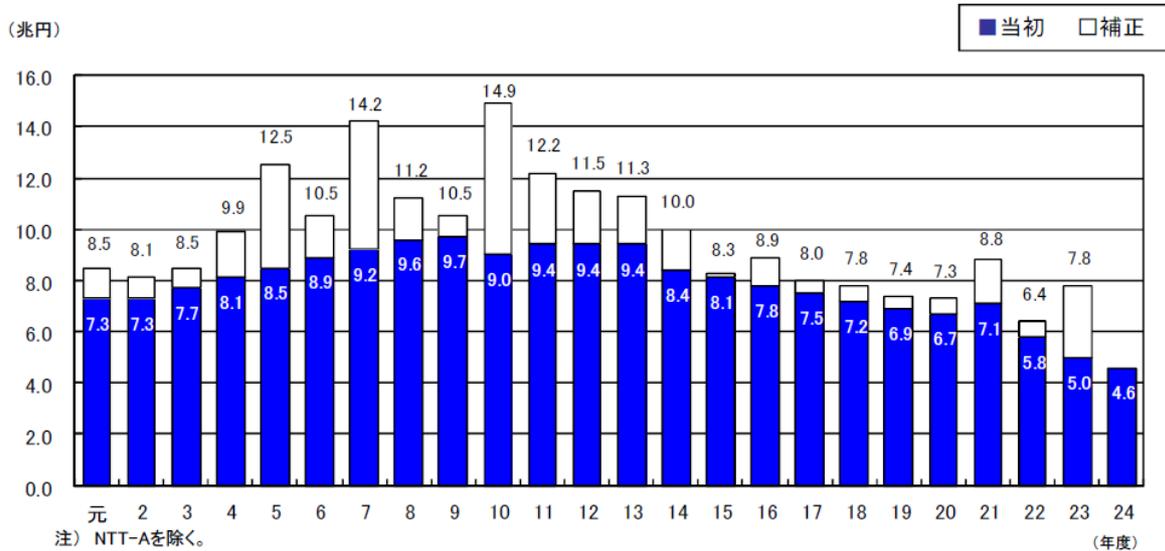
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年については被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を除く44都道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

(建設産業戦略会議資料より)

国の予算における公共事業関係費も減少傾向にあり、平成 24 年度当初予算では約 4.6 兆円（地域自主戦略交付金に移行した額を加えた場合は約 4.8 兆円）となっている。

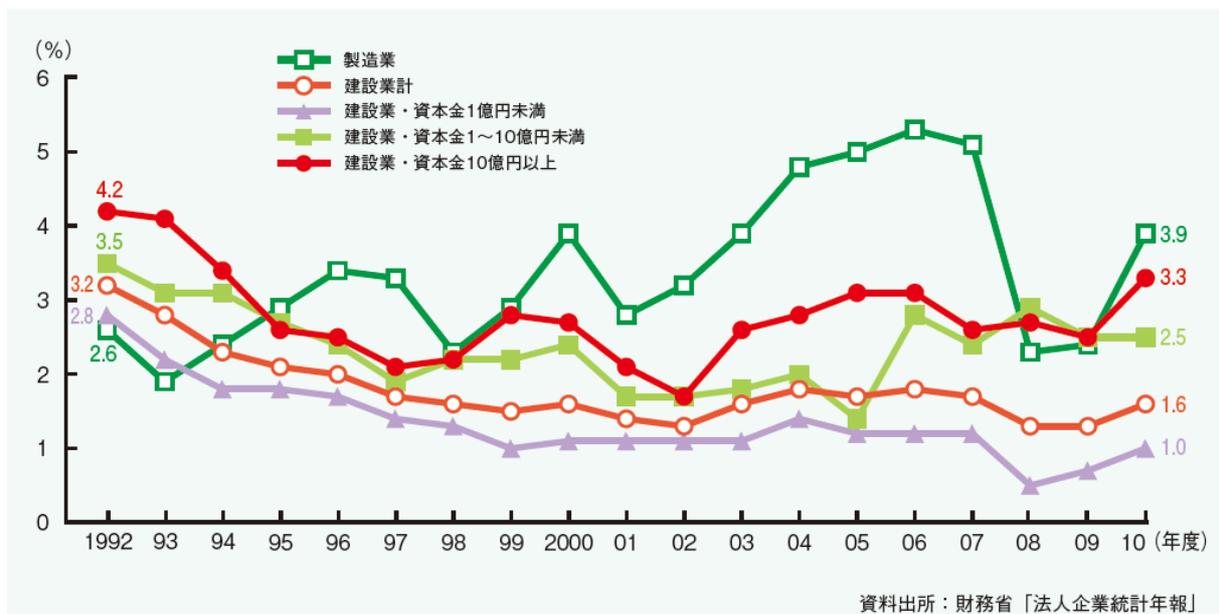
＜国の公共事業関係費の推移＞



（「日本の財政関係資料」（平成 24 年 9 月財務省）より）

建設業の経営状況を売上高計上利益率で見ると、建設業は製造業に比べると景気の影響による急激な変化は少ないが、その水準は 1% 台で低迷している。

＜建設業と製造業の売上高経常利益率の推移＞



（2012 建設業ハンドブック（日本建設業連合会）より）

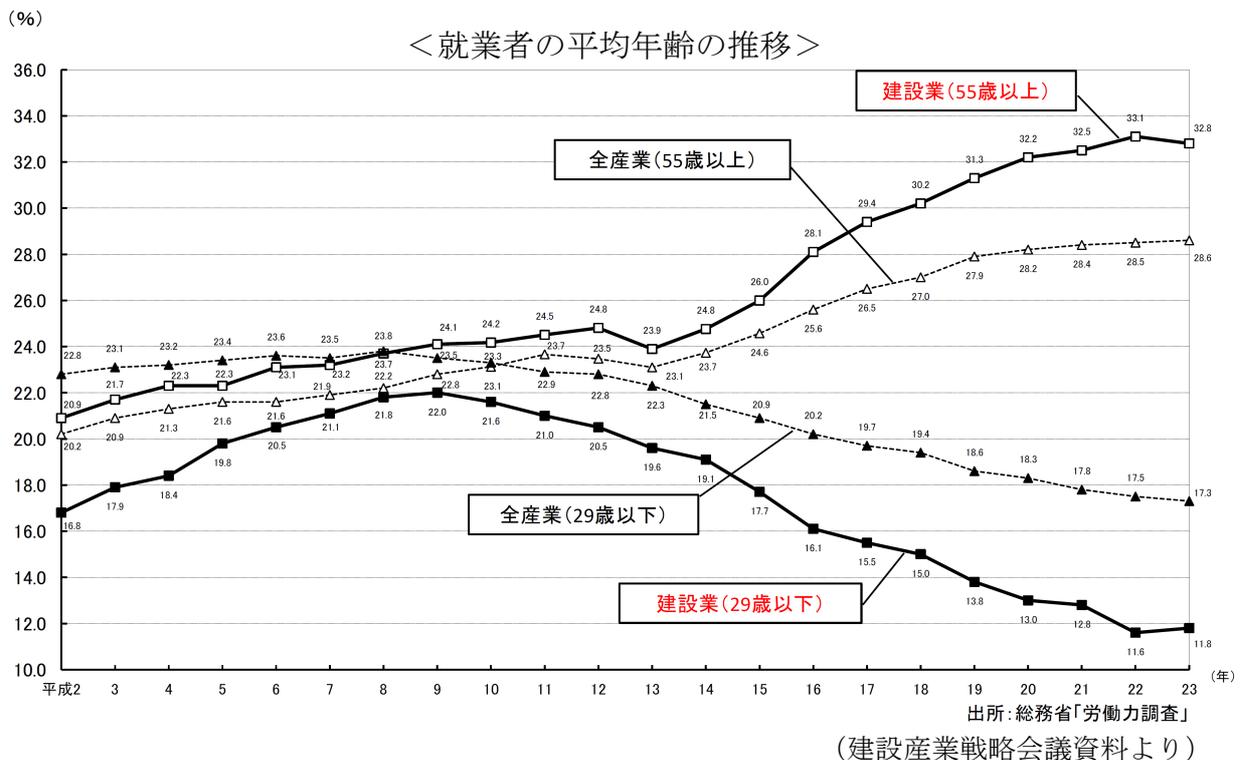
建設業の倒産件数や負債額は、政府の金融支援策の効果などにより、3年連続で減少してきている。

<建設業の倒産の推移>

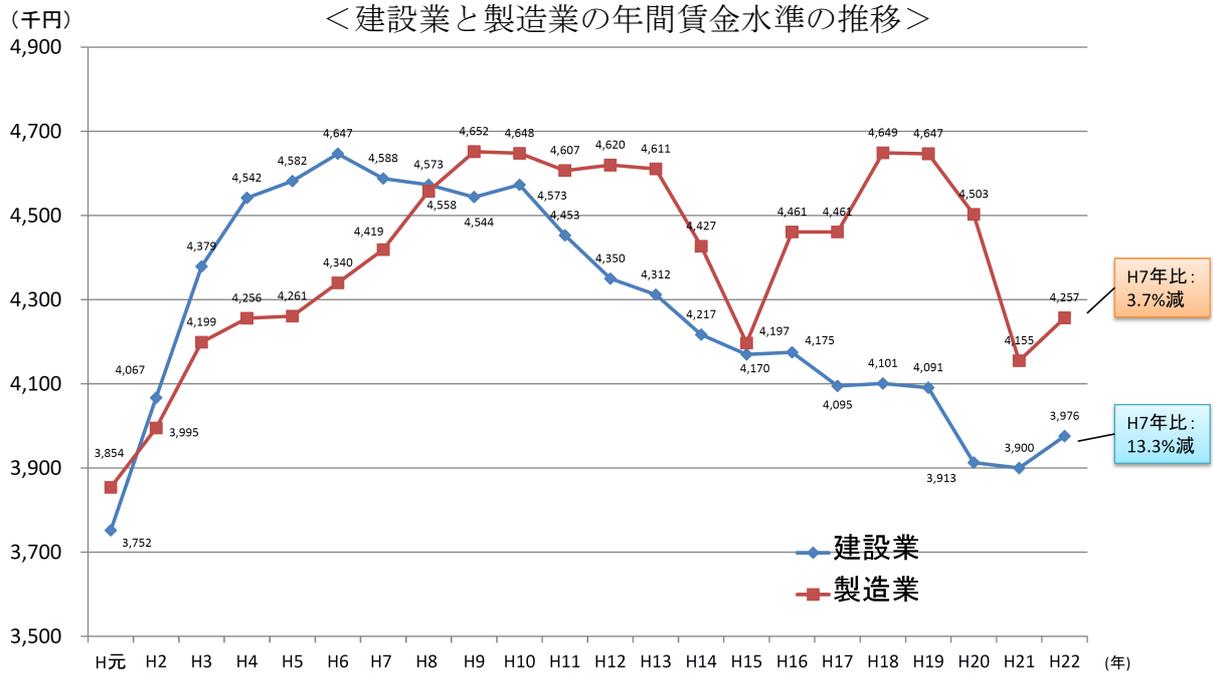


(2012 建設業ハンドブック (日本建設業連合会) より)

また、就業者については高齢化が特に進んでおり、建設業では3人に1人が55歳以上となっている。



建設業の賃金水準も平成7年以降減少傾向にあり、製造業を下回っている。

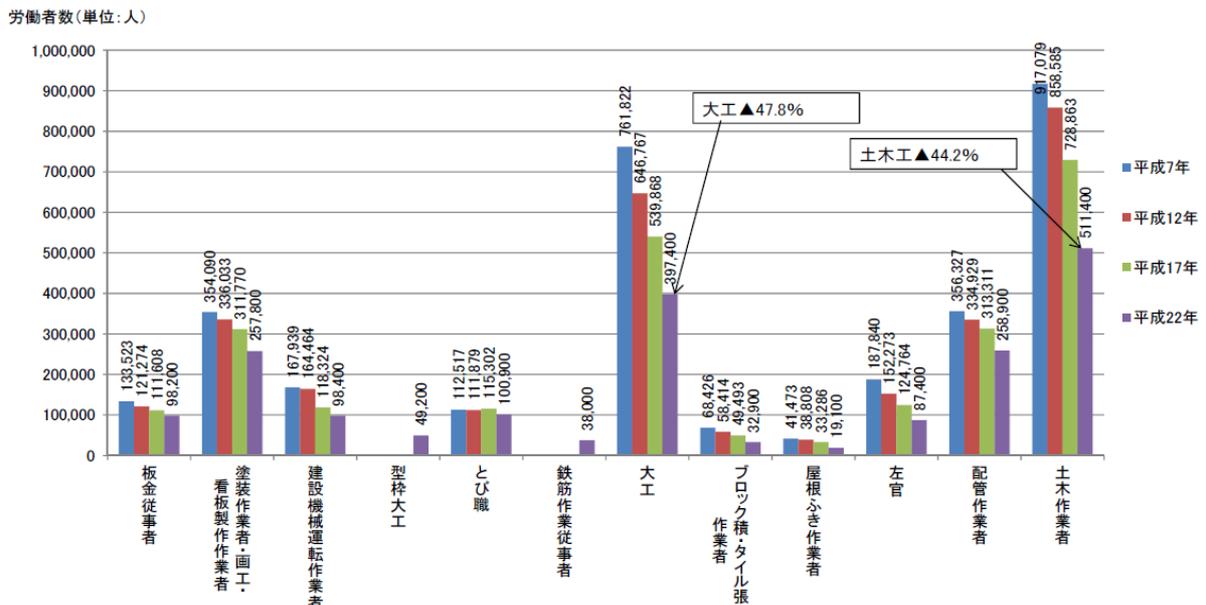


出所: 国税庁「民間給与実態統計調査」

(建設産業戦略会議資料より)

技能労働者の減少も大きく、特に、平成7年からの15年間で大工は約48%、土木工は約44%も減少しているなど、技能労働者不足が強く懸念される状況にある。

＜主な建設技能労働者数の推移＞



※平成22年のデータは、2011年6月29日公表の速報値
 ※平成22年から、「型枠大工」を「土木工」から区分集計
 ※平成22年から、「鉄筋工」が追加

出所: 総務省「国勢調査」

(建設産業戦略会議資料より)

その労働者の就労環境の悪化も問題となっており、特に、建設業の雇用者の社会保険等の加入状況は、製造業に比べ大きく劣っている状況にある。

○雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合(平成21年度)

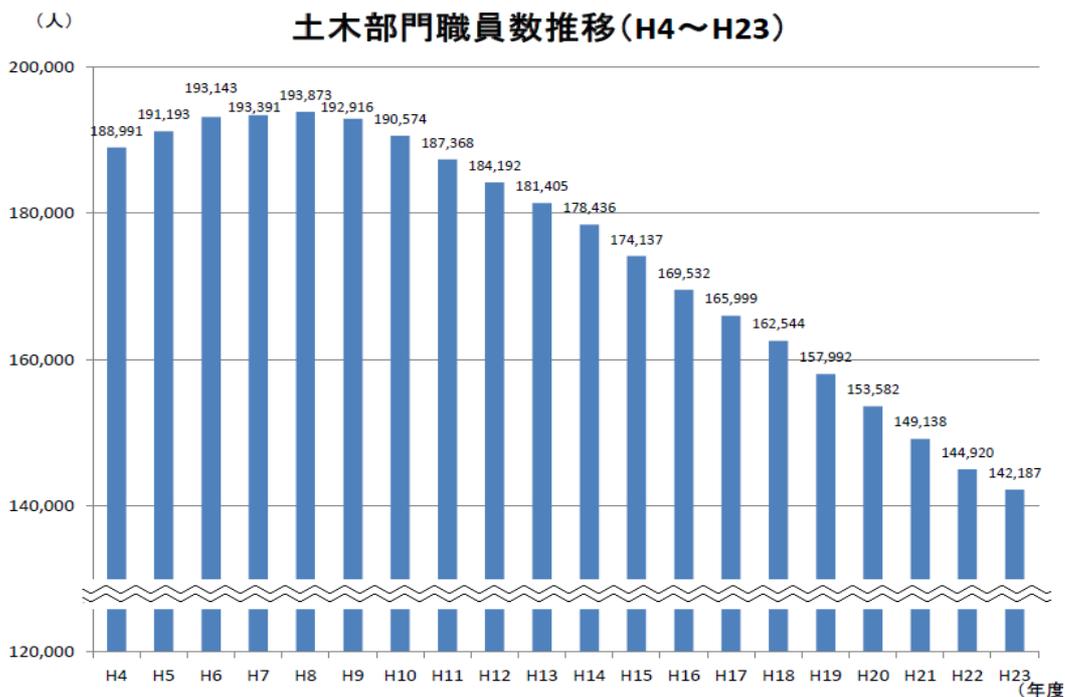
| | 建設業 | 製造業 |
|-----------------------------|-------|-------|
| ◇雇用保険 | 61.0% | 92.6% |
| ◇健康保険(協会けんぽ) ＜旧政府管掌健康保険＞ | 42.9% | 39.1% |
| ◇厚生年金保険 | 61.9% | 87.1% |

出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」

(建設産業戦略会議資料より)

他方、地方公共団体で公共工事の発注業務を担当する土木部門の職員も、建設投資ピーク時から約25%減少している中で、総合評価方式の導入など多様化する入札契約方式や情報公開などの課題への対応を求められている状況にある。

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数



出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」

(建設産業戦略会議資料より)

(2) 建設業法等の整備

建設産業の健全な発展を促すための基本的な法律として、昭和 24 年に建設業法が制定されて以降、これまでに様々な改正が行われてきている。また、併せて建設工事の品質確保など、新たな課題に関連する法律の制定も行われてきている。それらの動向で主なものとしては、次のようなものがあげられる。

| | |
|---------|--|
| 昭和 24 年 | 建設業法制定 建設業者の登録制度、主任技術者の設置、書面契約等 |
| 昭和 31 年 | 建設業法改正 建設工事紛争審査会の設置 |
| 昭和 35 年 | 建設業法改正 国による技術検定制度の導入 |
| 昭和 46 年 | 建設業法改正 建設業許可制度の導入、28 業種区分の設定 |
| 昭和 62 年 | 建設業法改正 指定建設業監理技術者資格者証制度の導入 |
| 平成 6 年 | 建設業法改正 建設業許可の有効期間の 3 年から 5 年への延長、経営事項審査制度義務化、施工体制台帳整備の導入、監理技術者資格者証制度の対象を全ての特定建設業へ拡大 「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」閣議了解 一般競争入札の導入 |
| 平成 12 年 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律制定 情報の公表、不正行為等への措置、適正化指針の策定等 |
| 平成 17 年 | 公共工事の品質確保の促進に関する法律制定 ・ 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務明確化 ・ 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へ転換 |

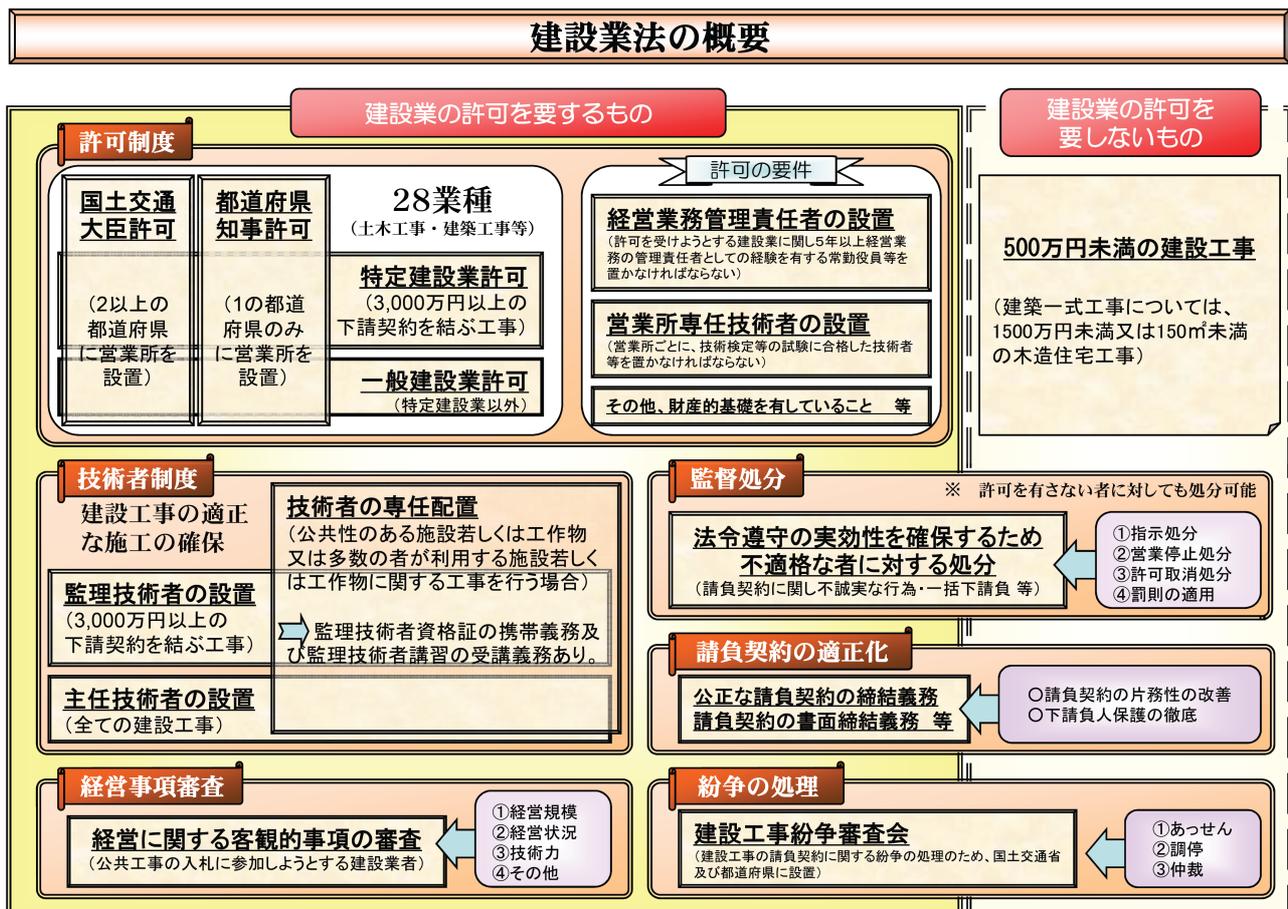
平成 18 年 建設業法改正

一括下請負禁止の民間工事への拡大（耐震偽装事件を受け、建設業者が平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負った共同住宅の新築工事について、一括下請負の禁止）

平成 19 年 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律制定

- ・ 住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための保険や供託の仕組みを活用した資力確保措置の義務付け
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定
- ・ 保険契約に係る住宅の紛争処理体制の整備

建設業法の概要



(国土交通省資料より)

(3) 建設産業の改革に向けた検討

我が国の建設産業の方向性や施策のあり方については、昭和から平成にかけて、当時の建設省において、「二十一世紀への建設産業ビジョン」（昭和61年）や、「建設産業構造改善推進プログラム」（平成元年）といった形で取りまとめられ、建設産業の発展にも寄与してきた。一方、昭和から平成にかけて拡大を続けてきた建設産業を取り巻く環境も、全国の建設投資額が平成4年度をピークとして大きく減少していることをはじめ様々な新たな課題も表面化しており、そうした近年の建設産業をめぐる環境変化を踏まえて、建設産業の再生、発展に向けたいくつかの施策方針がまとめられてきている。特に直近では、平成22年から開催されている建設産業戦略会議において平成23年、24年と引き続いて、建設産業の再生と発展のための方策に関する提言がなされており、それらの提言に基づいて、いくつかの新たな施策も行われつつある。

① 建設産業政策に関する主な方針

○ 建設産業政策大綱（平成7年）

平成7年には、「①エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く」、「②技術と経営に優れた企業が自由に伸びられる競争環境づくり」、「③技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業づくり」の三つの目標を掲げ、建設産業政策の基本方向を示す「建設産業政策大綱」が取りまとめられている。この大綱では、2010年までの市場予測等を踏まえて、15年先までを見通した政策が示されており、CM方式（コンストラクション・マネージメント方式、発注者の代理人あるいは補助者として、発注者の利益を確保する立場から、建設工事の①品質管理、②工程管理、③費用管理を行う方式。）に関する検討の必要性なども指摘されている。

○ 建設産業再生プログラム（平成11年）、建設産業構造改善推進3カ年計画（平成12年）

平成7年の「建設産業政策大綱」で示された基本的方向を踏まえ、その後の経済社会の予想を上回る状況変化に対応して重点的な課題整理を行うものとして、平成11年に「建設産業再生プログラム」が発表されている。特に、厳しい経営環境にある大手総合建設会社の今後のあり方に焦点を当てつつ、全建設業界に共通する課題についても方向性を示しており、企業戦略の方向については次のような提言を行っている。

- 1 「選択と集中」のための企業戦略
- 2 企業戦略の4つの方向
 - ① 不採算部門からの撤退と優位部門への重点化
 - ② 成長期待分野、戦略的投資分野の強化
 - ③ コストダウンによる競争力の強化
 - ④ 品質や商品開発力、提案力による競争力の強化
- 3 経営組織の革新と連携の強化

また、「建設産業構造改善推進3カ年計画」は、平成12年度からの3年間において、建設産業政策大綱や建設産業再生プログラムなどに沿って、どのような構造改善の取組を重点的に実施するべきかについて取りまとめたものであり、重点課題として、次の4点を掲げている。

- 1 不良・不適格業者の排除の徹底
- 2 建設生産システムにおける合理化の推進
- 3 生産性の向上
- 4 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善

○ 建設産業政策 2007（平成19年）

「建設産業政策大綱」策定後の建設産業を取り巻く環境が大きく変化する中で建設産業が直面する諸課題に対応するために平成18年から設置された建設産業政策研究会（座長：大森文彦弁護士）では、今後の建設産業政策について平成19年に「建設産業政策 2007～大転換期の構造改革～」として報告を行っている。

この報告では、公共調達をめぐる談合事件や、構造計算書偽装問題、低価格受注の増加など、建設生産に対する信頼の回復が課題となっている状況の中で、今後の建設産業政策の方向として次の5つの政策を強力に推進し、建設産業の構造改革を進めていく必要性を指摘している。

- 1 公正な競争基盤の確立 - Compliance -
- 2 再編への取組の促進 - Challenge -
- 3 技術と経営による競争を促進するための入札契約制度の改革 - Competition -
- 4 対等で透明性の高い建設生産システムの構築 - Collaboration -
- 5 ものづくり産業を支える「人づくり」 - Career Development -

② 建設産業戦略会議取りまとめ

○ 建設産業の再生と発展のための方策 2011（平成 23 年）

建設産業の現状を踏まえ、今後の建設産業、特に地域建設業の再生方策を策定するために、国土交通省において平成 22 年 12 月から「建設産業戦略会議」（座長：大森文彦 弁護士・東洋大学教授）を開催し、平成 23 年 1 月には「建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」を発表するとともに、平成 23 年 6 月 23 日には「建設産業の再生と発展のための方策 2011」（以下「方策 2011」という。）として、7 つの対策が取りまとめられ、建設企業や行政におけるそれぞれの取組の必要性を指摘している。

方策 2011 であげられた建設産業が直面する課題と対策は以下のとおり。

建設産業が直面する課題

1. 地域社会の維持
 - ・ 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足
- 2-1. 技能労働者の雇用環境と社会保険等の加入状況
 - ・ 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下
 - ・ 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
 - ・ 保険未加入企業の存在
- 2-2. 重層下請構造
 - ・ 間接経費の増加による生産性低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化、安全性低下等の問題
3. 技術者の育成と適正配置
 - ・ 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
 - ・ 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
 - ・ 業種区分が実態と乖離のおそれ
4. 公共調達市場と受発注者関係
 - ・ 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
 - ・ 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増
5. 海外建設市場への積極的進出
 - ・ 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み
- 6-1. 過剰供給構造
 - ・ 企業数としては過剰
 - ・ 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造は変わらず
- 6-2. 新たな事業分野への展開等
 - ・ 新事業展開に向けたノウハウの不足、CM方式の普及伸び悩み
7. 東日本大震災
 - ・ 迅速かつ円滑な復旧・復興
 - ・ 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
 - ・ 被災地と原発地域の企業の支援

実施すべき対策

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- ・ 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注)の導入

対策2-1 保険未加入企業の排除

- ・ 行政、元請、下請による一体的な取組
 - <行政> 保険加入状況の確認強化、指導
 - <元請> 下請指導責任の明確化
 - <下請> 保険加入の徹底

対策2-2 重層下請構造の是正と施工力のある企業の育成

- ・ 請負及び雇用に関するルールの徹底
- ・ 優れた技能者を有した企業の育成・評価
- ・ 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- ・ 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- ・ 業種区分の点検と見直し

対策4 入札契約制度改革の推進

- ・ 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- ・ 段階選抜方式の活用推進
- ・ 地域企業の適切な活用
- ・ 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

対策5 海外展開支援策の強化

- ・ 契約・リスク管理の強化
- ・ 情報収集・提供、人材育成の強化等
- ・ 投資協定の活用

対策6-1 過剰供給構造の是正と不良不適格業者の排除

- ・ 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底
- ・ 建設企業としての欠格要件の強化
- ・ 都道府県との連携強化

対策6-2 新たな事業分野への展開等

- ・ 新事業展開への継続的な支援体制の構築
- ・ CMの制度化等による新たな国内市場の創設、マネジメント力の強化

対策7 東日本大震災を受けた特別の対応

- ・ 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等
- ・ 地域企業と地域外企業の適切な活用
- ・ 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

○ 建設産業の再生と発展のための方策 2012（平成 24 年）

方策 2011 の取りまとめの後、更に、建設産業が将来にわたり国土づくり・地域づくりの担い手としての役割を果たしていけるよう、建設産業戦略会議において検討が重ねられ、平成 24 年 7 月 10 日、「建設産業の再生と発展のための方策 2012～「方策 2011」を実現し、東日本大震災を乗り越えて未来を拓く～」(以下「方策 2012」という。)が取りまとめられている。

方策 2012 では、将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題と、東日本大震災への対応を踏まえ、当面の課題と対策として次の点をあげている。

当面の課題

1. 適正な競争環境の整備
 - ・ 適正な価格による契約の推進
 - ・ 支払の透明性の確保
2. 担い手となる技術者や技能労働者の確保・育成
 - ・ 技能労働者の確保・育成
 - ・ 技術者の確保・育成
 - ・ 建設産業の持つ魅力の P R
3. 多様な契約方式の導入
 - ・ 予定価格の算定など調達に関する課題への対応
4. 海外建設市場への積極的進出
 - ・ 主要国の建設環境情報やトラブル情報等の収集・提供の仕組み構築
5. 維持更新、低炭素・循環型社会への対応
 - ・ インフラの維持管理・更新
 - ・ 建築物のリフォーム
 - ・ 環境分野などの新たな技術への対応

対策

1. 将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築
 - 対策 1 適正な競争環境の整備～公共工事の入札契約制度の改革等（1）～
 - ・ 将来の地域社会を考慮した公共調達の基本理念の明確化
 - ・ 透明かつ効率的・合理的な競争環境の整備
 - ・ 専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入
 - ・ 地域維持事業の適正な評価
 - ・ 適正な価格による契約の推進（ダンピング対策の徹底及び市場価格の上昇局面における対応）
 - ・ 下請契約における支払の透明性の確保
 - 対策 2 総合的な担い手の確保・育成支援

- 技能労働者の処遇の改善
 - ・ 社会保険等未加入対策の更なる徹底
 - ・ 技能に見合った処遇が受けられる就労環境づくり
 - ・ 更新期を迎える登録基幹技能者制度の更なる普及
 - ・ 建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表
 - ・ 建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開
- 技術者の育成支援
 - ・ 技術者データベースの実現と活用
 - ・ 監理技術者になり得る新たなキャリアパスの位置付け
- 建設産業への就業促進のための戦略的広報のあり方

2. 多様な事業領域・契約形態への展開

対策3 プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援

～公共工事の入札契約制度の改革等（2）～

- 多様な事業領域・契約形態に係る共通ツールの整備
CM方式、オープンプック方式
- 予定価格の算定など調達に関する課題への対応
 - ・ 市場が逼迫している場合の予定価格の算定方法
 - ・ 賃金や資機材価格の変動が著しい場合に用いる積算単価
 - ・ 積算が困難な場合等の調達手法
- 単価・数量精算契約等の活用

対策4 海外展開支援策の強化

- 他業界との連携強化を含む官民一体の体制づくり
- 専門工事業者を含む地方・中小建設企業の海外展開を促進するための施策の拡充
- 建設業の海外展開に関する目標の設定

対策5 時代のニーズに対応した施工技術と品質確保

- 維持更新時代、低炭素・循環型社会に対応する業種区分の点検・見直しと技術者資格制度の点検
- リフォームを中心とする軽微な工事の適正な契約及び施工の確保
 - ・ リフォーム工事に係るマニュアルの策定、指導監督の強化等
 - ・ 軽微な工事の取扱いの検討

既に平成24年10月までに、この報告において提言された施策についての具体策を検討するための新たな検討組織が始動しはじめており、9月には、建設産業の担い手である技能労働者の確保や専門工事業者の評価などについて検討する「担い手確保・育成検討会」が、10月には、CM方式などの新たな発注・契約方式について検討する「多様な契約方式活用協議会」が国土交通省に設置されて、議論が始まっている。また、本年1月に中間とりまとめを行った中央建設業審議会基本問題小委員会においても、技術者データベースの構築等の課題についての

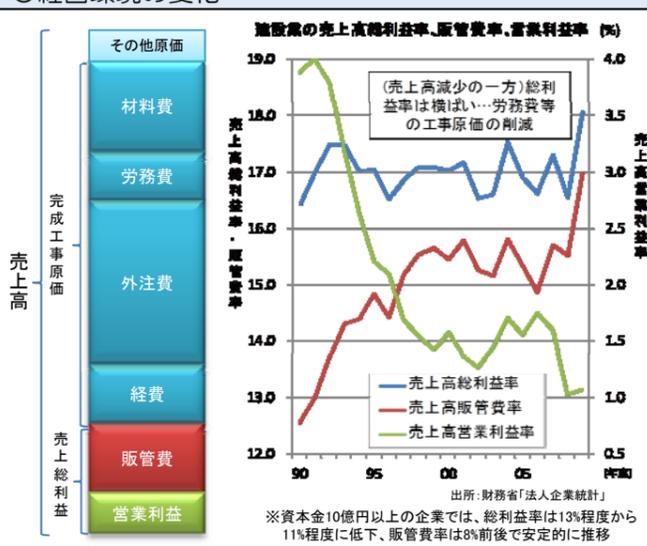
更なる検討が行われるものと思われる。

平成 24 年 5 月に建設業法施行規則が改正されるとともに、関係者による推進協議会も設置されて本格的な対策が動き出している社会保険未加入対策問題などとともに、2011 年、2012 年と引き続いて示された建設産業戦略会議の様々な提言が、現在の建設産業の抱える課題への有効な対策として着実に具体化されていくことが期待される。

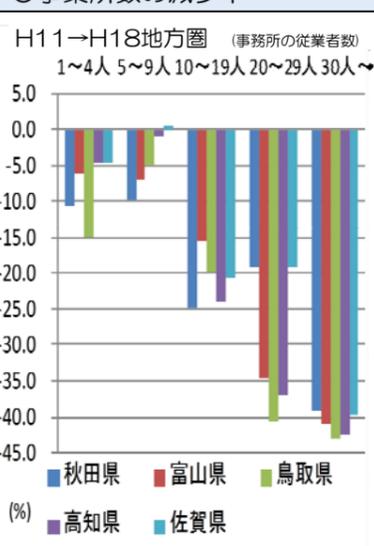
建設産業の再生と発展のための方策2011（概要）

H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議取りまとめ

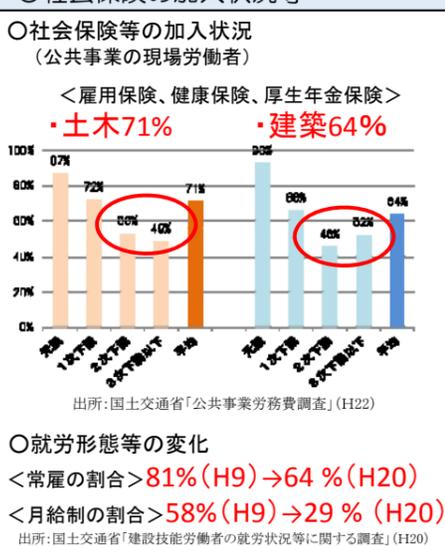
○経営環境の変化



○事業所数の減少率



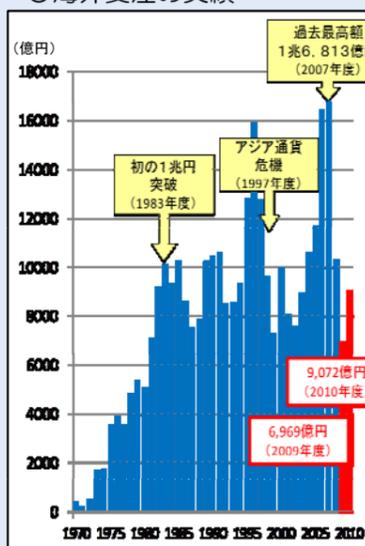
○社会保険の加入状況等



○技術者の数等

| | | |
|------|-----------------------------------|----------------------|
| イギリス | データベースに蓄積 | 約160万人 (技能者等含む) |
| 韓国 | データベースに蓄積 | 約55万人 |
| 日本 | 監理技術者資格者証保有者 ※技術者（監理技術者・主任技術者） | 約67万人 ※約120万人（推計） |

○海外受注の実績



○過剰供給構造

| | S55年度 | H4年度 | H22年度 |
|----------|------------|------------|------------|
| 建設投資額 | 50兆円(100) | 84兆円(141) | 41兆円(66) |
| 許可業者数 | 50万社(1.0) | 53万社(1.1) | 50万社(1.0) |
| 建設業就業業者数 | 548万人(1.0) | 619万人(1.1) | 498万人(0.9) |

※建設投資額の欄の()内はデフレーターを加味した数値

課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等（地域維持事業）を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入
- ※ 包括発注（一括契約、複数年契約等）や、地域建設企業の共同体による受注

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切に施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
- <行政> 保険加入状況の確認強化、指導
- <元請> 下請指導責任の明確化
- <下請> 保険加入の徹底

課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

課題5 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

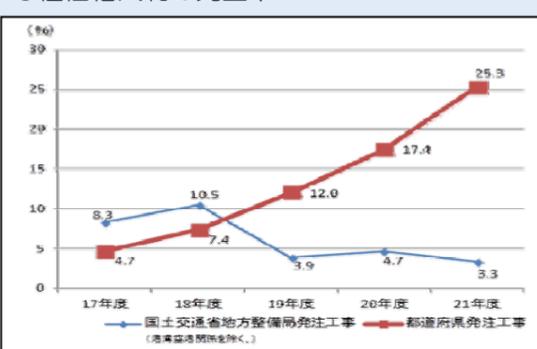
課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策6 不良不適格業者の排除

- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底（再掲）
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

○低価格入札の発生率



課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の事務負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

建設産業の再生と発展のための方策2012

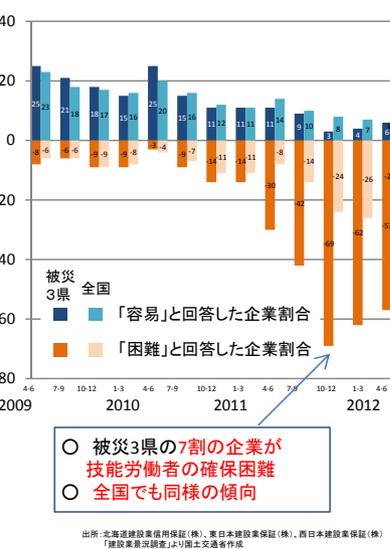
H24.7.10 国土交通省
建設産業戦略会議取りまとめ

～「方策2011」を実現し、東日本大震災を乗り越えて未来を拓く～

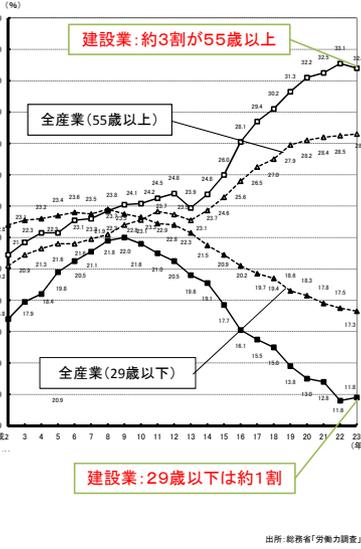
○被災地では
入札不調が多数発生



○被災地では技能労働者の確保が困難に



○就業者は高齢化・若年層が減少



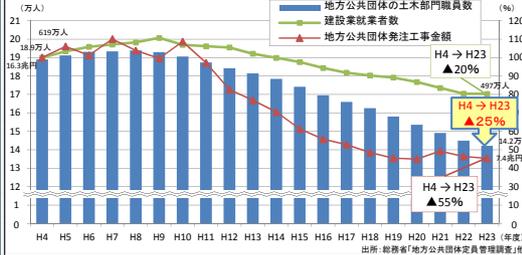
○建設投資の減少に伴い受注競争が激化

| | H4年度 | H23年度 | 増減率 |
|----------------------|---------|---------|------|
| 建設投資 (大規模工事の元請) | 84兆円 | 42兆円 | ▲50% |
| 特定建設業者 (大規模工事の元請) | 38315業者 | 43753業者 | +14% |
| 就業者 (営業職) | 27万人 | 31万人 | +15% |
| 就業者 (技能労働者) | 408万人 | 316万人 | ▲23% |
| 入職者 (新規卒) | 3.4万人 | 1.4万人 | ▲60% |
| 入職者 (大卒・院卒等) | 2.9万人 | 1.8万人 | ▲37% |

○工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減
○少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)

出所：国土交通省調べ、総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」

○地方公共団体の土木部門の職員数は減少



○被災地では
復旧・復興工事が今後本格化

| 公共工事 (被災3県) | H23 2月 | H24 2月 | 増減 |
|----------------|-----------|-----------|----------|
| 金額 | 188 億円 | 721 億円 | 3.8 倍 |
| 件数 | 694 件 | 1517 件 | 2.2 倍 |

出所：北海道建設業協会(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事別私企保証統計」

○海外の受注実績



国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業に期待される姿

将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築 建設産業に求められる多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

現場の施工力の再生 (技術者や技能労働者の確保・育成) 公正な契約・取引関係の構築 (重層下請構造の是正) 多様な事業領域・契約形態への展開 (技術力・事業企画力の発揮)

当面講ずべき対策

東日本大震災への対応を次に活かす

- 状況に応じた施工確保対策の追加・拡充
- 東日本大震災の特例措置の検証
 - ・復興JV制度、被災地外からの労働者確保、資材調達に伴う措置
 - ・CM方式を活用した復興まちづくり
 - ・直近の実態を反映した公共工事設計労務単価、資材価格等の設定等
- 同様の災害への対応としての制度化
- 恒久的な措置としての一般化を検討

公共工事の入札契約制度の改革等

- 適正な競争環境の整備
 - ・公共調達の基本理念の明確化(個々の工事品質に加え、地域社会の担い手確保を発注者責務に)
 - ・人を大切にする施工力のある企業が適正に評価される環境の整備(公正な下請契約や、技能労働者の雇用・育成を評価)
 - ・専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入
 - ・地域維持事業の適正な評価
 - ・適正な価格による契約の推進(ダンピング対策等)
 - ・下請契約における支払の透明性の確保
- プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
 - ・新たな事業ニーズに対応した契約方式(現行建設生産システム等を踏まえた日本型CM方式等)
 - ・予定価格の算定など調達に関する課題への対応
 - ・単価・数量精算契約等の活用

総合的な担い手の確保・育成支援

- 技能労働者の処遇の改善
 - ・社会保険等未加入対策の更なる徹底
 - ・技能に見合った処遇が受けられ、多様なキャリアパスが実現される就労環境づくり(技能労働者の資格や工事経験データのIT管理による技能評価の推進)
 - ・更新期を迎える登録基幹技能者制度の更なる普及
 - ・公共工事設計労務単価の公表に際し、建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額を参考公表
 - ・建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開
- 技術者の育成支援
 - ・技術者データベースの実現と活用
 - ・監理技術者になり得る新たなキャリアパスの検討
- 建設産業への就業促進のための戦略的広報

海外展開支援策の強化

- 他業界との連携強化を含む官民一体の体制づくり
- 専門工事業者を含む地方・中小建設企業の海外展開を促進するための施策の拡充
- 建設業の海外展開に関する目標を年間2兆円以上に設定

時代のニーズに対応した施工技術と品質確保

- 維持更新時代、低炭素・循環型社会に対応する業種区分の点検と見直し
- 技術者資格制度の点検
- リフォームを中心とする軽微な工事の適正な契約及び施工の確保
 - ・リフォーム工事に係るマニュアルの策定、指導監督の強化等
 - ・軽微な工事の取扱いの検討

③ 中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会中間とりまとめ
(平成 24 年 1 月 27 日)

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会は、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための方策について検討するために平成 23 年 9 月に設置され、方策 2011 の具体化を中心とする審議結果について、平成 24 年 1 月に中間とりまとめを行っている。その主な内容は次のとおりであり、その後に取りまとめられる「建設産業の再生と発展のための方策 2012」へも引き継がれている。

1. 地域維持型契約方式の導入
 - ・ 地域維持型 J V の制度化 (共同企業体運用準則改定)
 - ・ 各発注機関における導入及び活用を促進
2. 技術者データベースの新たな仕組みの概要
 - ・ 主任技術者相当以上の資格を有する者は登録可能
 - ・ 監理技術者については、現場配置情報の登録及び登録を受けた者からの選任を義務付け
 - ・ 発注者等は、必要な範囲でインターネット上で閲覧可能
3. 業種区分の点検結果と見直しの方針
 - 取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できる一方、社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、検討を深める必要
 - ・ 「なおす」「とりこわしてつかう」に関連した業種区分の見直し
 - ・ 一式工事の一定分野を施工できる新業種を柔軟に設定できる仕組み
 - ・ 建設工事の内容、例示の見直し
4. 社会保険未加入問題への対策
 - ・ 許可・更新時等の加入状況の確認・指導、社会保険担当部局への通報
 - ・ 元請企業による下請企業への指導
 - ・ 法定福利費の確保のための関係者への周知
 - ・ 全国・地方毎に関係者による協議会を設置
5. その他検討事項
 - 不良不適格業者の排除の徹底
 - ・ 暴力団員等を許可の欠格・取消事由に追加
 - ・ 技術検定不正受験者に対する受験禁止措置
 - 技術・技能の振興
 - ・ 民間の資格制度の活用
 - ・ 基幹技能者の施工体制台帳への位置付け
 - 海外展開の促進、閲覧制度の見直し 等

建設産業が持続可能で活力ある国土・地域づくりの担い手としてその役割を的確に果たすことができるよう、建設市場の在り方、住宅・社会資本の維持更新、

低炭素・循環型社会の構築などの諸課題に対応する施策の充実強化に向けた、更なる検討が必要であると提言している。

④ 業界団体の動向

国における建設産業戦略会議の提言の動き等と並行して、業界団体においても、新たな対応方策をまとめようとする動きがみられる。

47 都道府県に約 2 万社の会員企業（ゼネコン）を擁する全国建設業協会では、平成 24 年 4 月に一般社団法人へと組織変更を行った機会に合わせて、「全建将来ビジョン」を策定している。このビジョンでは、これまでに建設業が果たしてきた役割や現在の建設業を取り巻く様々な状況に鑑みて、目標として、①国民の期待に応え地域社会に貢献する、②やりがいと誇りのある建設産業を創出する、③ニーズを共有し実現できる体制の強化を図る、の 3 つを掲げ、その達成に向けたキーワードとして次の 13 項目をあげている。

- 1 戦略的な広報・PR 活動の展開
- 2 国土保全ビジョンなどの早期策定の訴求
- 3 災害に対する支援体制の整備（災害対応空白地帯の解消）
- 4 地域の特性に応じた事業の提案
- 5 様々な社会貢献活動の推進
- 6 建設企業（団体）行動憲章の周知・徹底
- 7 入札契約制度・建設生産システムの改善
- 8 維持更新需要等への対応（活動領域の拡大）
- 9 労務単価・労働環境等の改善
- 10 若年従事者の確保・育成を図る
- 11 建設生産活動を通じた地域の活性化
- 12 各都道府県建設業協会・会員企業との情報共有体制の強化
- 13 「組織力」を生かした要望活動の展開

2 公正な競争環境等の整備

(1) 法令遵守問題

建設業法令遵守ガイドライン

建設業法に定められた規定の趣旨の周知に向けて、国土交通省では、次の2種類のガイドラインを作成し、法令遵守の徹底を働きかけている。

元請負人と下請負人の関係に係る留意点

元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約について、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築や公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として平成19年に作成され、その後数回の改訂により内容の更新がなされてきている。

平成19年6月策定

元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例の明示、書面による請負契約締結の実行、「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化、元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止等。

元請下請間の取引に係るベスト・プラクティスの明示、元請下請間の望ましい取引方法についても、その具体例等を明示。

平成20年9月改訂

工期面での下請へのしわ寄せを防止するため、工期の変更があった場合の変更契約などの項目を新たに追加して改訂。

平成24年7月再改訂

建設業における社会保険未加入問題への対応の一環として、社会保険・労働保険に係る項目について改訂を行い、当該保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法で定められた「通常必要と認められる原価」に含まれること、見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人が、下請負人の法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあることなどを明記。

< 建設業法令遵守ガイドライン（元請負人と下請負人の関係に係る留意点）の内容 >

1. 見積条件の提示（建設業法第20条第3項）
2. 書面による契約締結

- 2 - 1 当初契約（第 18 条、第 19 条第 1 項、第 19 条の 3）
- 2 - 2 追加工事等に伴う追加・変更契約（第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- 2 - 3 工期変更に伴う変更契約（第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- 3 . 不当に低い請負代金（第 19 条の 3）
- 4 . 指値発注（第 18 条、第 19 条第 1 項、第 19 条の 3、第 20 条第 3 項）
- 5 . 不当な使用資材等の購入強制（第 19 条の 4）
- 6 . やり直し工事（第 18 条、第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- 7 . 赤伝処理（第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3、第 20 条第 3 項）
- 8 . 工期（第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- 9 . 支払保留（第 24 条の 3、第 24 条の 5）
- 10 . 長期手形（第 24 条の 5 第 3 項）
- 11 . 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（第 40 条の 3）
- 12 . 関係法令
 - 12 - 1 独占禁止法との関係について
 - 12 - 2 社会保険・労働保険について

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るための対策として、発注者と受注者との間の取引において、必ずしも十分に徹底されていない法条を中心に、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示したもの。平成 23 年 8 月に公表されている。

< 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの内容 >

- 1 . 見積条件の提示（建設業法第 20 条第 3 項）
- 2 . 書面による契約締結
 - 2 - 1 当初契約（第 19 条第 1 項、第 19 条の 3）
 - 2 - 2 追加工事等に伴う追加・変更契約（第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
 - 2 - 3 工期変更に伴う変更契約（第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- 3 . 不当に低い発注金額（第 19 条の 3）
- 4 . 指値発注（第 19 条第 1 項、第 19 条の 3、第 20 条第 3 項）
- 5 . 不当な使用資材等の購入強制（第 19 条の 4）
- 6 . やり直し工事（第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）
- 7 . 支払（第 24 条の 5）
- 8 . 関係法令
 - 8 - 1 独占禁止法との関係について
 - 8 - 2 社会保険・労働保険（法定福利費）について

建設業法令遵守推進本部、駆け込みホットライン

平成 19 年度から、国土交通省の各地方整備局では、「建設業法令遵守推進本部」を設置して、「駆け込みホットライン」において、主に大臣許可業者を対象にして、建設業に係る法令義務違反の情報（通報）を受け付けている。（元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反、工事の施工現場に関する法令違反、虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反）

なお、平成 19 年 10 月からは国土交通省のHPにおいて「ネガティブ情報等検索サイト」が設置され、建設業者や宅地建物取引業者等の過去の処分歴が検索できるようになり、消費者による監視の効果が期待されている。

また、平成 21 年 7 月には、建設工事の請負契約をめぐるトラブル等に対応する相談窓口として、(財)建設業適正取引推進機構において、「建設業取引適正化センター」が開設され、弁護士等が無料で相談に応じることとなっている。

また、国土交通省では、これらの法令違反関係情報に関連して、建設業者の営業所等への立入検査、報告聴取を行うとともに、許可取消、営業停止などの監督処分や勧告を行っており、特に下請契約の締結や下請代金について数多くの指導がなされている（下記データ参照）。平成 24 年度からは社会保険未加入企業対策の促進にも取り組むこととしている。

<平成 23 年度の「建設業法令遵守推進本部」の活動状況>（H24.6.4 国土交通省発表資料）

| | |
|---|---|
| ・ 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等 | 1,501 件 |
| （うち、法令違反の疑いのあるもの 327 件） | |
| ・ 建設業者に対する立入検査等の実施回数 | 1,085 回 |
| ・ 監督処分等の状況 | |
| 許可取消 | 4 件 [許可の虚偽申請 2 件、建設業者の所在の不確知 1 件、刑法違反で代表取締役懲役刑 1 件] |
| 営業停止 | 17 件 [一括下請負 2 件、無許可業者との下請契約 2 件、経審虚偽申請 1 件、独占禁止法違反 5 件など] |
| 指 示 | 7 件 [無許可営業 1 件、営業所専任技術者の専任義務違反 1 件、労働安全衛生法違反 4 件など] |
| 勧 告 | 365 件 [下請契約の締結について 238 件、下請代金の見積、決定について 138 件、下請代金の支払いについて 129 件、追加・変更契約について 120 件、施工体制台帳の未作成等について 115 件など] |
| 1 件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。 | |

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

全国共通 TEL. 0570-018-240
 受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)
 FAX. 0570-018-241
 ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。
 E-mail : kakekomihl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が連絡情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事項について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。
 ●通報された方の氏名、住所
 ※通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。
 ●違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
 ●違反の疑いがある行為の具体的な事実について次の事項
 (ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等
 なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送、FAX)してください。

1. 通報される方の情報

| | |
|------|--------|
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | E-mail |

2. 違反の疑いがある行為者の情報

| | |
|---------|--|
| 会社名 | |
| 代表者名 | |
| 所在地 | |
| 建設業許可番号 | |
| 電話番号 | |
| その他 | |

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

| | |
|------------|--|
| (ア)だれが | |
| (イ)いつ | |
| (ウ)どこで | |
| (エ)いかなる方法で | |
| (オ)何をしたか | |
| その他 | |

駆け込みホットライン

建設業法違反通報窓口

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

全国共通 TEL. 0570-018-240
 ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00
 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国土交通省
 建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。



元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

「建設業法令遵守ガイドライン」に掲載されている法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

●見積条件の提示

- ・不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
- ・法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

●当初契約

- ・下請工事に關し、書面による契約を行わなかった
- ・工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した

●追加・変更契約

- ・追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった

●工期変更に伴う変更契約

- ・工期の変更に伴い下請工場の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった

●不当に低い請負代金 / 指値発注

- ・元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積額や従来の取引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
- ・工事着手後又は工事終了後に下請負人の協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

●不当な使用資材等の購入強制

- ・下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった

●やり直し工事

- ・元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

●赤伝処理

- ・下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舍使用料等を実際にかかった金額より適度に差し引いた

●工期

- ・下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・元請負人の不十分な施工管理等により下請工場の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた

●支払保証

- ・工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない

●長期手形

- ・120日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った



工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
- ・元請の一般建設業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等



虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- ・虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している 等

(国土交通省資料より)

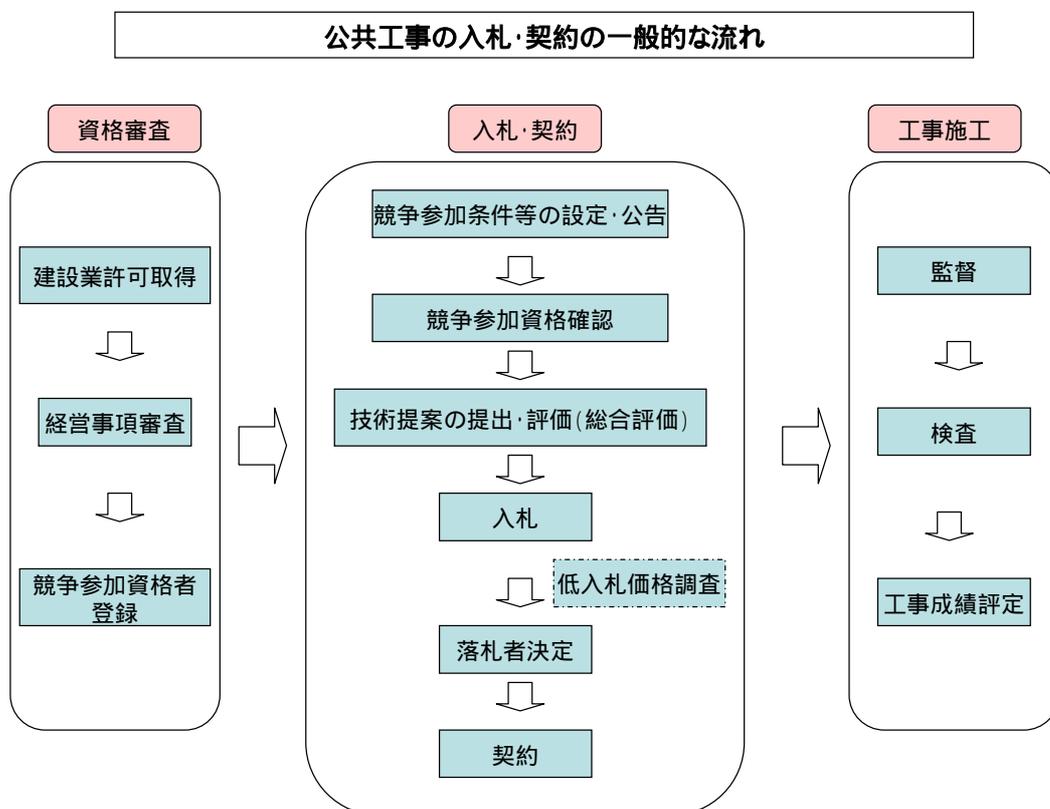
(2) 適正な競争環境の整備

入札契約適正化

○ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」以前の状況

入札契約適正化に向けた取組として、公共工事をめぐる不祥事の発生に対し、平成5年12月の中央建設業審議会の建議を踏まえ、平成6年度から大型工事について一般競争入札方式を導入することとされ、また、平成6年1月には、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」が閣議了解され、国際性を加味した政府全体の入札・契約手続改善の共通指針として、一般競争入札を導入すべき基準額が定められている。また、同年には公共工事の入札に参加しようとする建設業者に対し経営事項審査の受審が義務化されている。

その後の建設投資の低迷や国際化による競争の激化などの建設市場の構造変化に対応して、より透明性の高い市場環境の整備を進める観点から、平成10年2月に中央建設業審議会の建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」が提言され、VE（バリューエンジニアリング）や技術提案総合評価方式などの多様な入札・契約方式の導入や、予定価格の事後公表など手続の透明性の向上に関する提言がなされている。



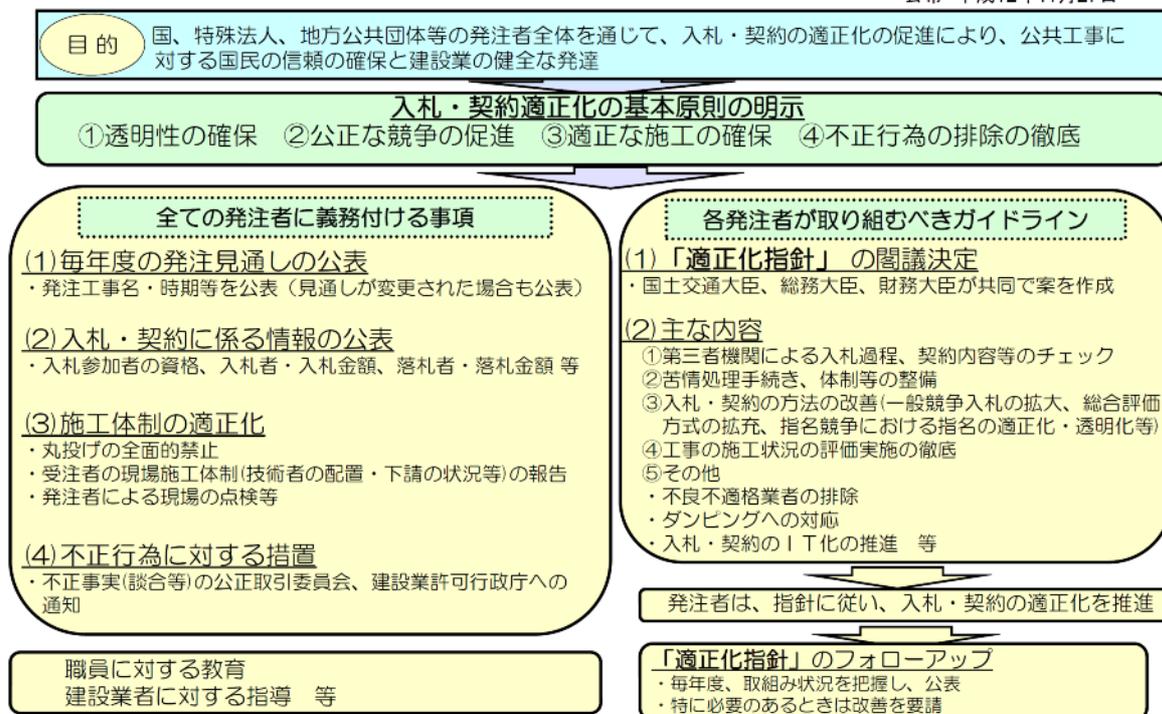
(国土交通調査室作成)

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年）

平成 12 年には、国、特殊法人等、地方公共団体の公共工事の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発達を図るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、発注者に対する、毎年度の発注見通しや、入札・契約に係る情報の公表の義務付け、各発注者が取り組むべき努力事項などが定められ、平成 13 年 3 月には、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定されている。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日



<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>

（国土交通省資料より）

入札談合等関与行為防止法（平成 14 年）

平成 14 年には、国・地方公共団体等の職員が談合に関与している事例（いわゆる官製談合）の発生を受けて、発注機関に対して組織的な対応を求め、その再発を防止するための「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が制定されている。（平成 18 年には、職員による入札等の妨害罪の創設、法律の名称変更等の改正）

なお、本法律制定後も公共工事の入札に関する官製談合は発生している。最近では、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関して国土交通省が公正取

引委員会から3回目となる改善措置要求を受ける事案も発生し、情報管理の徹底など、引き続き厳格な発注関連業務の執行が望まれている。

国土交通省における入札契約制度に関する更なる改善策

国土交通省では、直轄工事における入札契約制度に関して、平成22年度の予算執行から、総合評価落札方式の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、民間企業の技術力による競争を促進させるために、以下の3点について改善策を講じている。

- 1 総合評価落札方式における技術提案の評価結果については、その点数の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する。
- 2 この通知に対して、提案企業から疑問点等を問い合わせることのできる専用の窓口を各地方整備局に新たに設置する。
- 3 工事難易度の低い工事の入札参加資格要件には、過去の実績の工事量による設定は行わず、総合評価落札方式の技術評価における施工能力の評価として行う。

また、22年3月に、虚偽申請防止対策の強化や審査基準の見直しなどの経営事項審査の改善、入札ボンドの拡大、標準請負契約約款の改正や新たな下請代金保全策の導入の検討などの下請企業対策について方針を取りまとめている。

さらに、22年9月に、支払ボンド(元請企業倒産時に、保証機関が下請企業の未払債権の支払を保証する制度)等による新たな下請代金債権保全策の導入についての中間とりまとめを策定している。

○ 入札契約適正化指針改正(平成23年8月閣議決定)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、平成13年に、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定されているが、平成23年8月には、地域維持型契約方式の導入や、ダンピング対策強化など内容が改正されて新たに決定されている。

< 入札契約適正化指針の主な改正内容 >

公正な競争の促進

- 「地域維持型契約方式」の導入
 - ・ 地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理)の担い手確保に資するため、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、包括発注や地域維持型JVによる受注の仕組みを導入。
 - ・ 地域維持型JVは、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成。
- 総合評価落札方式

- ・ 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用。
予定価格の設定に当たり、設計金額から歩切りは行わない。

透明性の確保、不正行為の排除

- ・ 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表
 - ・ 調査基準価格及び最低制限価格は、契約締結後に公表。
 - ・ 予定価格についても、契約締結後に公表。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「記録・報告・公表の仕組み」を導入

適正な施工の確保

- 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化。
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・受注者間の対等性の確保。

その他

- 公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。
- C M方式の活用・拡大等による業務執行体制の充実等。

○ 国土交通大臣、総務大臣から地方公共団体等への要請（平成 23 年 8 月）

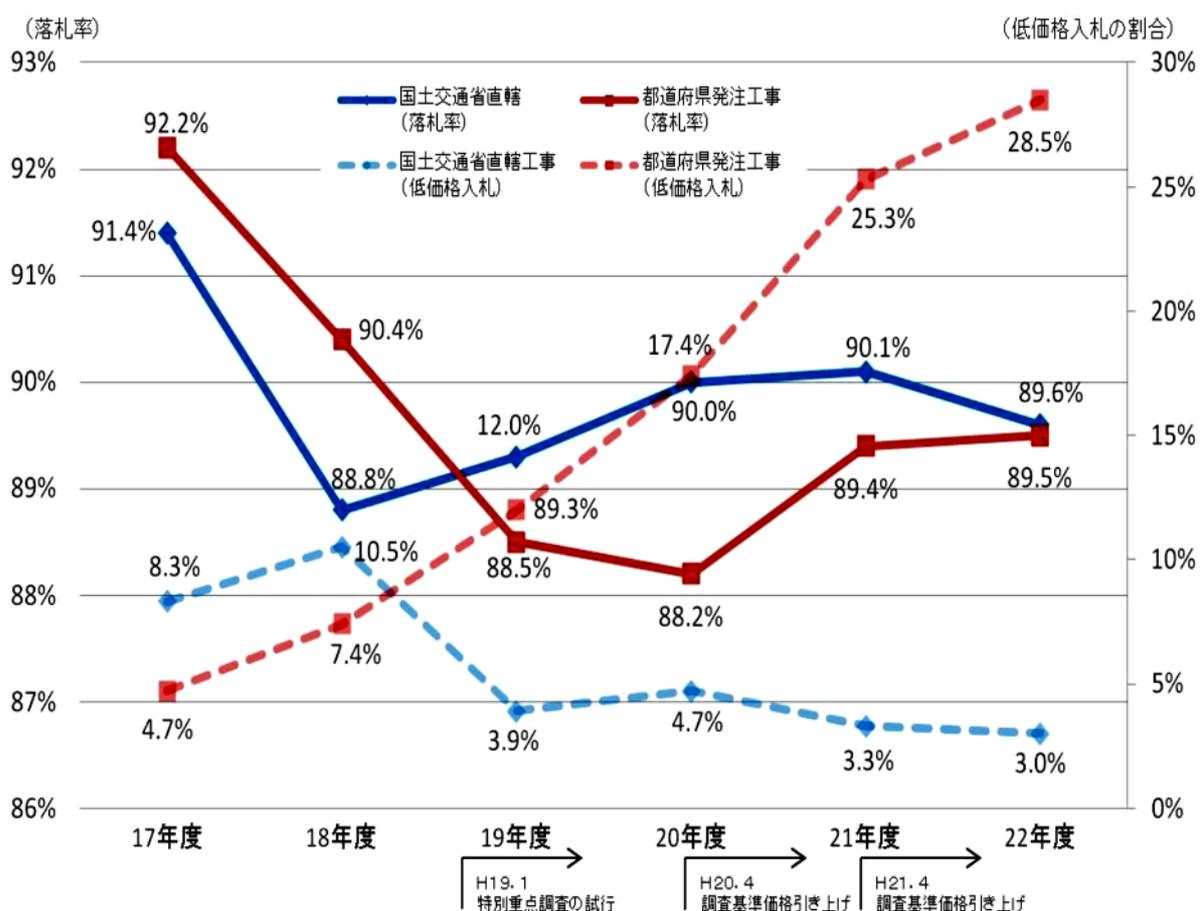
地方公共団体に対しては、平成 18 年 12 月から国土交通省と総務省が連名で公共工事の入札・契約の適正化のための必要な措置について要請を行ってきている。最近では、平成 23 年 8 月の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の改正を踏まえ、同月に、地域維持型契約方式の活用やダンピング対策の強化、予定価格の事前公表の見直し等について緊急に措置に努めることを内容とする要請が、国土交通大臣と総務大臣から発出されている。

○ 低入札価格調査基準価格の見直し

競争入札により工事請負契約を締結する場合においては、会計法や地方自治法により、予定価格の制限の範囲内で最低価格で申し込んだ者と契約することが基本となっているが、一定の工事請負契約等については、その最低価格では契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等については、最低価格の入札者を落札者とせず、他の入札者のうち最低価格で申込みをした者と契約をすることが認められており、この場合の、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準として、低入札価格調査基準価格が作成されている。

また、地方公共団体発注工事の入札においては、あらかじめ最低制限価格を設け、これを下回る価格での申込みは失格となるものとされている。

< 国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事における落札率及び低価格入札の発生率の推移 >



- 1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
- 2 落札率における国土交通省直轄工事は、8 地方整備局で契約した工事（平成 17 年度までは港湾空港関係除く）
- 3 低価格に入札の発生率国土交通省直轄工事においては、8 地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）

（中央建設業審議会第 6 回基本問題小委員会資料より）

近年の公共工事において、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件が増加している事態を踏まえ、こうしたダンピング受注の排除を図るため、低入札価格調査基準価格の見直しが行われてきており、直近では、平成23年4月に、国土交通省において、低入札価格調査基準価格の算定式のうち現場管理費に係る部分の見直しを行い、現場管理費に乗ずる数値を0.7から0.8に引き上げている。中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルについても同様の見直しがなされ、国交省・総務省から地方公共団体に対しても見直しの依頼がなされている。

(低入札価格調査基準価格は、平成20年度は予定価格の2/3から8.5/10までの範囲で、現場管理費に乗ずる数値は0.6とされ、平成21年度からは、予定価格の範囲の上限が9/10に引き上げられ、現場管理費に乗ずる数値も0.7に引き上げられていた。)

国土交通省が、都道府県を対象に平成24年5月時点で低入札価格調査基準価格の見直し状況を調べた結果によると、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が平成23年4月に決めた基準額モデルと同水準以上としている都道府県が44団体と全体の9割を超えており、1年前の23年7月時点の25団体から大幅に増加するなど、低入札価格調査基準価格の見直しにより安値受注に歯止めをかけようとする動きは広がりつつある。

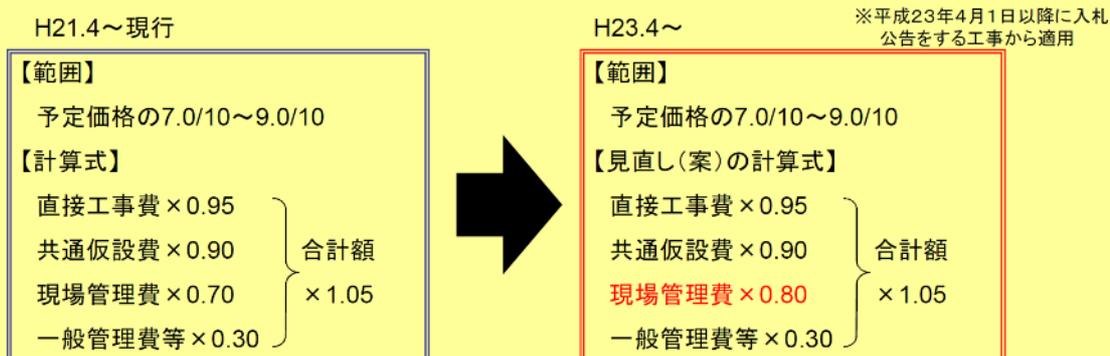
一方、業界からは、より安定的な経営ができる環境づくりに向けて、低入札価格調査基準価格の算定モデルにおける一般管理費に乗ずる数値(現在0.3)の引き上げを求める声も強い。

低入札価格調査基準価格の見直し

現場管理費が官積算の80%を下回ると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加し、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、公共工事の品質確保のため、低入札価格調査基準価格※の計算式を見直すこととした。

※低入札価格調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札価格調査基準価格の見直しについて



(国土交通省資料より)

○ 標準請負契約約款の改正（平成 22 年 7 月）

建設工事の請負契約については、建設業法において関連の規定が定められているほか、中央建設業審議会において、建設工事の請負契約を適正なものとするために公正な立場から建設工事標準請負契約約款を作成し、各省庁や、地方公共団体、電力・ガス・JR等の民間企業に対して勧告がなされている。

平成 22 年 7 月には、建設業における契約・取引の対等化・明確化を図る等の観点から、その改正を行っている。

< 建設業法（抜粋） >

（中央建設業審議会の設置等）

第 34 条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

- 2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

< 建設工事の標準請負契約約款の改正事項 >（公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）民間建設工事標準請負契約約款（乙）建設工事標準下請契約約款）

1. 4 つの約款共通の主な改正事項

「甲」・「乙」の呼称を、「発注者」・「受注者」、「元請負人」・「下請負人」に見直し。

公正・中立な第三者の活用について、紛争が生じた後だけではなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議の段階から活用できるよう、規定を新設。

2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を規定。

契約の相手方が暴力団等である場合などにおける解除権の規定を新設。

現場代理人の常駐義務の緩和。（下請約款も同様）

中間前払金に関する規定の新設。

3. 民間建設工事標準請負契約約款（甲）の主な改正事項

大規模工事について工事の出来高に応じた支払いを促進するよう、契約書の記述を整備。

第三者に損害を与えた場合の契約当事者間の負担の明確化、請負代金の変更の規定の整備等。

法令遵守に関する規定、発注者から受注者への通知等を原則として書面主義とする旨の規定を整備。（民間約款（乙）も同様）

4. 民間建設工事標準請負契約約款（乙）の主な改正事項
 消費者である個人発注者の保護の観点から、前払金等が過大とならないよう、
 工程に応じた代金の支払割合を注釈に例示。
5. 建設工事標準下請契約約款の主な改正事項
 下請が実質的に施工する期間を工期として契約書に明記するよう、注釈を新設。

< 4つの建設工事標準請負契約約款の主な改正内容 >

4つの約款の主な改正内容

契約当事者間の対等性確保

各約款

- 約款中の呼称を「甲」「乙」から「発注者」「受注者」等に変更
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定を充実
 - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間等の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

（調停人を採用する場合）

| | |
|--------------|--|
| 契約時 | 契約書に調停人を明記 |
| 協議段階 | 発注者又は受注者 ^(※) の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能 |
| 協議不調時 | 建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等 |

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

（※）下請約款では、元請負人又は下請負人

- 工期延長や第三者に損害を与えた場合の当事者間の負担を明確化

公共約款 ◆ 発注者に帰責事由がある工期延長に伴う増加費用について、発注者の負担を明確化

甲約款 ◆ 契約目的物に起因する日照障害等の損害等について、発注者の負担を明確化

望ましい代金支払方法の明確化

- 契約書に標準的な支払い方法を例示

甲約款 ◆ 出来高払いを促進

乙約款 ◆ 前払金等の過大な支払いを防止

(例) 民間約款（甲）「民間建設工事請負契約書」

工事の出来高に応じた支払いを推奨

五、支払方法（抜粋）
 部分払（〇月ごとに出来高に相当する額（ただし、既支払額を控除する。））
 注 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入

契約条件の明確化

甲約款 ◆ **乙約款**

- 通知等の原則書面主義の導入
 - ◆ 約款に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則書面により行う旨明記

下請約款

- 下請契約の工期は下請負人の施工期間を記載するよう明記

施工体制の合理化

公共約款 ◆ **下請約款**

- 現場代理人の常駐義務を一定の場合には緩和できる規定を追加

不良不適格業者の排除

公共約款

- 受注者が暴力団等である場合の解除権を規定

○ 施工体制台帳等活用マニュアル（平成 24 年 7 月改正）

建設工事における施工体制については、建設業法により下請契約の総額が 3,000 万円以上となる場合には、施工体制台帳を作成し、各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を工事現場に掲げることとされているが、更に公共工事については、入札契約適正化法により、受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出することや、発注者についても施工体制台帳を活用した点検等の措置を講じることが義務付けられており、平成 15 年には施工体制台帳の活用マニュアルが作成されている。

平成 24 年 5 月の建設業法施行規則改正により、施行体制台帳の記載事項に健康保険等の加入状況が追加され、これらの情報の活用による適正な施工の確保、不良・不適格業者の排除が期待されており、施工体制台帳等活用マニュアルも同年 7 月に改正された。

< マニュアルの概要 >

現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

- (1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント
- (2) 特に重点的に確認すべきポイント
 - 技術者の現場専任制の徹底
 - 一括下請負に関する点検の強化

施工体制等の確認に当たっての留意事項

- (1) 現場確認の体制
- (2) 許可行政庁間の相互連携
- (3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携
- (4) 建設業法違反等への対処
- (5) 第三者による施工体制の確認

公共工事の品質確保

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年）

公共工事全般を対象とした品質確保の基本的な方向性については、平成 17 年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、公共工事の品質確保に関する基本理念や国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項が定められている。

また、同年 8 月には、同法に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されている。

この法律において、初めて基本理念として、公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことが規定され、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図るための規定として、発注者は競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことや、技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価しなければならないことが規定されている。

この法律の制定後から、公共工事の入札契約において総合評価方式が本格的に導入されていくことになった。

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』のポイント

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

- 〔公共工事は、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確認できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備〕
- ・基本理念として、公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定
 - ・発注者の責務として、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと、必要な職員の配置に努めなければならないこと等を規定

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

- 〔『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備〕
- ・発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことを規定
 - ・発注者は、技術提案を求めるよう努め、これを適切に審査・評価しなければならないことを規定
 - ・発注者は、技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること（技術的対話）ができることを規定
 - ・発注者は、技術提案の審査後に予定価格の作成が可能であることを規定

発注者をサポートする仕組みの明確化

- 〔発注者は、基本理念にのっとり発注者の責務を遂行することが必要であるものの、一部には体制が脆弱な発注者も存在することから、これらの発注者をサポートするための諸規定を整備〕
- ・発注者は、発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努めなければならないこと等を規定
 - ・この場合は、発注関係事務を公正に行うことができる条件（発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等）を備えた者を選定することを規定

（国土交通省資料より）

○ 国土交通省の直轄工事における品質確保対策

近年の公共工事における極端な低価格受注による工事の品質確保への支障や下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化などの懸念に対して、国土交通省では累次にわたる様々な対策を講じてきている。

平成 18 年 4 月：工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化

平成 18 年 12 月：総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）一般競争入札参加資格として必要な同種工事の実績要件緩和、入札ボンドの導入拡大など

（「入札ボンド」制度は、金融機関等の引受機関による与信審査や与信枠管理を通じ、履行能力に比して過大な入札をする建設業者を排除する仕組み。ボンド引受機関の与信審査により「入札ボンド」が発行されないときは、その者は、入札に参加することができず、また、低価格受注により利益率が低下すれば、引受機関は、その企業の評価を下げ、与信枠を縮小することとなるため、「入札ボンド」は、低入札を排除し、又は抑制する機能を有する。）

平成 20 年度からは、原則としてすべての工事において総合評価落札方式を実施するとともに、建設コンサルタント業務等において総合評価落札方式を本格導入している。

ダンピング受注に対しては、施工体制確認型総合評価方式や特別重点調査の実施等の対策を行っている。さらに、工事目的物の品質確保を目的として設計者から施工者への設計思想の伝達等による受発注者間の情報共有の推進や、施工プロセス全体を通じて工事实施状況等の確認を行い、これを検査に反映させる「施工プロセスを通じた検査」を試行している。

○ 総合評価落札方式

工期や機能などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式は、会計法の規定を根拠に、公共工事においては国土交通省で平成 14 年度から本格的な試行が始められて、平成 17 年の公共工物品質確保促進法により本格的に導入されるようになり、その後これまでも配点の見直しなどが行われてきた。

また、地方公共団体向けに、総合評価実施マニュアルなども提供されている。

< 会計法（抜粋） >

第 29 条の 6

- 2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

< 予算決算及び会計令（抜粋） >

第 91 条

- 2 契約担当官等は、会計法第 29 条の 6 第 2 項 の規定により、その性質又は目的から同条第 1 項 の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

< 公共工物品質確保の促進に関する法律（抜粋） >

第 3 条

- 2 公共工物品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

総合評価落札方式について

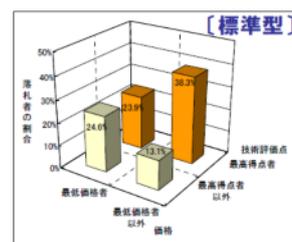
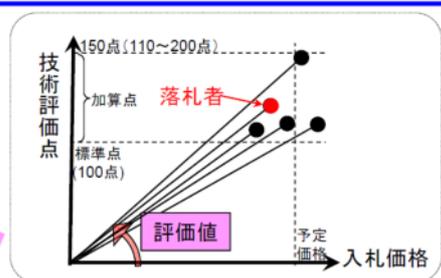
(工事) 総合評価落札方式の概要

◆ 総合評価落札方式の評価方法

技術提案者(入札参加者)の中から**評価値**が最大の者を契約の相手方として決定する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 技術評価項目
- 技術提案
 - 工事の施工能力等
 - 地域精通度・地域貢献度等



【参考】落札者の内訳(平成20年度)

【想定される技術提案項目】

| | |
|------------------------|---|
| 総合的なコストの削減につながる工事 | 維持管理費・更新費 など |
| 工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事 | 初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など |
| 社会的要請に対応した工事 | 環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など |

(国土交通省HPより)

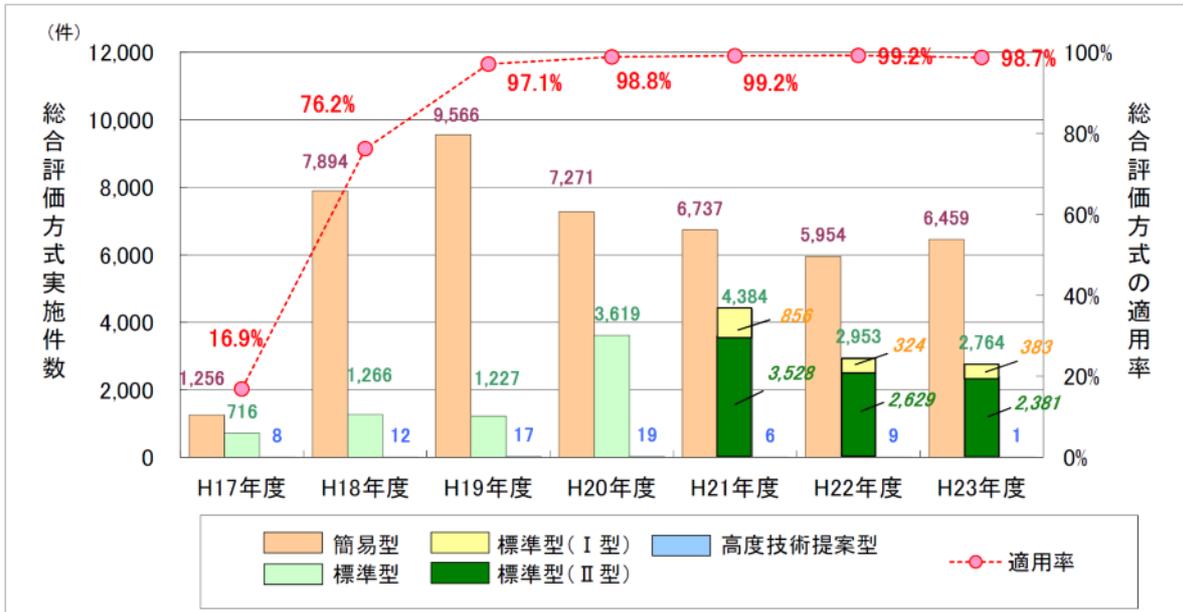
総合評価落札方式の導入のメリットとしては、次のような点があげられている。

- 価格と品質が総合的に優れた調達が可能
- ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が可能
- 建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献
- 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待
- 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大が進めやすくなる

現在、総合評価方式は多くの公共工事で導入されるようになっており、平成23年度の国土交通省発注直轄工事についての速報値では、件数ベースで約99%(9,224件)とほぼ100%に達している。タイプ別では簡易型と呼ばれるタイプが7割(6,459件)を占めている。(そのほかに、標準型、高度技術提案型がある。)

また、平成24年6月の国土交通省・総務省・財務省の発表によれば、平成23年9月現在で、総合評価方式は、都道府県・政令指定都市についてはすべての団体で導入済み、市区町村においては、69.5%(1,196)の団体で導入済みとなっており、その割合は増加してきている。

< 国土交通省における総合評価方式の実施状況の推移 >



(「国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会」(H24.7.24) 資料より)

一方、総合評価方式については、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大や技術提案の適切な評価などの課題も生じてきていることなどから、国土交通省では、平成 21 年 11 月から、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について有識者から意見を聴取するため、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」を開催している。

平成 24 年 2 月の懇談会では、入札参加者と発注者双方の手続負担を軽減し、民間の技術力の活用を図るために、総合評価落札方式を、簡易な審査による「施工能力評価型」と技術提案を重視する「技術提案評価型」の 2 タイプに分け、技術提案の評価点にも変化をつける見直し案が提示され、平成 24 年度から各地方整備局において試行されている。平成 24 年 9 月末までに、東北地方整備局を除く全国で施工能力評価型が 383 件、技術提案評価型は 14 件試行されている(平成 24 年 10 月 18 日 日刊建設工業新聞)。

また、関東地方整備局では、施工能力評価型の一類型として、地域精通度・貢献度を審査し同種工事の施工実績への配点を低くした「地域密着工事型」についても今後試行することとしている(平成 24 年 8 月 9 日 日刊建設工業新聞)。

総合評価落札方式適用の見直し(二極化)(案)

| | | 簡易型 | 標準型 | 高度技術提案型 | | | | |
|-------|---|--|---|---|---|--|-------------------------------|-------------------------|
| 現状 | 現状 | 企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合 | 発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合 | <table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table> | 高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 | |
| | 高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 | | | | | |
| | 提案内容 | 確実な施工に資する簡易な施工計画 | 社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案 | <table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table> | 高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | | |
| | 高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | | | | | | |
| 評価方法 | | 点数化して評価 | | | | | | |
| ヒアリング | | 必要に応じ実施 | | | | | | |
| 予定価格 | | 設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成 | | 技術提案に基づき予定価格を作成 | | | | |
| | | | II型 I型 | III型 II型 I型 | | | | |
| | | ← 施工能力を評価する → | | ← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する → | | | | |
| 見直し案 | 見直し案 | 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 | 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事 | <table border="1"> <tr> <td>施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合</td> <td>部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table> | 施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 | 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 |
| | 施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 | 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 | | | | |
| | 提案内容 | | 施工計画 | <table border="1"> <tr> <td>施工上の工夫等に係る提案</td> <td>部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table> | 施工上の工夫等に係る提案 | 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | |
| | 施工上の工夫等に係る提案 | 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | | | | | |
| 評価方法 | 実績で評価 | 可・不可の二段階で評価 | 点数化 | | | | | |
| ヒアリング | 実施しない | 必要に応じて実施(施工計画の代替も可) | | | | | | |
| 段階選抜 | 実施しない | ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施 | WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施 | 必須 | | | | |
| 予定価格 | | 標準案に基づき作成 | WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施 | 必須※2 | | | | |
| | | | II型 I型 | S型 AIII型 AII型 AI型 | | | | |

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試験的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

(「国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会」資料より H24.7.24)

このほか、総合評価落札方式では、技術面で優位な大手建設会社が大型の工事を受注し、その系列グループ企業が下請けに入ることも多く、地元企業が受注しにくいことが指摘されており、特に東日本大震災の被災地においてこれらの問題に対応するため、CM方式などの新たな方式による発注も検討されている。

また、民主党の行政改革調査会では、調達・公共サービス改革WTが平成24年6月に行った報告において、事後評価型の総合評価方式(一般競争入札方式を堅持した上で、最低入札額提示者から技術提案を受け、その提案が要求水準に達していれば落札者とする方式。水準に達していない場合は順次安い入札額提示者から技術提案を受けて要求水準に達していれば落札者とする。)の提案を行っている(平成24年6月21日 日刊建設工業新聞)。

このような総合評価方式に関する様々な動向や提案などを踏まえて、同方式が今後どのように運用されていくのか注視していく必要がある。

地域維持型契約方式

災害対応や除雪、インフラの維持管理などを適切に実施し、地域社会の維持を図るためには、地域の建設企業の経営リスクが抑えられ、人員や機械の確保と効率的運用が可能となるような入札契約制度の工夫が求められている。

このため、平成 23 年の建設産業戦略会議提言や、同年 8 月の入札契約適正化指針において、複数の事業種類・工区をまとめた契約単位や、複数年の契約単位による、包括的な発注方式の導入が提言されている。また、地域維持事業の担い手を確保する方策として、地域維持事業の受注・実施を目的に地域建設企業により経常的に結成される地域維持型 J V (共同企業体、ジョイントベンチャー) の競争への参加が提言されている。

これらの提言を踏まえ、同年 11 月に中央建設業審議会が定める共同企業体運用準則が改定されて、新たに地域維持型建設共同企業体が位置付けられている。

地域維持型建設共同企業体は、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体であり、通常共同企業体 (J V) よりも技術者要件 (専任制) が緩和されることになる。

< 地域維持型 J V の概要 >

性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

工事の種類・規模

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事 (維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)

構成員 (数、組合せ、資格)

- ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数 (当面は 10 社を上限)
- ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者 (土木工事業又は建築工事業の許可を有する者) を少なくとも 1 社含む
- ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

技術者要件 通常 J V よりも技術者要件 (専任制) を緩和

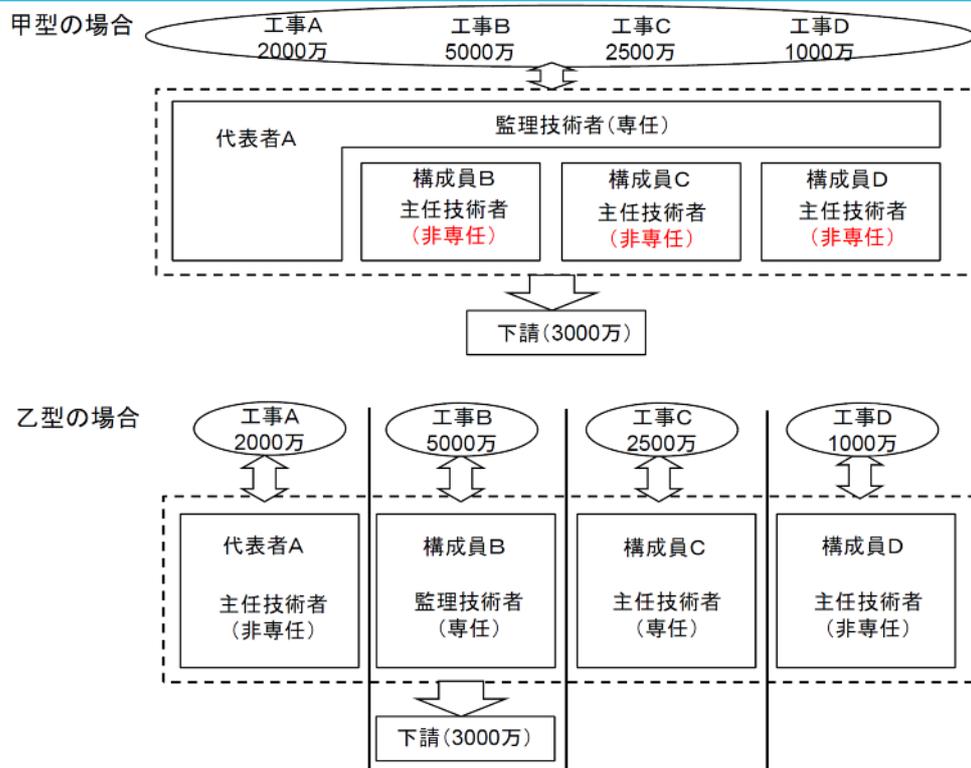
登録 単体との同時登録及び経常・特定 J V との同時結成・登録が可能

一方、これまでの地域維持型契約の実績については、必ずしも十分にはあがっていないとも伝えられている。また、地域維持型 J V への参加企業についても、包括、複数年契約による受注機会の減少や企業間のリスク分担などの課題があると言われている。(平成 24 年 9 月 26 日建設通信新聞)

なお、建設工事の受注・施工を担う組織としては、建設企業が単独で行う場合のほか、複数の建設企業が1つの建設工事を受注・施工することを目的としてJVを形成することも多く、この場合の共同企業体の在り方については、昭和62年に中央建設業審議会により共同企業体の在り方についての建議がなされ、その中で運用準則が示されている。地域維持型のほかには、従来から、大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等に工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（特定JV）と、中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する経常建設共同企業体（経常JV）がある。

地域維持型JVの技術者配置のイメージ

※請負代金2500万円以上
下請代金3000万円以上の例



(中央建設業審議会基本問題小委員会中間とりまとめ資料より H24.1.27)

○ 国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会

平成21年7月から、国土交通省直轄事業における公共事業の品質の更なる確保・向上を図るため、適正な競争環境の確保、現場における生産性の向上、その他の建設生産システム等に関する諸課題への対応方針について検討・提言を行うことを目的として、「国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会」が設置されている。

また、調査・設計分野についても、「調査・設計分野における品質確保に関する懇談会」が平成21年から設置されている。

(3) 多様な契約方式の導入

CM方式

CM方式は、コンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階で設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、法令遵守などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うものとされている。

国土交通省では、平成12年に「CM方式研究会」を設置し、平成14年には「CM方式活用ガイドライン」の取りまとめを行うとともに、同年に(財)建設業振興基金(現在は一般財団法人)において設置された「CM方式導入促進方策研究会」では、ガイドラインを踏まえ、地方公共団体の発注する建築工事を対象としたより具体的な検討が行われ、「地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案」が取りまとめられている。

< CM方式に期待される効果 >

- ・ 発注者業務の量的補完
- ・ 発注者業務の質的補完
- ・ コスト構成の透明化
- ・ 発注プロセスの透明性の確保とアカウントビリティの向上
- ・ VE等のコストマネジメントの強化
- ・ 発注者内技術者の教育・訓練(マネジメント能力の向上)
- ・ 地域の建設企業・専門工事業者の育成

(「地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案」より)

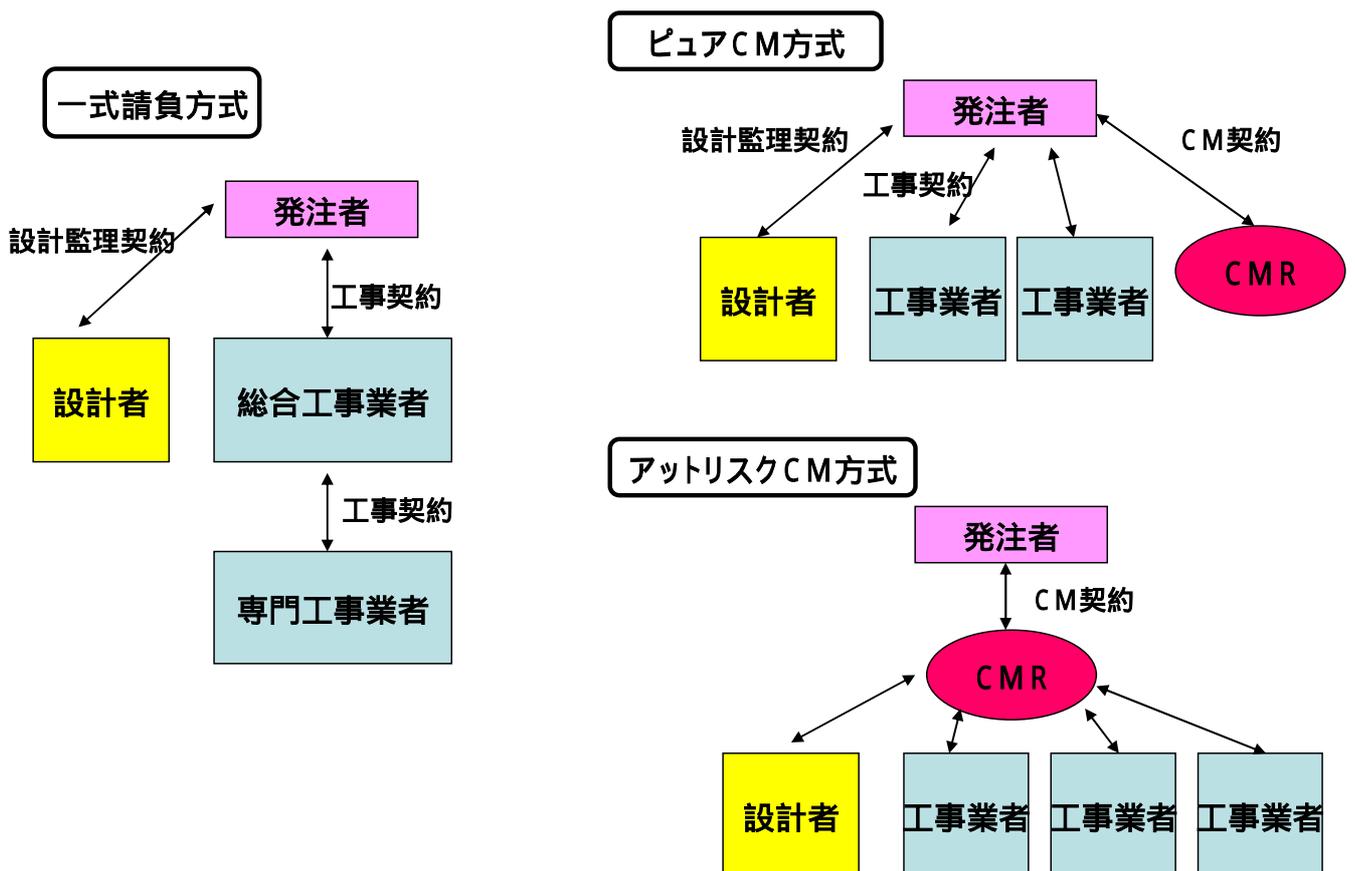
一方、我が国ではこれまで建築工事の多くが総合工業者に一括して発注する方式(一括発注方式)であったのに対し、CM方式の活用事例では分離発注が採用されることが多く、施工体制のあり方が課題となったことなどから、平成15年から(財)建設業振興基金に設置された「CM方式に対応した施工体制のあり方研究会」が翌年、CM方式による分離発注工事の施工体制に関わるCMRの役割などについて整理した報告書を取りまとめている。

また、平成19年度からは、学識経験者、建設産業界、地方公共団体等の代表をメンバーとする「CM方式活用協議会」が設立され、地方公共団体におけるCM方式の一層の活用方策についての検討を行うとともに、同協議会のもとに「CM方式の契約のあり方に関する研究会」が設置され、平成22年の協議会・研究会合同会議では、公共工事CM標準約款案(たたき台)が示されるなど、CM方式の普及・活用に向けた様々な検討が行われてきた。

こうしたCM方式の普及については、技術系職員の減少している全国の自治体や、事業の企画段階からその技術・ノウハウを活用することのできる建設業界にとっても有効な方法の1つとして期待されており、国土交通省では、平成24年度も新たに有識者等による「多様な契約方式活用協議会」を設置して協議を進めることとしている。

なお、CMの方式には様々なパターンがあるとされており、発注者がCMR、設計者、施工者と個別に契約を結び、CMRが純粋にマネジメント業務のみを行う最も基本的なものは「ピュアCM」と呼ばれている。(CMRにマネジメント業務に加えて施工に関するリスクを負わせる方式は「アットリスクCM」と呼ばれる。)また、その施工体制についても様々なパターンが想定されている。

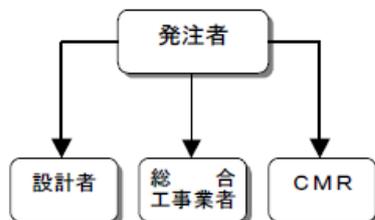
<一式請負とCM方式>



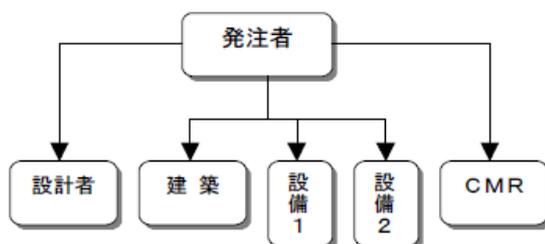
(国土交通調査室作成)

< C M方式における施工体制のパターン例 > (ピュア C Mの場合)

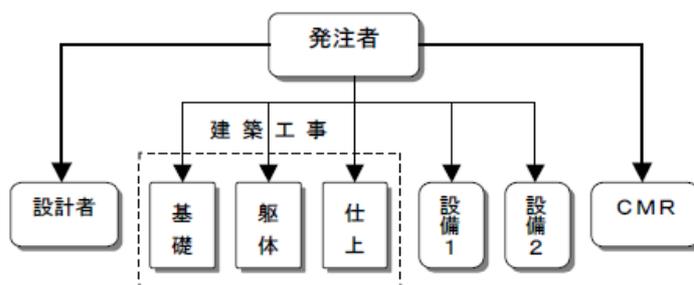
< 施工体制パターン① (総合工事業者に一括で発注するパターン) >



< 施工体制パターン② (設備工事は分離発注し建築工事は一括で発注するパターン) >



< 施工体制パターン③ (設備工事だけでなく建築工事も分離発注するパターン) >



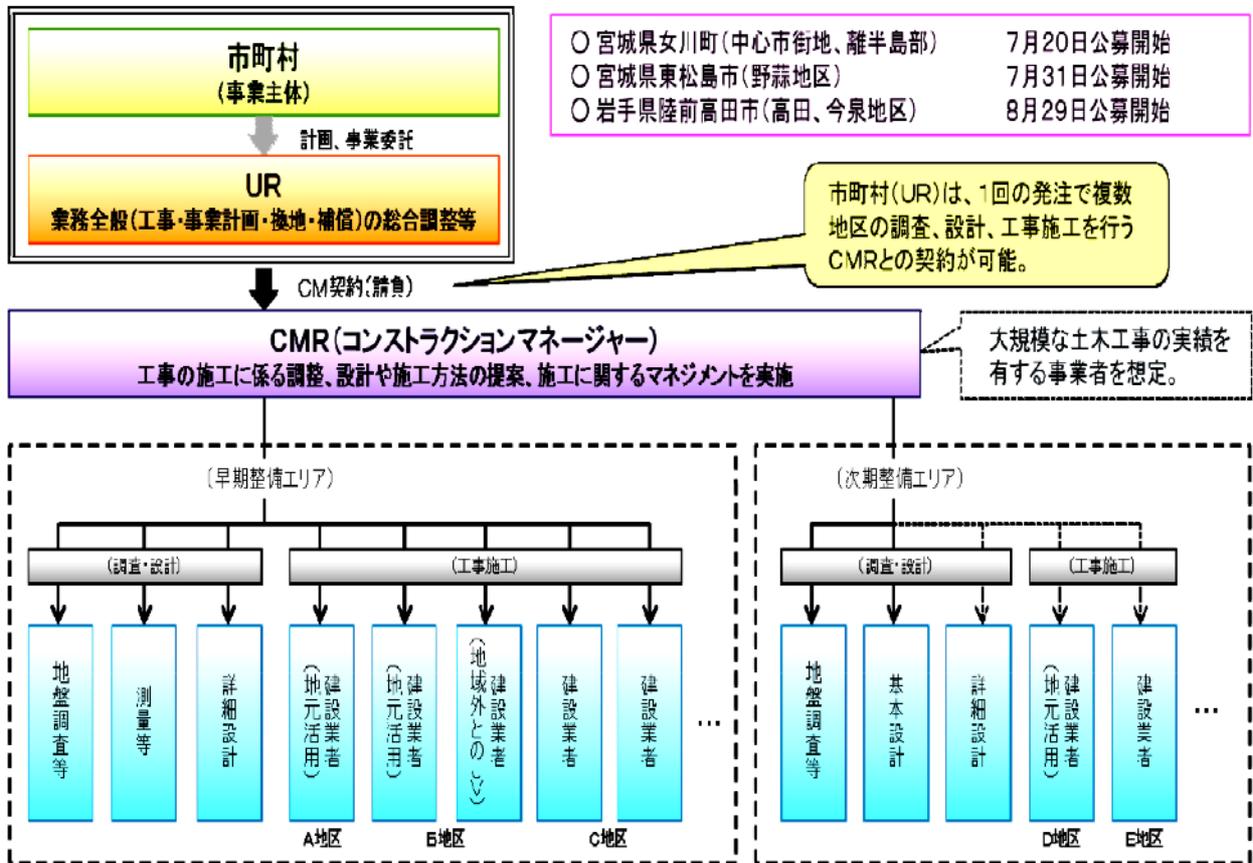
(C M方式に対応した施工体制のあり方研究会報告書より H16.6)

多様な契約方式活用協議会 (平成 24 年 10 月 ~)

建設産業戦略会議の提言を受け、東日本大震災の被災地における復興事業や入札契約制度の現状・課題を踏まえて、新たな事業ニーズや多様なプロジェクトに対応した適切な契約方式を当事者間で円滑に採用できるよう、多様な契約方式を検討・普及・啓発することを目的として、平成 24 年 10 月から、国土交通省に「多様な契約方式活用協議会」(座長：大森文彦東洋大学教授) が設置されている。

同協議会では、まずは、被災自治体の復興事業を支援するため、UR（都市再生機構）がモデル事業として女川町などで実施している復興まちづくり事業の事例等を参考に検討を行うこととし、協議会の下に「多様な契約方式のあり方に関する検討会」を、また同検討会には「復興支援分科会」と「CM方式分科会」を設け、今後、被災自治体のニーズに応じた多様な入札契約方式や、CM方式の契約約款、コンストラクションマネージャーの責任範囲や登録制度などについて検討し、平成25年度発注の復興工事に向けて成果をまとめることとしている。

【CM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要】



- ① 市町村の意向を踏まえ、地元活用条件を設定。承認を得た上で、施工企業を選定。
- ② CMRから施工企業への支払い額(コスト)を第三者がチェックのうえ発注者に開示するオープンブック方式。CMRは、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払われる。
- ③ 設計や施工段階で、CMRの工夫によりコスト縮減が図られた場合、縮減額の一定割合をフィー(報酬)として加算。

(第1回多様な契約方式活用協議会資料より)

<多様な契約方式の例>

CM方式：コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うもの。CMRは、発注者と「マネジメント業務契約」を締結してCMサービスを提供し、施工については、発注者がCMRのアドバイスを踏まえ工事種別ごとに分離発注等を行い、発注者が施工者と別途「工事請負契約」を締結する。その他、CMRにマネジメント業務に加えて施工に関するリスクを負わせるCM方式（アットリスクCM）もある。

オープン・ブック方式：工事費用を施工者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、施工者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式。CM方式におけるオープンブック方式では、CMRと施工者との契約金額が明らかにされること、施工者の領収書が添付され出来高払いによる実際の支払代金が毎月又は四半期ごとに明らかになること、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などについても実費精算がなされ、労務費、材料費、外注費などの全てのコストが発注者に明らかになること、必要な場合は発注者が第三者にオープンブックの監査を依頼すること、などによってコスト構成の透明化が確保される。

コスト＋フィー方式：工事の実費（コスト）を実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う契約。工事費がフィーとコストに大別され、コストは更に、工事種別ごとの施工業者への発注額、ゼネラルコンディションコスト（共通仮設費など契約ベースで規定されるもの）に分類されるが、発注者が適正価格を把握できるため、発注者にとってコスト縮減がより期待しやすくなるといわれる。

設計・施工一括発注方式：構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式。

詳細設計付き工事発注方式：構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注することにより、製作・施工者のノウハウを活用する方式。

単価・数量精算契約：工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約。

（第1回多様な契約方式活用協議会資料より）

P F I ・ P P P

P F I (Private Finance Initiative) は、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営等に対し、民間の資金や経営・技術力等のノウハウを活用し、効果的かつ効果的な公共サービスの提供を図る公共事業の調達手法の1つであり、平成11年には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I法)が制定され、様々な事業分野において導入が図られてきている。

また、東日本大震災の被災地では、三陸沿岸道路等の復興道路・復興支援道路事業において、調査・設計、用地取得など着工前の業務に係る期間を短縮して早期発注を行うため、従来から民間に委託していた測量・調査・設計・用地調査等の業務に加え、発注者が行ってきた事業の進捗管理や業務の工程管理、地元への説明、関係機関との協議・調整、用地取得計画調整などの業務を民間技術者チームが発注者と一体となって実施する「事業促進P P P」が導入されている。

PFI (Private Finance Initiative)とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき実施

<PFIの推進により期待される効果>

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
→事業コスト削減による財政負担の縮減と、質の高い社会資本の整備や公共サービスの提供が可能になる
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
→民間事業者の自主性、創意工夫を尊重することにより、財政資金の効率的使用や新たな官民パートナーシップが形成される
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること
→民間に委ねることで、新規産業の創出や金融環境の整備推進が期待される

- 従来型公共事業の特徴 : 「業務ごと発注」「単年度契約」「仕様発注」
- PFI事業の特徴 : 「一括発注」「長期契約」「性能発注」「民間資金・能力の活用」



(内閣府HPより)

＜主なPFI手法＞

| 手法 | 概要 | 施設所有 | 資金調達 | 導入分野の例 |
|-----------|--|-------|------|--------|
| 包括的民間委託 | 公共施設等の管理運営業務を包括的に民間へ委託するもの。 | 行政 | 行政 | 下水 |
| 指定管理者制度 | 公共施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていく制度。 | 行政 | 行政 | 港湾 |
| DBO方式 | 公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。 | 行政 | 行政 | 下水 |
| PFI方式 | 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。 | 行政／民間 | 民間 | 公営住宅 |
| コンセッション方式 | 公共施設の所有権を民間に移転しないまま、インフラ等の事業権を長期間にわたって民間事業者に付与する方式。 | 行政 | 民間 | 空港(予定) |

資料) 国土交通省

(国土交通白書より)

また、近年、PFIをはじめとしてPPP(官民連携)に関連する制度の改正がなされており、平成23年には、PFI法が改正され、新たにコンセッション方式が取り入れられるとともに、港湾運営会社制度の創設を内容とする「港湾法」の改正、関空・伊丹のコンセッション活用を内容とする「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の制定や「都市再生特別措置法」の改正が行われている。更に、平成24年の通常国会には政府から全国の空港でコンセッションの活用を可能とするための「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」も提出されているところである。

(PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことで、PFIはその代表的な手法の1つ。)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律

PFIとは

民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするための手法
※Private(民間の)Finance(資金が)Initiative(主導する)方式

法案の必要性

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

- ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- ・その実現のため、**コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施。**

- 国・地方ともに厳しい財政状況の中で、公共サービスは従来以上に民間を含め**様々な担い手により効率的に供給**される必要。
- その一環として、社会資本の整備・更新においても、**民間の資金や創意工夫を最大限活用**することが必要。
- あわせて、**民間の事業機会を創出**することによって**我が国の成長に寄与**。

法案の概要

①PFIの対象施設の拡大



幅広い分野でPFIの活用が可能に

②民間事業者による提案制度の導入



民間のアイデアの更なる活用

③コンセッション方式の導入



利用者ニーズを反映したサービスの提供

④民間事業者への公務員の派遣等についての配慮

ノウハウの伝達によるPFI事業の円滑な遂行

⑤民間資金等活用事業推進会議の創設(会長:内閣総理大臣)

政務主導の推進体制の整備

一般財団法人建設経済研究所が今年夏に実施した調査では、経営事項審査を受けた資本金5,000万円以上の企業の中から3,000社を選んでPFI事業への取組状況に関するアンケート調査をしたところ、回答があった765社のほぼ1割に当たる74社がこれまでにPFI事業を受注した実績があると回答し、さらにそのうち60社は、今後の対応方針として「積極的に開拓し増やす」「良い案件があれば対応する」と前向きな姿勢を見せている（平成24年10月25日 日刊建設工業新聞）とされ、PFIに対する企業の関心は広がっている。

国土交通省においても、今後さらにPFIやPPPなどの官民連携事業の拡大を図るため、特に防災・減災事業や広域に点在する多様な複数施設の包括的な整備・運営などを進めるための検討を実施することとしており、平成24年7月にまとめた2020年度を目標とする主要施策の工程表においては、国土交通省関連のPPP/PFI事業費について2020年までの合計で新たに2兆円の実施が目標として設定されるなど、その拡大が期待されているところである。

更に、建設産業の海外展開の支援として、国土交通省では、海外のインフラ整備におけるPPPへの参画の促進に向けた戦略の検討のための有識者会議を開催しており、資金調達から施工後の運営・管理も含めて日本の建設会社がより主導的にPPP事業に参画できるよう、その戦略をまとめることとしている。（平成24年10月15日 日刊建設工業新聞）

PFI等の案件形成に対する支援

国土交通省では、新たな官民連携事業の導入に当たって検討課題を有する案件や、震災復興事業に官民連携手法の活用を検討する案件についての募集を行い、選定された案件についての助成や調査を行っている。（例：公共下水道における包括的民間委託・公共施設等運営権検討事業（浜松市）、官民連携によるコミュニティ形成型の災害公営住宅等の整備手法に係る検討業務）

また、内閣府においても、従来から全国でPFI事業に関する専門家派遣を実施してきたが、東日本大震災後には、復興事業におけるPFI事業の案件形成に向けた被災地方公共団体等への専門家派遣のほか、復興庁と内閣府でPFI手法を活用した震災復興案件等について募集を行い、公共施設等運営権を活用した案件や複数施設をまとめて計画的にPFI手法で整備する案件などについての支援を行っている。

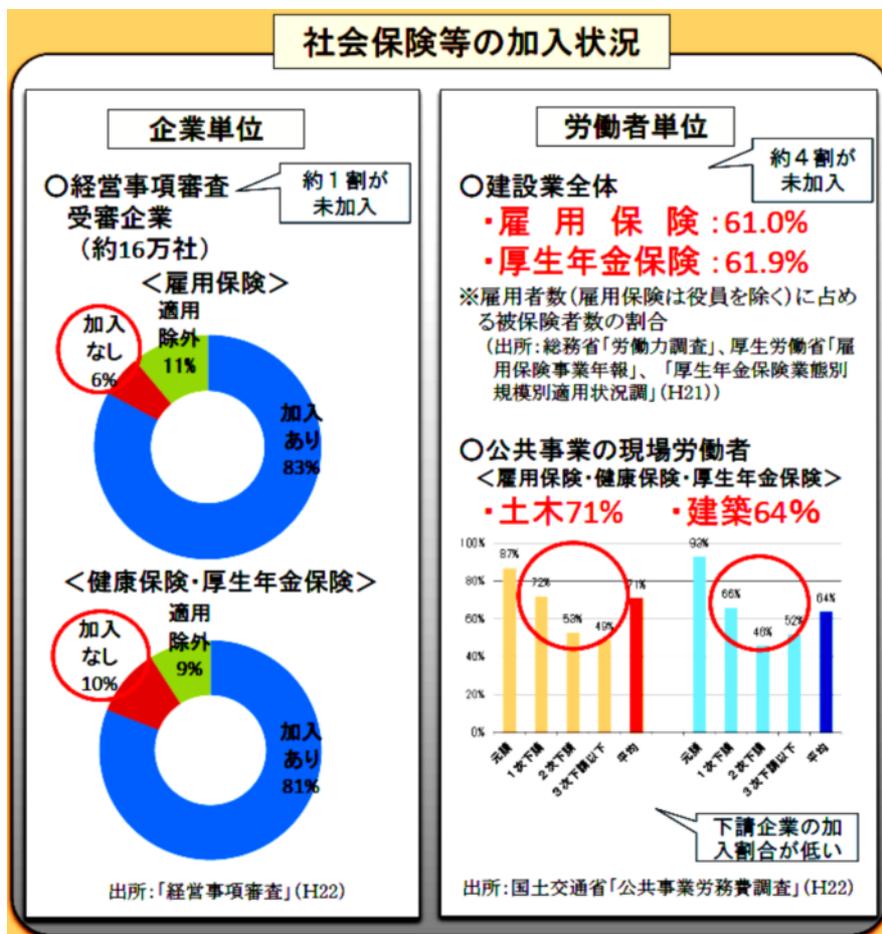
3 労働者の雇用環境等の整備

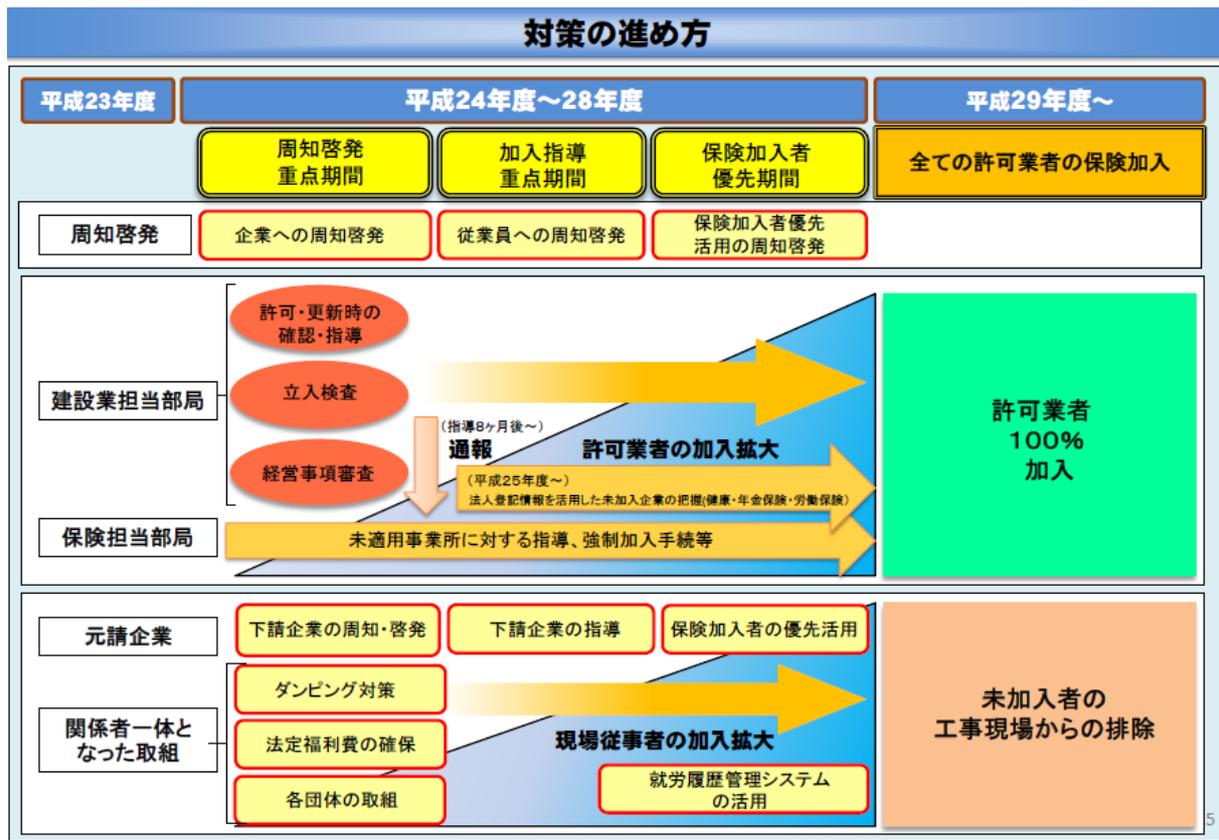
(1) 保険未加入問題

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会

建設産業において、下請企業を中心に、年金、医療、雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、技能労働者の処遇低下や若年入職者減少の一因になっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になる状況が生じていることから、その対策について検討するため、平成 23 年 10 月から国土交通省において学識経験者、関係業界団体、関係労働者団体で構成する「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が開催され、平成 24 年 2 月に対策が取りまとめられている。

また、この社会保険未加入対策の実施については、前述の建設産業戦略会議の提言 2011 及び 2012 においても、総合的な担い手の確保・育成支援の一環として、関係者が一体となって対策を実施する必要性が繰り返し指摘されており、その徹底は重要な課題となっている。





(社会保険未加入対策の具体化に関する検討会 取りまとめ資料 (H24.2) より)

○ 中央建設業審議会提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」(平成24年3月14日)

建設産業の社会保険未加入問題については、建設産業戦略会議の提言のほか、平成24年1月の中央建設業審議会の基本問題小委員会による中間とりまとめにおいてもその改善の必要性が指摘され、同年3月に建設産業における社会保険加入の徹底について、関係者が一体となってそれぞれの立場からの取組を着実に進めるよう、同審議会において提言が出されている。

< 中央建設業審議会提言の概要 >

- | |
|---|
| 国土交通省等の建設業担当部局： |
| ・ 建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等 |
| 建設企業・団体： |
| ・ 下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等 |
| 専門工事業界： |
| ・ 見積時の法定福利費の明示 |

なお、この提言を踏まえて、4月には、(社)日本建設業連合会において「日建連

社会保険加入促進計画」が策定されるなど、各団体での取組が始まっている。

○ 建設業法施行規則改正（平成 24 年 5 月 1 日）

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会や、中央建設業審議会の提言を踏まえて、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導や、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めるために、平成 24 年 5 月には関連の規則や告示の改正が行われており、建設業許可については 11 月から、経営事項審査については 7 月から施行されている。

建設企業として工事を受注するために不可欠なこれらの許可や審査の局面において保険加入状況のチェックがなされることは、加入の促進に効果的と考えられ、その厳格な実施により、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除につながっていくことが期待される。

< 規則改正及び関連告示改正の概要 >

- ・ 建設業の許可申請書の添付書類に、保険加入状況を記載した書面を追加
- ・ 特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況を追加
- ・ 経営事項審査における社会性等に係る評価項目及び基準を見直し、保険未加入企業への減点措置の厳格化

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～平成 24 年 7 月から、新たな取組みがスタートします～

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1 公布)。

これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。^(※) 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）
建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 855 号）

(1) 平成 24 年 7 月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。
(3 保険すべてに未加入の場合：現行 ▲60 点→改正後 ▲120 点)

(規則様式第 25 号の 11・第 25 号の 12、告示第 1 の 4 の 1・付録第 2 関係)

(2) 平成 24 年 11 月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第 4 条・様式(新)第 20 号の 3 関係)

(3) 平成 24 年 11 月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第 14 条の 2・第 14 条の 4 関係)

(国土交通省資料より)

○ 社会保険未加入対策推進協議会（平成 24 年 5 月第 1 回、10 月第 2 回開催）

建設産業における社会保険未加入問題について、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となって、総合的かつ継続的に取組を実施するための推進体制として、平成 24 年 5 月から「社会保険未加入対策推進協議会」が設置されており、第 1 回の協議会においては、社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせを行い、10 月の第 2 回協議会においては各専門工事業団体が作成した標準見積書を活用した法定福利費の確保について確認するなど、加入の徹底に向けた取組を強化していくこととしている。

< 協議会参加団体 >

- ・ 学識経験者
- ・ 建設業団体（一般土木建築工事業、土木工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、建築工事業、型枠大工工事業、とび工事業、土工・コンクリート工事業、鉄骨工事業、鉄筋工事業、タイル工事業、コンクリートブロック工事業、左官工事業、板金工事業、塗装工事業、内装工事業、ガラス工事業、金属製建具工事業、屋根工事業、防水工事業、はつり・解体工事業、一般電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業、一般管工事業、冷暖房設備工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、道路標識設置工事業、屋外広告業の各団体、その他）
- ・ 発注機関（日本経済団体連合会、日本商工会議所、電気事業連合会）
- ・ 建設業に関係する団体（全国建設労働組合総連合など）
- ・ 行政関係機関（国土交通省、厚生労働省、日本年金機構）

○ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（平成 24 年 7 月）

建設産業における社会保険未加入企業の存在に関連して、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものとして、国土交通省は平成 24 年 7 月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定している。（24 年 11 月から施行。）

また、このガイドラインに即して、(社)日本建設業連合会では、「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」を作成し、会員企業への指導を行っている。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1/2)

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施
(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
(イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものであるか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補充し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年 5月25日 パブリックコメント開始
平成24年 7月 4日 通知
平成24年 11月 1日 施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

(国土交通省資料より)

○ 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正

社会保険未加入業者に対する指導監督のため、建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準についても以下のように見直された。(平成 24 年 11 月施行)

< 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準(抜粋) >

健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は、7 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは 3 日以上の営業停止処分を行うこととする。

健康保険、厚生年金保険又は雇用保険(以下「健康保険等」という。)に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3 日以上とする。

元請業者等への指導等(法定福利費の確保)

社会保険等に参加するための原資となる法定福利費については、発注者から元請企業、下請企業、更に個々の技能労働者まで適正に支払われることが必要であり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月)や、「建設業法令遵守ガイドライン - 元請人と下請人の関係に係る留意点」(平成 24 年 7 月)においても、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることが示されている。

国土交通省は、平成 24 年 9 月にも建設関係の各団体に対し適正な法定福利費の確保による社会保険未加入対策の徹底を指導しており、元請人が法定福利費相当額を含めない金額で請負契約を締結するような場合には建設業法第 19 条の 3 違反の可能性も指摘されているが、一方で同条項に基づく公正取引委員会への措置請求の実例はこれまでのところは伝えられていない状況であり、今後の関係者の連携による指導の徹底が求められている。

< 建設業法(抜粋) >

(不当に低い請負代金の禁止)

第 19 条の 3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(2) 技術者や技能労働者の確保・育成

技術者の確保

○ 技術者制度検討会（平成 23 年 6 月とりまとめ）

建設産業において、技術者は重要な役割を担っており、建設工事の適切な施工を確保するためには、技術者の技術力の発揮が不可欠なため、建設業法において技術検定制度を設け、主任技術者や監理技術者の設置を規定している。

< 技術者の設置に関する規定（建設業法第 26 条の概要） >

工事現場には施工の技術上の管理を行う主任技術者を置かなければならない。

総額 3,000 万円以上（建築一式工事は 4,500 万円）の工事を下請へ発注する場合は、監理技術者を置かなければならない。

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの（ ）には、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で置かなければならない。

請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事で、次の建設工事

- ・ 国又は地方公共団体が注文者である施設等
- ・ 鉄道、道路、橋、ダム、港湾施設、上下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設等
- ・ 学校、病院、百貨店、事務所、ホテル、共同住宅、工場等

一方、少子高齢化・世代交代により若い優秀な技術者の確保や技術の伝承が困難になるなどの課題が発生し、技術者制度を取り巻く状況が変わってきており、また、平成 22 年 5 月の事業仕分け（第 2 弾）で、建設業法の施行に関して、監理技術者資格者証の交付事業と、監理技術者講習の義務付けが廃止と判定されたことなどから、平成 22 年 11 月から国土交通省において「技術者制度検討会」（座長：小澤一雅 東京大学大学院教授）を開催し、技術者制度の在り方についての検討を行っている。同検討会は平成 23 年 6 月にとりまとめを行い、技術者制度に関する課題を踏まえた対策の方向性として次のような点について提言を行っている。

1. 技術者に関するデータベースの整備

- (1) データベースの構築
- (2) 技術者の現場配置情報の収集
- (3) 更新要件の設定について
- (4) データベースの活用と留意事項

2．時代の変化を踏まえた業種区分の点検

3．その他の課題への対応

- (1) 専任を求める工事のあり方
- (2) 国際化との関係について
- (3) 不正防止対策

4．継続検討事項

- (1) 企業との雇用関係について
- (2) 監理技術者、主任技術者以外の技術者の位置付け

このうち、技術者データベースについては、技術者の適正配置を確保するため、必要な資格等を有し、雇用関係の明確な技術者本人であることを確認するためのデータベースを整備し、発注者、許可行政庁等がこれに容易にアクセスし確認できる仕組みを構築することや、データベースを関連する他のデータベースと相互連携することにより、情報の収集や真正性の確認が可能となるように制度設計することと併せて、監理技術者資格者証の交付制度を廃止することが提言されている。

また、技術者データベースの整備については、平成 23 年から中央建設業審議会の下に設置されている基本問題小委員会においても、他の議題とともに検討がなされてきており、平成 24 年 1 月の中間とりまとめでは、次のような点についての指摘がなされている。

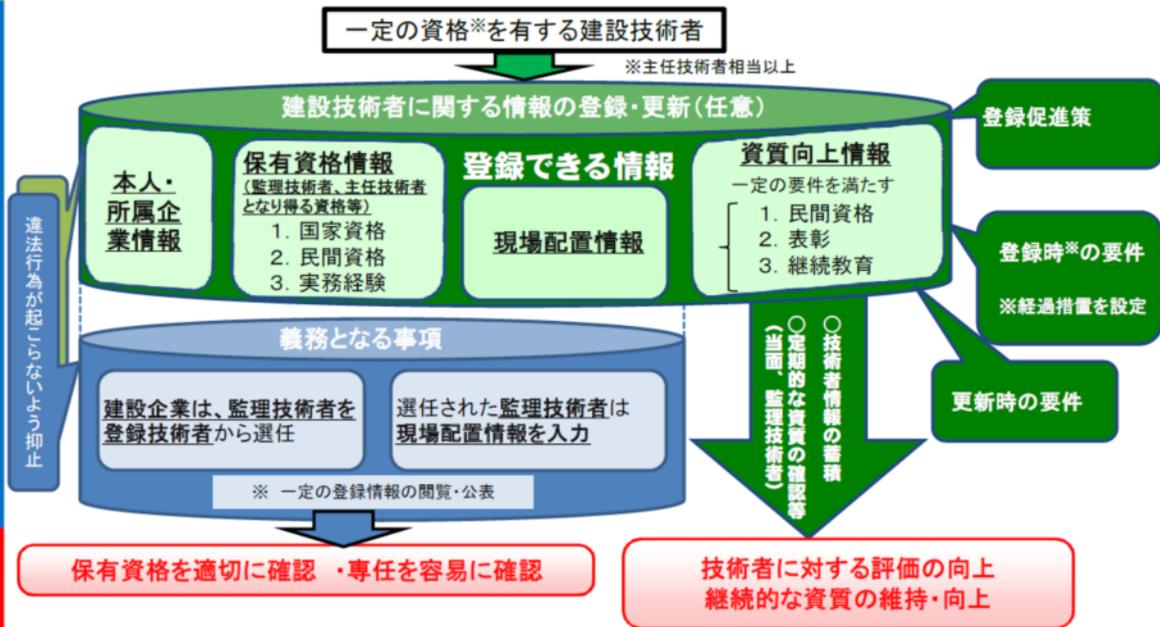
- ・ 技術者データベースの目的
- ・ 登録を受けることができる技術者の範囲を主任技術者相当以上とし、本人、所属企業、継続教育状況などの情報を登録。
- ・ 監理技術者の登録を受けた者からの選任、選任された監理技術者による現場配置情報の登録を義務付け。
- ・ 登録に有効期間を設け、監理技術者については、最新の法令等の知識を有していることを登録・更新の要件とする。
- ・ 発注者、許可行政庁がインターネットで登録情報を閲覧できる仕組み。
- ・ 登録に係る不正行為の防止措置。
- ・ 長期的に信頼性のあるデータベース管理の仕組み。

技術者データベースに関する新たな仕組みの概要

目的

技術者データベースの構築により、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底等を進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに、企業と技術者の評価の向上を図る。

仕組みの概要



(中央建設業審議会基本問題小委員会中間とりまとめ資料より)

技能労働者の育成

建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会（平成 22～23 年）

建設産業における就業者の高齢化や若年入職者の減少により、将来を担う中核的な建設技能労働者の確保が喫緊の課題になっていることから、平成 22 年から、国土交通省において、「建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会」（座長：蟹澤宏剛 芝浦工業大学教授）が開催されている。

同検討会の平成 23 年 7 月の報告では、次のような対策が提言されている。

1. 労働環境等の改善に向けた方策
 - (1) 保険未加入企業の排除
 - (2) 重層下請構造の是正
 - (3) 人材を大切にする企業の評価
 - (4) 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用
2. 中核的な建設技能労働者の確保方策
 - (1) 戦略的なイメージアップ広報の実施
 - (2) 建設業界と教育機関が連携した入職促進
 - (3) キャリアパスの作成、
3. 中核的な建設技能労働者の育成・評価・活用方策
 - (1) OJT から OFF - JT 重視の教育訓練への移行
 - (2) 基幹技能者の評価、活用

担い手確保・育成検討会（平成 24 年 9 月～）

国土交通省では、建設産業戦略会議の提言を踏まえて、平成 24 年 9 月に建設産業の担い手の確保及び育成のあり方に関し具体的検討を進めるための「担い手確保・育成検討会」（座長：大森文彦 弁護士・東洋大学教授）を設置している。この検討会では、次の点が検討項目としてあげられている。24 年度末頃に各検討項目の具体化の基本的な方向性や今後の進め方について取りまとめることとしている。

1. 専門工事業者等評価制度
2. 技能労働者の技能の「見える化」
3. 登録基幹技能者の更なる普及
4. 技能労働者に対する教育訓練
5. 戦略的広報

なお、専門工事業者等評価制度に関しては、平成 7 年の建設産業政策大綱においても、専門工事業者の技術力・施工力を評価・活用できる仕組みの必要性が言

われたことを受け「専門工事業者企業力指標（ステップアップ指標）」が作成されたが、活用されてこなかったことも踏まえ、活用されやすい簡素な仕組みとすることが課題として指摘されている。

業界からの提言

元請となる大手建設業者の団体である(社)日本建設業連合会では、平成21年に、近年の建設技能者の高齢化や新規入職者の不足、定着率の低下などによる熟練技能労働者の不足が近い将来建設産業の根幹を揺るがすこととなるという危機感から、技能者の賃金水準の引上げや重層下請構造の改善など6項目を盛り込んだ「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を取りまとめ、組織内に専門部会を設置して人材確保・育成に取り組んでいる。また、社会保険未加入問題へ対応するための専門部会も設置されている。

- 1．労働の賃金等に関する提言
 - 【提言】1 建設技能者の賃金改善につながる環境の整備
 - 【提言】2 建退共制度の拡充
- 2．建設業の生産体制の問題点に対する提言
 - 【提言】3 重層下請構造改善の提言（重層下請次数は原則3次以内）
- 3．技術の継承に関する提言
 - 【提言】4 教育への支援
- 4．労働環境に関する提言
 - 【提言】5 作業所労働時間の改善
 - 【提言】6 作業所労働環境の改善
- 5．広報に関する提言
 - 【提言】7 広報活動の展開
- 6．実現への工程

(3) 労務・資材対策

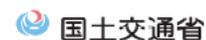
労務対策

公共事業労務費調査、公共工事設計労務単価

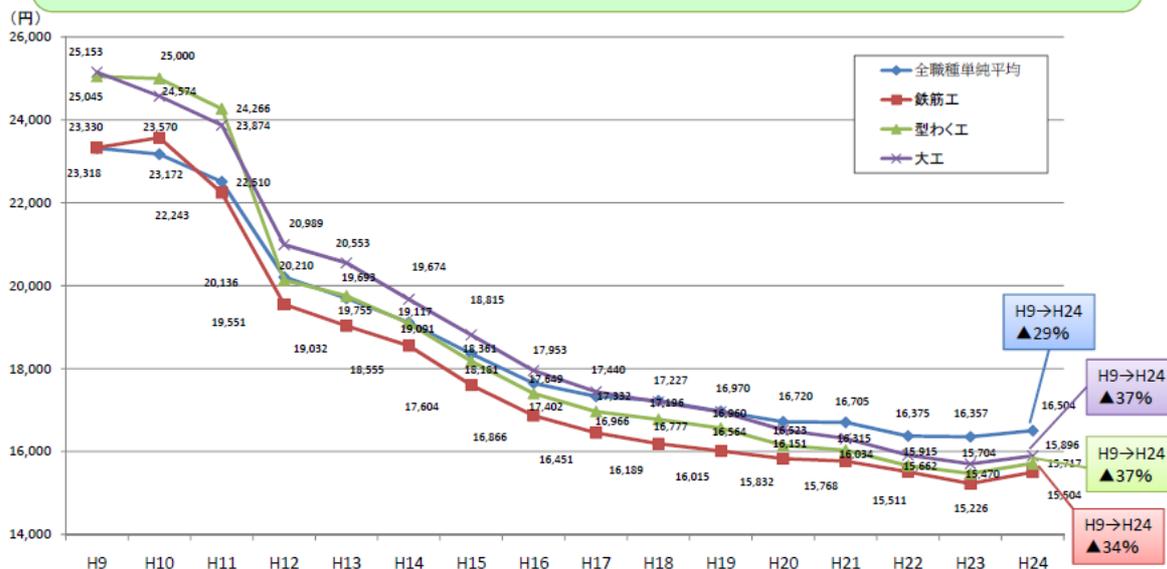
公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定に当たっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされており、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。〔平成23年は、10月に施工中の1,000万円以上の工事から無作為抽出した工事を対象に調査（有効工事件数11,528件、有効標本数116,360人）〕

この調査結果を基にして次年度の公共工事設計労務単価が作成され、公表されている。公共工事設計労務単価は近年低下傾向が続いており、全職種単純平均では平成9年から24年にかけて29%の低下（23,318円→16,504円）となっている。

公共工事設計労務単価の推移



- 公共工事設計労務単価も全体として低下傾向にある。
- 競争の激化により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せ（圧縮）が進行し、技能労働者等の就労環境が悪化。



出所：国土交通省「公共工事設計労務単価」

（第1回担い手確保・育成検討会（H24.9.24）資料より）

なお、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を

拘束するものではなく、労働者の雇用に伴って必要となる現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていないものとされている。

公共工事設計労務単価のあり方検討会

公共工事設計労務単価についての課題を踏まえ、労務費の実態をより適切に反映させる労務費調査の方法等について検討を進めるため、学識経験者や関係行政機関、関係業界団体等による「公共工事設計労務単価のあり方検討会」が平成 20 年に国土交通省に設置され、平成 21 年 3 月に報告が取りまとめられている。

同検討会では、次の 5 つの論点があげられ、それぞれ具体的方策が提言されている。

| | |
|------|---|
| 論点 1 | 労務費調査の改善 公共工事設計労務単価設定の基礎となる労務費調査について、精度向上等に向けた改善。 |
| 論点 2 | 積算の更なる適正化 実勢価格を反映した予定価格の設定に向け、現場条件の適正な評価、最新の実例価格を用いた積算・見積方式の拡大など、更なる適正化。 |
| 論点 3 | 入札契約の適正化 ダンピングの抑止等による適正な価格による受注の促進。 |
| 論点 4 | 元請下請関係の適正化 元請・下請間の契約の片務性の是正。 |
| 論点 5 | 労働条件の確保・改善 労働者への適正な賃金の支払いが確保されるよう、労働条件の確保・改善。 |

東日本大震災後の状況

東日本大震災の発生した平成 23 年については、農林水産省及び国土交通省において、建設企業への調査や統計調査の結果等をもとに、復興需要による人手不足に対応するため、平成 23 年度公共工事設計労務単価を補正して、岩手県・宮城県・福島県における公共工事設計労務単価を決定している（平成 24 年 2 月）。

また、平成 24 年度の公共工事設計労務単価の決定に当たっては、23 年 10 月の労務費調査後の変動を統計調査の結果等を活用して設計労務単価に反映する補正が講じられている。

更に、建設産業戦略会議の提言 2012 を受けて、技能労働者の処遇の改善に向けて平成 24 年度には、公共工事設計労務単価の公表に際し、建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表が試行されている。

（公共工事設計労務単価は、公共工事の予定価格の積算用単価として、諸経費

を含まない金額として公表しているにもかかわらず、現場において建設労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、建設労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘があることから、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等の経費を公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を公表しているもの。）

一方、被災地の自治体からは、実勢価格を適正に反映するための設計労務単価の3ヶ月毎見直しの実施や、広域的に移動が多い技能職種について被災3県で労務単価差が生じないように統一単価とすること、労働者の実勢価格を適正に把握できるような労務費調査の見直しなどの要望が出されている。〔第4回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会（H24.10.23）〕

また、建設業界からも、下落が続く公共工事設計労務単価について、単価の大幅引上げや調査方法の抜本的改善などを求める声があがっている。（全国建設業協会のブロック会議等）

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行) 国土交通省

現状

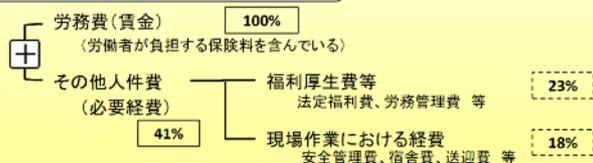
- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
 - ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
- (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

| 都道府県名 | 普通作業員 | 交通誘導員 A |
|-------|--------------------|--------------------|
| △△県 | 15,000 (21,100) | 11,000 (15,500) |
| □□県 | 14,300 (20,100) | 11,800 (16,600) |

(上段)：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

(国土交通省資料より)

労働者派遣問題

建設業務への労働者派遣については、労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）において、建設業務への労働者派遣事業を行ってはならないこととされている。

また、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」によって、請負という形態になるよう雇用関係の明確化等の改善を図ることとされている。

しかしながら、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば、偽装請負として違法な労働者派遣に当たることがあり、これまでもたびたび摘発がなされている。偽装請負では、安全衛生等の責任があいまいになり、危険防止措置が十分に講じられないまま労働者が労働災害にあう恐れが高まることなどが懸念されている。

（偽装請負：契約上は、業者に業務を委託した「請負契約」なのに、その業者の労働者を直接雇ったり、派遣労働者として受け入れているのと同じ状態を言う。すなわち、「請負契約」を結んだ業者の労働者に対しては本来、発注側が直接、仕事の指示をすることができないにもかかわらず、実態は発注側の指揮下となっていること。直接雇用した場合の労働者に対する責任や義務を免れるために偽装するケースが多いとも言われている。）

<労働者派遣法（抜粋）>

（用語の意義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

<職業安定法（抜粋）>

（用語）

第4条

- 6 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないも

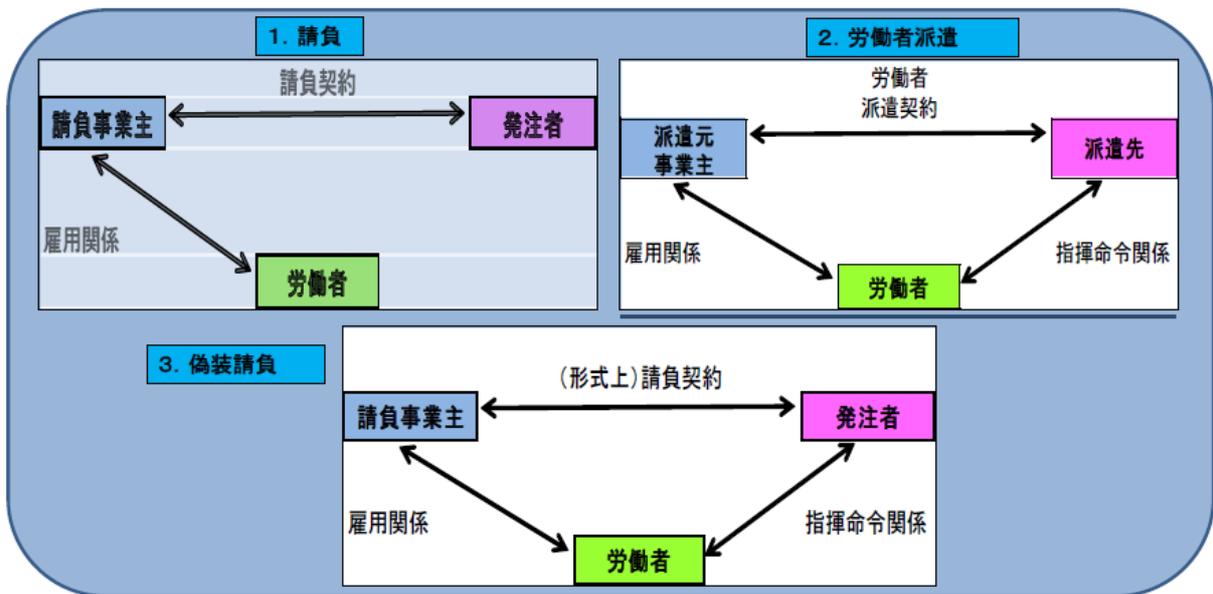
のとする。

(労働者供給事業の禁止)

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。



(国土交通省資料より)

厚生労働省では、東日本大震災の被災地における復旧・復興事業に、建設業務への労働者派遣が行われていることに対し、建設業関係団体等に対し、労働者派遣法の遵守の要請等を行っている。

また、平成 23 年度からスタートさせた第 8 次建設雇用改善計画で、形式的には請負でも実態が偽装請負にある場合には労働者派遣法違反に当たるとして厳正に指導監督を行うことを明確にしている。

なお、建設業務の労働者派遣は禁止されているが、厚生労働省では、建設雇用改善法(建設労働者の雇用の改善等に関する法律)の改正により、建設業務労働者就業機会確保事業を平成 17 年度から実施しており、建設事業主が余剰となった労働者を同一の事業主団体に属する建設事業主に一時的に送り出すことが可能となっている。

一方、平成 24 年 4 月の労働者派遣法の改正(10 月から施行)により、雇用管理責任が果たされない日雇派遣の原則禁止や派遣労働者の無期雇用化(期間の定

めのない雇用)などが定められたことを受けて、厚生労働省では、同事業についても、送出事業主が事業の対象となる送出労働者について無期雇用への転換を希望するかどうか確認する努力義務を課し、無期雇用への転換を促すこととしている。

労働者派遣法改正法

事業規制の強化

- ・ 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
※ 「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

施行期日:公布の日から6か月以内の政令で定める日(労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後)

【国会での主な修正点】

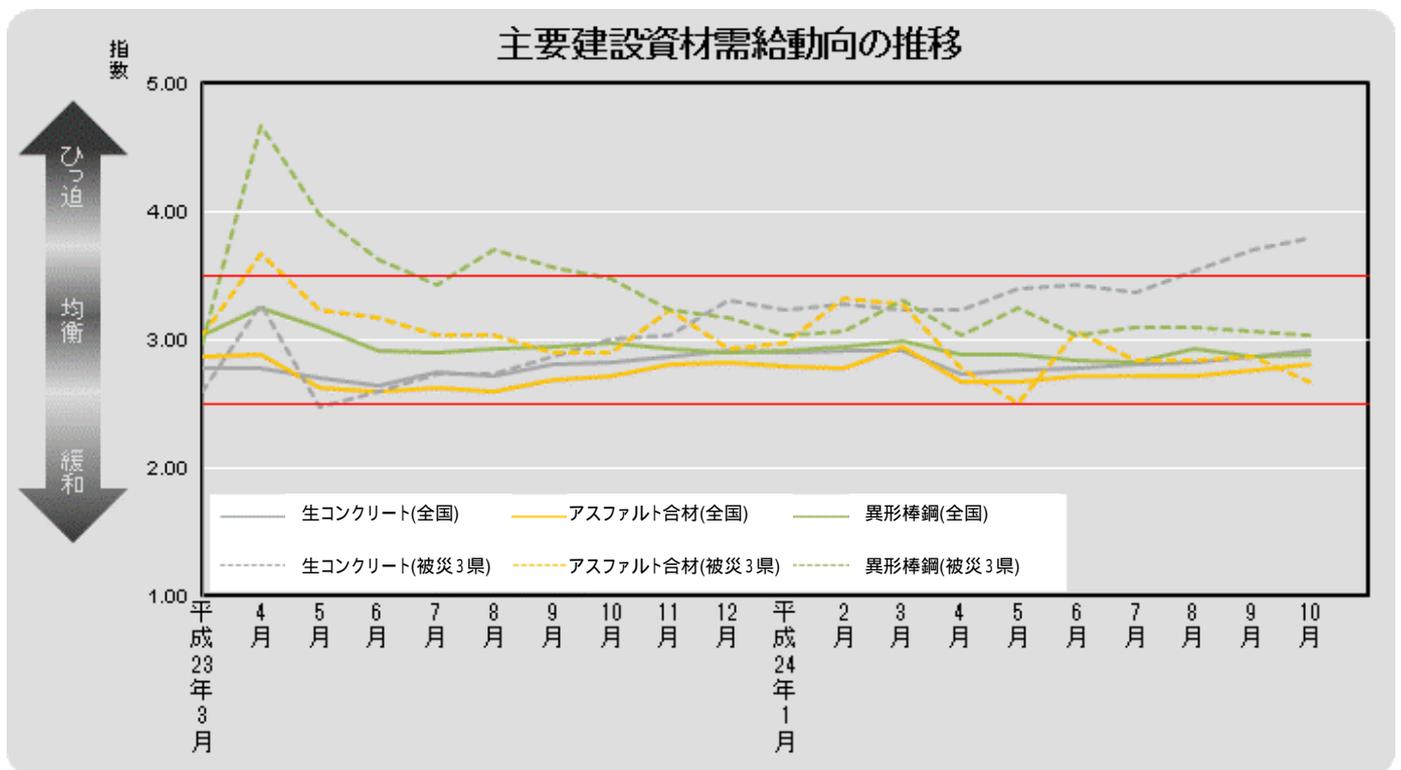
- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。

(厚生労働省資料より)

資材対策

建設資材の需給動向等については、国土交通省において、「主要建設資材需給・価格動向調査」（建設資材モニター調査）として毎月、全国の情報を各都道府県のモニター（供給側1,145社、需要側1,170社、合計2,315社）から入手して発表している。

平成24年10月の調査では、生コンクリート、鋼材、木材など7資材13品目について、全国的には、価格動向は“横ばい”、需給動向は“均衡”、在庫状況は“普通”となっているが、被災3県においては、生コンクリートや骨材について、価格が“やや上昇”、需給が“ややひっ迫”、在庫も骨材が“やや品不足”となっており、年度後半の復興工事への影響が懸念される。



(国土交通省資料より)

国土交通省では、各地方整備局ごとに、都道府県、建設業者団体、資機材団体等による建設資材対策地方連絡会を組織して情報交換を行うとともに、東日本大震災後には関係団体に対して実需に基づく適切な発注等の要請や、経済産業省や林野庁と連携した関係業界への指導を行うなど、建設資材の安定確保に向けた調整を行っている。

また、特に東北地方連絡会においては、ひっ迫する資材毎や地区別に分科会を設置して情報共有を図っている。

その他

公契約条例等

近年の公共工事などにおける厳しい競争や低価格での受注の増大により労働者の賃金や労働条件が低下している状況に対して賃金水準などの労働条件を改善しようとする労働組合の運動などがもとになり、地方公共団体において公契約条例を制定しようとする動きも広まっている。平成 21 年には千葉県野田市で賃金の下限を定めた公契約条例が全国で初めて制定されて以降、川崎市、相模原市、多摩市、渋谷区、国分寺市などにおいても条例の制定又は改正が行われている。また、公契約法の制定を目指すべきとの指摘に対して、政府では、賃金等の労働条件のあり方については発注者である国の機関や地方公共団体も含めて幅広く議論を進めるべきとの見解を示している（平成 23 年 1 月 27 日衆議院本会議菅総理大臣答弁）。なお、国土交通省では、厚生労働省における公契約の検討について注意して見守っていくこととしている（平成 24 年 4 月 11 日衆議院国土交通委員会 前田国土交通大臣答弁）。

（「公契約」とは、当事者の少なくとも一方が公の機関である契約を指し、具体的には国や自治体が締結する公共工事や業務委託の契約をいう。近年、公契約の条項に、当該公契約による事業で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める「労働条項」を盛り込むことで、適正な労働条件を確保しようとする法律や条例（公契約法 / 条例）の動向が注目されている。）

<野田市公契約条例（抜粋）>

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。

本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(適用労働者の賃金等)

第6条 受注者、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する

者(以下「受注者等」という。)は、適用労働者に対し、市長が別に定める1時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。

2 工事又は製造以外の請負の契約については、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第3項各号に掲げる賃金は、前項に規定する賃金等に算入しない。

3 第1項の規定の適用については、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定を準用する。

4 市長は、第1項に規定する賃金等の最低額を定めるときは、次に掲げる額を勘案して定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負の契約 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価

(適用労働者への周知)

第7条 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって適用労働者に周知しなければならない。

(1) 適用労働者の範囲

(2) 前条第1項の規定により市長が定める賃金等の最低額

(3) 第9条第1項の申出をする場合の連絡先

(受注者の連帯責任等)

第8条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者(以下「受注関係者」という。)がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が第6条第1項の規定により市長が定める賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(報告及び立入検査)

第9条 市長は、適用労働者から受注者等が適用労働者に対して負担すべき義務を履行していないことについての申出があったとき及びこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、適用労働者の労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。(是正措置)

第10条 市長は、前条第1項の報告及び立入検査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者の違反については受注者に、受注関係者の違反については受注関係者(第6条第1項の規定に違反しているときは受注者及び受注関係者)に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

(公契約の解除)

第11条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市と受注者との公契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(低入札価格調査制度の拡充等の措置)

第16条 市長は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 下請等の経営支援

○ 下請債権保全支援事業、地域建設業経営強化融資制度

平成 20 年以降、建設投資の大幅な減少や厳しい金融環境により中小・中堅建設企業の経営状況が厳しさを増していることを踏まえ、平成 21 年度の第 2 次補正予算で下請建設企業等の債権を保全するための新たな措置として「下請債権保全支援事業」が事業化され、平成 22 年 3 月から実施されている。(22 年 3 月までは下請け資金繰り支援事業を実施)

この事業では、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を、保証ファクタリング事業者が保証する場合において、一般財団法人建設業振興基金が、下請建設企業等の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償することとされている。

その後、平成 22 年度補正予算により、当該事業内容は要件の緩和や拡充がなされるとともに、事業期間も延長され、また東日本大震災に伴う事業拡充なども行われ、平成 24 年度末まで延長されてきている。

また、平成 20 年 11 月からは、中小・中堅の元請建設企業が、公共工事等の発注者に対して有する工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる「地域建設業経営強化融資制度」が実施されている。本制度もその後内容が拡充され、事業期間も平成 24 年度末まで延長されているが、建設業界からは更にその延長を要望する声があがっている。

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

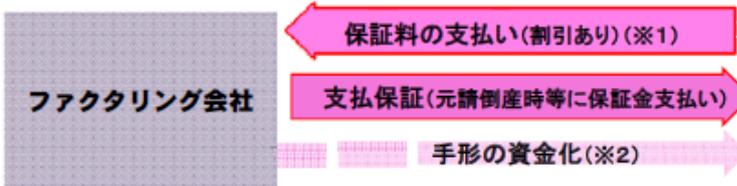


(債権支払保証事業)

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請次数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象**となります。



(※1)保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。
保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。
(※2)一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

| | |
|--------------------|--------------|
| 国土交通省 建設市場整備課・建設業課 | 03-5253-8281 |
| 北海道開発局 建設産業課 | 011-738-0233 |
| 東北地方整備局 計画・建設産業課 | 022-225-2171 |
| 関東地方整備局 建設産業第一課 | 048-600-1906 |
| 北陸地方整備局 計画・建設産業課 | 025-370-6571 |
| 中部地方整備局 建設産業課 | 052-953-8572 |
| 近畿地方整備局 建設産業課 | 06-6942-1071 |
| 中国地方整備局 計画・建設産業課 | 082-511-6186 |
| 四国地方整備局 計画・建設産業課 | 087-811-8314 |
| 九州地方整備局 計画・建設産業課 | 092-471-6331 |
| 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課 | 098-866-1910 |
| 財団法人建設業振興基金 業務第一部 | 03-5473-4575 |

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

| | |
|---------------------------|--------------|
| ■ファクタリング会社 (順不同・随時更新) | |
| 北保証サービス株式会社(*・枠) | 011-241-8654 |
| みずほファクター株式会社(枠) | 03-3286-2260 |
| 昭和リース株式会社(*・枠) | 03-4284-1250 |
| りそな決済サービス株式会社 | 03-5640-8695 |
| 株式会社建設経営サービス(*・枠) | 03-3545-8562 |
| SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠) | 03-5444-1522 |
| 三菱UFJファクター株式会社(枠) | 03-3251-8392 |
| 東京センチュリーリース株式会社(枠) | 03-5209-6740 |
| オリックス株式会社(*・枠) | 06-6578-1650 |
| 株式会社建設総合サービス(*・枠) | 06-6543-2843 |
| (*)手形の資金化に対応しているファクタリング会社 | |
| (枠)枠保証に対応するファクタリング会社 | |

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、融資を受けたいときは...』

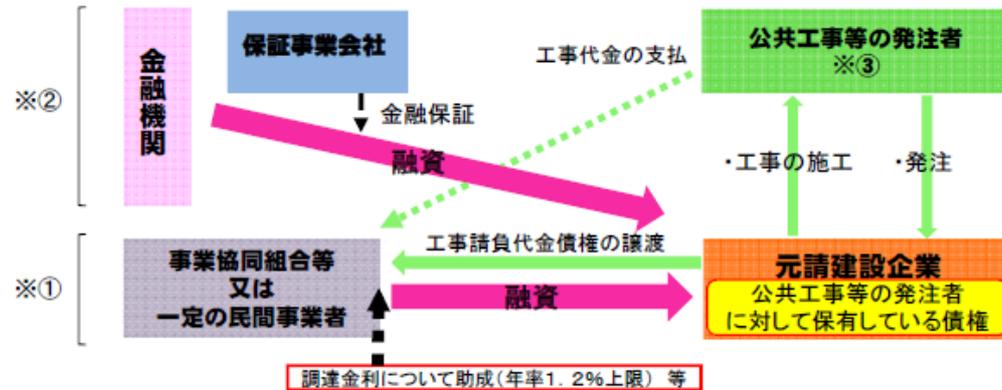
制度が延長されました！！

地域建設業経営強化融資制度

公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や**東日本大震災の被災地域**における**災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）**を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資（事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資）

※②: 工事の出来高を超える部分の融資（保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資）

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事（病院、福祉施設、PFIなど）及び**東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等**の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

| | |
|--------------------|--------------|
| 国土交通省 建設市場整備課・建設業課 | 03-5253-8281 |
| 北海道開発局 建設産業課 | 011-738-0233 |
| 東北地方整備局 計画・建設産業課 | 022-225-2171 |
| 関東地方整備局 建設産業第一課 | 048-600-1906 |
| 北陸地方整備局 計画・建設産業課 | 025-370-6571 |
| 中部地方整備局 建設産業課 | 052-953-8572 |
| 近畿地方整備局 建設産業課 | 06-6942-1071 |
| 中国地方整備局 計画・建設産業課 | 082-511-6186 |
| 四国地方整備局 計画・建設産業課 | 087-811-8314 |
| 九州地方整備局 計画・建設産業課 | 092-471-6331 |
| 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課 | 098-866-1910 |
| 財団法人建設業振興基金 業務第一部 | 03-5473-4575 |

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouka.html>

※②について

| | |
|----------------|--------------|
| 北海道建設業信用保証株式会社 | 011-221-2092 |
| 東日本建設業保証株式会社 | 03-3545-5125 |
| 西日本建設業保証株式会社 | 06-6543-2944 |

（順不同）

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（平成24年1月更新）

○ 中小企業金融円滑化法（平成25年3月末終了）

平成20年以降の金融危機等による中小企業の資金繰り対策として、平成21年に中小企業金融円滑化法（「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」）が2年間の時限立法として制定されたが、依然として厳しい中小企業の状況を踏まえ、延長、再延長がなされ、最終的にその期限が平成

25年3月末までとなっている。(平成24年4月に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」が公表され、内閣府・金融庁・中小企業庁により再延長しないことが確認されている)

この法律では、経営が厳しく返済に窮している中小企業から相談を受けた金融機関は融資の見直しに応じる努力義務を課しているが、東京商工リサーチによると、平成24年1～9月の中小企業金融円滑化法による返済条件変更後の企業の倒産件数は162件と増加しており、このうち建設業が44件と全体の約3割を占めている状況にあり、円滑化法に基づく貸し付け条件の変更を行ったにもかかわらず、業績が好転しない企業が多く、法失効後の建設産業への影響が懸念されている。

このため、国土交通省においても、業界からも要望のある「下請債権保全支援事業」の延長などの下請企業対策について検討を進めている。

一方、東京商工リサーチによると、2012年度上半期の倒産件数(負債額1,000万円以上)は前年同期比5.7%減の6,051件にとどまっており、年度上半期としては過去20年で最少となっている。建設業についても1,536件(前年同期比13.2%減)で、年度上半期としては4年連続で前年度を下回っており、負債総額は前年同期比8.7%減の1,983億9百万円と、件数、負債とも年度上半期としては過去20年間で最少となったことが報道されている。これについて同社では、中小企業の借入金返済負担を軽減する中小企業金融円滑化法など政府の金融支援策が下支えしたことに加え、東日本大震災の被災地で堅調な復興工事の発注が倒産の減少に寄与したとみている。(平成24年10月10日 日刊建設工業新聞)

雇用改善対策

厚生労働省では、建設雇用改善法を踏まえ、建設事業主等が行う教育訓練、雇用管理の改善のための事業に対して助成金(建設雇用改善助成金)を支給してきており、平成23年度には、約6.1万件、約40億円の支給実績があるが、平成22年の行政事業レビューにおいて事業の廃止が指摘されている。一方で、建設産業戦略会議の提言2011において、建設産業の担い手となる技能労働者の確保・育成を積極的に展開することが指摘されていることから、厚生労働省では平成25年度から、「若年労働者の確保・育成」と「技能継承」に重点を置いた新たな助成金を創設し、事業主や団体が取り組む若年者に魅力ある職場づくりや若年労働者の技能向上などを積極的に支援し、国土交通省における社会保険等加入促進施策などと連携をとっていくこととしている。

4 その他

(1) 建設業の業種区分

現在の建設業の許可業種区分は、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案して、昭和 46 年に設定されたもので、土木・建築の 2 つの一式工事業と 26 の専門工事業が建設業法で位置付けられている。

それから 40 年が経過し、建設業を取り巻く社会情勢の変化、建設工事の内容の変化、専門技術の進展、関連制度の改正等を踏まえ、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検が必要となっている。

このため、平成 23 年に中央建設業審議会の下に設置された基本問題小委員会において、その他の課題と合わせて業種区分の点検についても検討が行われており、平成 24 年 1 月の中間とりまとめでは、現在の業種区分は「つくる」という行為を念頭に定められているが、今後は本格的な維持管理時代の到来や循環型社会の構築等の社会的ニーズに一層対応していく視点が必要なこと、「なおす」、「とりこわしてつかう」といった行為に関連した業種区分の見直しの必要性が高いと考えられること、社会経済情勢の変化やその時々々のニーズに建設産業が的確に対応できるよう柔軟な設定の仕組みを検討すべきこと、技術力の向上や不良不適格業者の排除を図る仕組みを併せて検討する必要があることなどが指摘されている。

なお、国土交通省が平成 23 年に建設業者団体等に対し行った業種区分に関する要望の調査では、調査票を配布した 110 団体のうち 42 団体から業種区分に関する要望があり、特に業種の新設についての要望は 28 団体から提出されている。(要望の例：建設機械、地盤改良、解体、(住宅)改修、下水道管路維持管理など)

< 現行の業種区分 >

| 建設工事の種類(法律) | 建設工事の内容(告示) | 建設工事の例示(通達) |
|----------------|--|---|
| 土木一式工事 | 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。) | |
| 建築一式工事 | 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事 | |
| 大工工事 | 木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事 | 大工工事、型枠工事、造作工事 |
| 左官工事 | 工作物に壁土、モルタル、漆、灰、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事 | 左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事 |
| とび・土工・コンクリート工事 | イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事 | イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事 石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事 |
| 石工事 | 石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事 | 石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事 |
| 屋根工事 | 瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事 | 屋根ふき工事 |
| 電気工事 | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事 | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事 |
| 管工事 | 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事 | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事 |
| タイル・れんが・ブロック工事 | れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事 | コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事 |
| 鋼構造工事 | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事 | 鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事 |
| 鉄筋工事 | 棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事 | 鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事 |
| 舗装工事 | 道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事 | アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事 |
| しゅんせつ工事 | 河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 | しゅんせつ工事 |

| 建設工事の種類(法律) | 建設工事の内容(告示) | 建設工事の例示(通達) |
|-------------|--|--|
| 板金工事 | 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事 | 板金加工取付け工事、建築板金工事 |
| ガラス工事 | 工作物にガラスを加工して取付ける工事 | ガラス加工取付け工事 |
| 塗装工事 | 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事 | 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 |
| 防水工事 | アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 | アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 |
| 内装仕上工事 | 木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事 | インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 |
| 機械器具設置工事 | 機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事 | プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 |
| 熱絶縁工事 | 工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事 | 冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事 |
| 電気通信工事 | 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事 | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事 |
| 造園 | 整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事 | 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事 |
| さく井工事 | さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事 | さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事 |
| 建具工事 | 工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事 | 金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事 |
| 水道施設工事 | 上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事 | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事 |
| 消防施設工事 | 火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事 | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 |
| 清掃施設工事 | し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事 | ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 |

(国土交通省資料より)

(2) 被災地復旧・復興

復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会

東日本大震災の被災地における復旧・復興事業について、平成 23 年度後半になって技術者・技能者の不足や労務単価の上昇、入札不調案件の増加等の傾向が現れ、円滑な事業施工の確保が課題となってきたことから、平成 23 年 12 月に、国、地方公共団体、関係業界団体による協議の場として「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」を設置し、復旧・復興事業の円滑な実施に向けた情報交換・意見交換を行ってきている。

平成 24 年 6 月に開催された第 3 回会合では、国土交通省における更なる施工確保対策として、CMを活用した設計・施工一括発注方式による事業のスピードアップや、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定、作業員宿舍建設に係る支援制度の提示等がなされている。

< 復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会 構成員 >

< 省庁関係 >

国土交通省、東北地方整備局、厚生労働省、農林水産省、東北農政局、林野庁、東北森林管理局、関東森林管理局、水産庁、環境省、福島環境再生事務所、復興庁、岩手復興局、宮城復興局、福島復興局

< 地方公共団体関係 >

岩手県、宮城県、福島県、仙台市

< 関係業界団体 >

(社) 日本建設業連合会、(一社) 全国建設業協会、(社) 建設産業専門団体連合会、
(社) 全国鉄筋工事業協会、(社) 日本建設大工工事業協会、
(社) 日本建設躯体工事業団体連合会

< 復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況（平成 24 年 10 月） >

（平成24年10月16日時点）

| < 予定価格等の適切な算定 > | < 技術者・技能者の確保 > |
|--|--|
| <p>○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定 →前回改定(2月20日)以降の直近の労務費の実態を反映 →6月21日から新たな単価を適用</p> | <p>○復興JVの活用 →国交省、岩手県、宮城県、仙台市で導入済 登録件数 東北地整3、宮城県37、岩手県12、仙台市4 宮城県においては4件の工事で復興JVが落札 →平成24年10月10日復興JV適用拡大を通知</p> |
| <p>○市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施 →労務・資材価格が急騰した場合等において、見積もりを積極的に活用して積算する方式を実施 →6月28日に関連通知を发出 →福島県で実施(資材) 民間調査機関(資材価格)の単価公表前倒しにより、タイムラグの縮小を実施</p> | <p>○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化 →2月20日に関係通知を发出 →活用事例有</p> |
| <p>○点在する工事での工事箇所毎の間接費算定 →発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とする →6月27日に関連通知を发出 →国土交通省(関東・東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用</p> | <p>○作業員宿舎建設に係るスキーム及び支援制度の提示 →設置主体別の作業員宿舎建設に係るスキーム及びその際 に活用可能な支援制度を提示 →6月29日に関連通知を发出</p> |
| <p>○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 →労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする →6月27日に関連通知を发出 →国土交通省(東北地整)・岩手県・宮城県・福島県ともに適用 仙台市は検討中(10月下旬実施予定)</p> | <p>○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 (再掲)</p> |
| <p>○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 →需給逼迫等により建設資材を他地域からの調達に変更せざるを得ない場合、輸送費について設計変更での対応を可能とする →6月27日に関連通知を发出 →国土交通省(東北地整)は設計変更の事例有 岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用</p> | <p>< 資材の確保 ></p> <p>○資材連絡会・分科会の設置・拡充 →建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。 必要に応じ、資材別・地区別の情報連絡会を開催 →6月以降、東北地方連絡会を2回、各地区での連絡会を6回開催し、安定的な供給策を検討</p> <p>○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 (再掲)</p> |
| <p>< 事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援 ></p> | <p>< コンプライアンスの確保 ></p> |
| <p>○市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策 →URによるCM方式を活用したモデル事業の実施 宮城県女川町においてCMR決定、東松島市・陸前高田市において選定中</p> | <p>○復旧・復興事業に向けてのコンプライアンスの確保 →国土交通省、厚生労働省、警察庁、被災3県が連携し、「元請下請間の適正な取引の確保」、「不良不適格業者や暴力団の排除」、工事施工現場の「安全衛生の確保」に取り組んでいく。</p> |

（第4回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会資料より）

なお、被災地における公共工事設計労務単価については、平成24年2月に示された単価を更に補正して6月に通知されている（例えば、宮城県では22の職種で単価が上昇）。

また、10月に開催された第4回会合では、国土交通省から、依然として入札不調の発生割合が高いことや、生コンクリート等の需給がひっ迫して価格が上昇していることが報告され、被災3県及び仙台市からは、円滑な施工確保のために、専任技術者の設置要件緩和や仮設宿舎整備費用の計上の仕組み整備やその費用支援等についての要望がなされている。

被災地の発注工事における入札不調の状況について

○平成23年度の入札不調発生割合(土木一式工事)

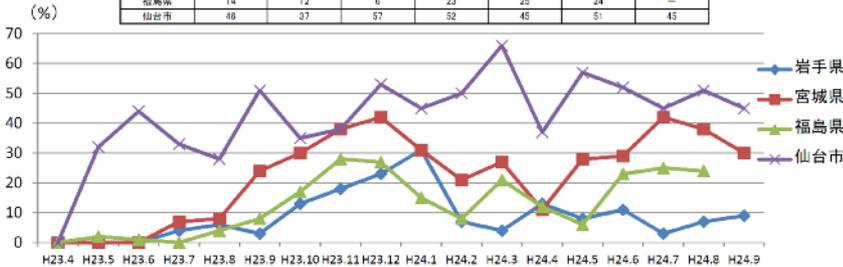
岩手県10%、宮城県28%、福島県14%、仙台市46%

○昨年度は小規模工事で入札不調が発生していたが、

8月以降は 大規模工事においても入札不調の発生が増加。

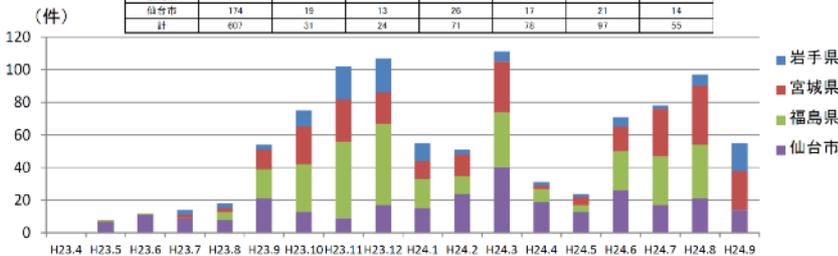
入札不調割合(土木一式工事)

| 単位: % | H23年度計 | H24.4 | H24.5 | H24.6 | H24.7 | H24.8 | H24.9 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 岩手県 | 10 | 13 | 8 | 11 | 3 | 7 | 9 |
| 宮城県 | 28 | 11 | 28 | 29 | 42 | 38 | 30 |
| 福島県 | 14 | 12 | 6 | 23 | 25 | 24 | - |
| 仙台市 | 46 | 37 | 57 | 52 | 45 | 51 | 45 |



入札不調件数(土木一式工事)

| 単位: 件 | H23年度計 | H24.4 | H24.5 | H24.6 | H24.7 | H24.8 | H24.9 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 岩手県 | 30 | 2 | 2 | 6 | 2 | 7 | 17 |
| 宮城県 | 139 | 2 | 5 | 15 | 29 | 36 | 24 |
| 福島県 | 214 | 8 | 4 | 24 | 30 | 33 | - |
| 仙台市 | 174 | 19 | 13 | 26 | 17 | 21 | 14 |
| 計 | 607 | 31 | 24 | 71 | 78 | 97 | 55 |



発注金額別に入札不調の件数と割合

【例: 宮城県における土木一式工事(平成23年度)】

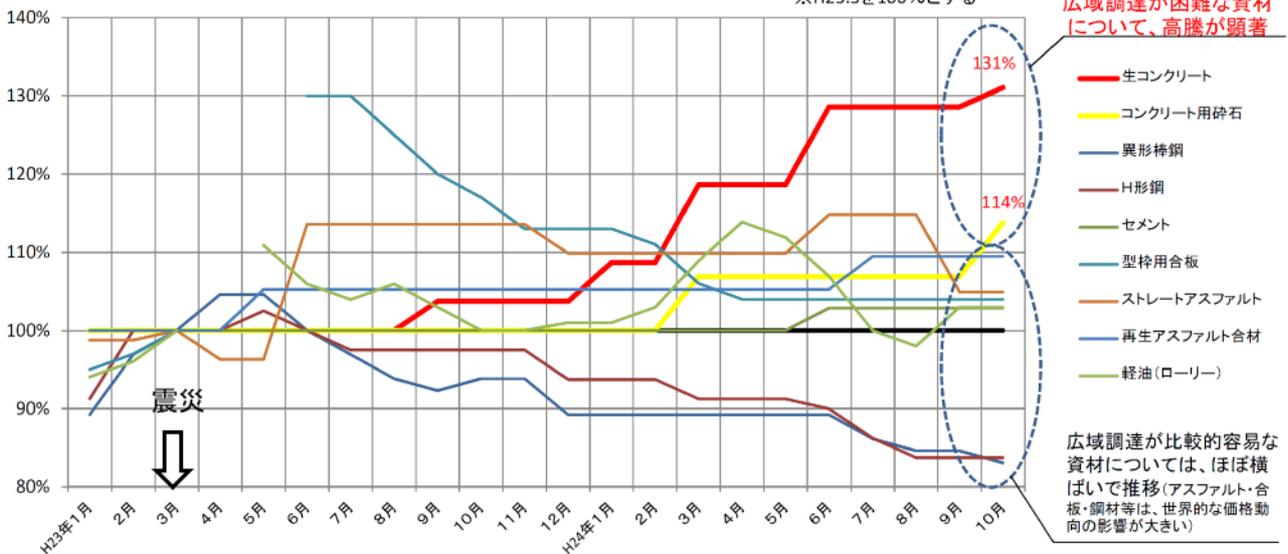
| 等級 | 金額 | 件数 | 不調件数 | 不調発生率 |
|----------------|---------------------|-----|------|-------|
| S | 1億円以上 | 162 | 17 | 10% |
| | 1億円未満～7,000万円以上 | 65 | 17 | 26% |
| A | 7,000万円未満～5,000万円以上 | 44 | 5 | 11% |
| | 5,000万円未満～3,000万円以上 | 97 | 35 | 36% |
| B | 3,000万円未満～1,000万円以上 | 127 | 59 | 46% |
| | 1,000万円未満 | 10 | 6 | 60% |
| (計) | | 505 | 139 | 28% |
| うち 5,000万円未満 計 | | 234 | 100 | 43% |

【例: 宮城県における土木一式工事(平成24年4月～9月)】

| 等級 | 金額 | 件数 | 不調件数 | 不調発生率 |
|-----|---------------------|-----|------|-------|
| S | 1億円以上 | 190 | 38 | 20% |
| A | 1億円未満～3,000万円以上 | 101 | 47 | 47% |
| B | 3,000万円未満～1,000万円以上 | 40 | 24 | 60% |
| C | 1,000万円未満 | 2 | 2 | 100% |
| (計) | | 333 | 111 | 33% |

主要建設資材の価格変動(仙台地区)

※H23.3を100%とする



広域調達が困難な資材について、高騰が顕著

広域調達が比較的容易な資材については、ほぼ横ばいで推移(アスファルト・合板・鋼材等は、世界的な価格動向の影響が大きい)

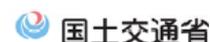
(第4回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会資料より)

復興JV

被災地においては、平成 23 年来、技術者・技能者不足などにより入札不調が続いていることから、国土交通省ではその対応として実勢価格を反映した適切な労務単価の設定などのほか、技術者・技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、平成 24 年 2 月からは、被災地と被災地以外の建設企業による復興JVの運用を行っている。

また、10 月からは、その適用対象工事の範囲についても、上限額を従来の予定価格 5 億円程度からWTO対象とならない額まで引き上げるとともに(WTO対象工事は、国が 5 億 8,000 万円以上、地方が 19 億 4,000 万円以上の案件)、1 社が発注機関ごとに結成・登録することができるJVの数についても、発注機関が特別に認める場合に最大 2 から 3 に拡大している。

復興JV制度について



○JV(共同企業体)とは、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として、自主的に結成する事業組織体のこと。

(既存の方式)

特定JV 大規模かつ技術難度の高い工事において、工事ごとに結成

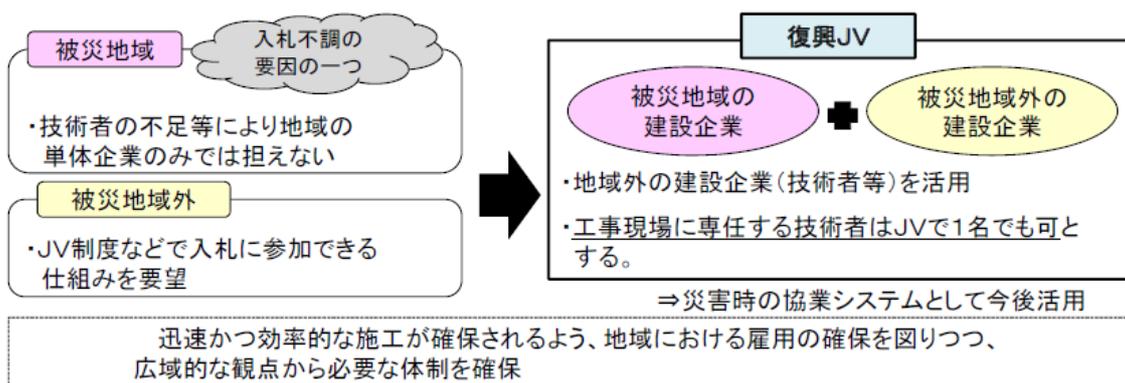
経常JV 中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保するために結成

地域維持型JV 地域の維持管理に不可欠な事業で、実施体制の安定確保を図るために結成

○復興JV制度

被災地域において、地元の建設企業を中心に自主的に結成する復興JV制度を創設。

従来、地元企業のみが入札参加していた工事において、地域外の建設企業も構成員とする「復興JV」に競争参加を認める。



(国土交通省平成 24 年 2 月 29 日発表資料より)

被災地におけるCM方式の実施

都市再生機構（UR）では、宮城県女川町や東松島市、岩手県陸前高田市などから復興事業の事業委託を受けているが、これらの工事において、CM方式を活用したモデル事業を実施することとしている。

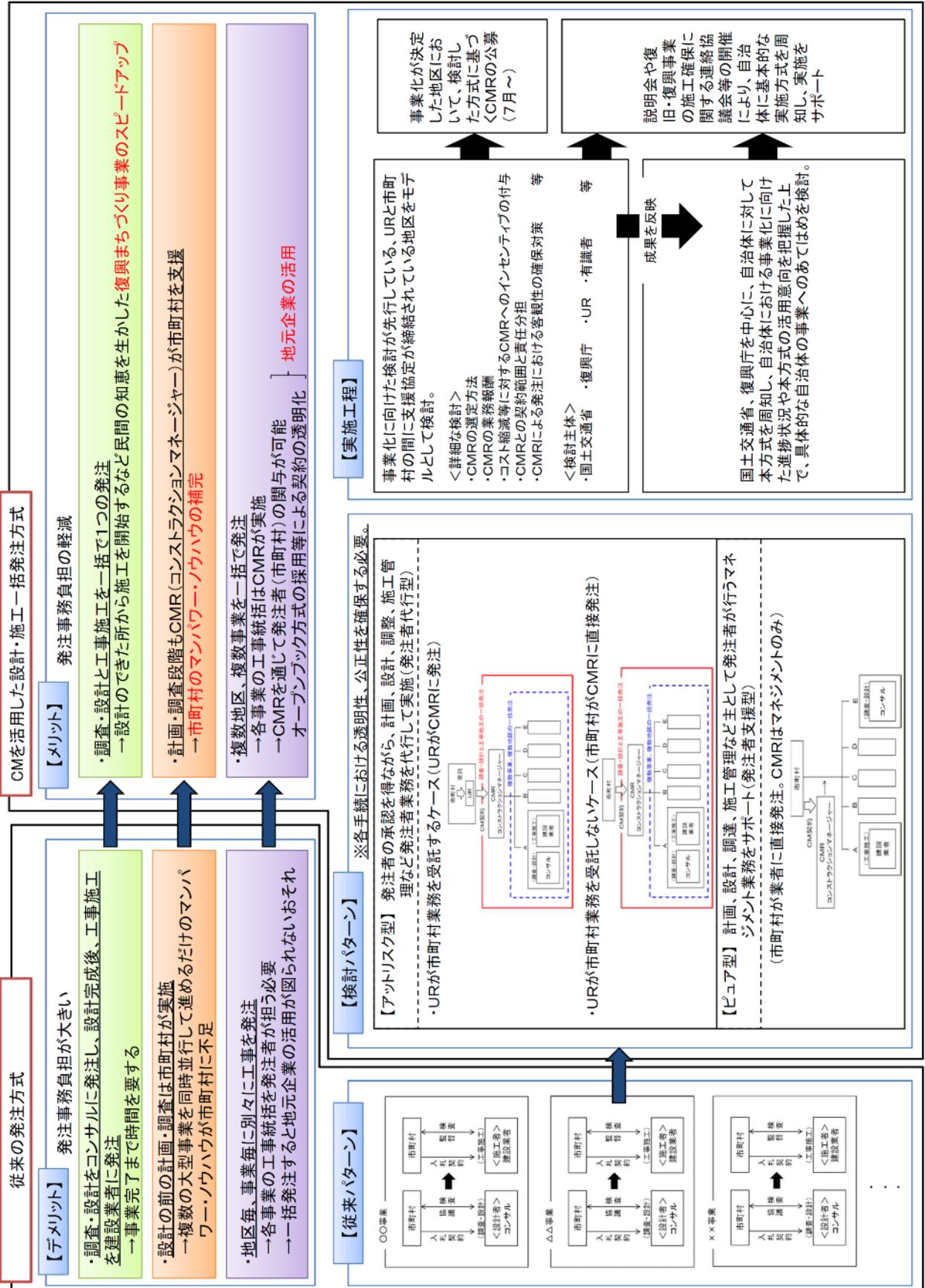
ここで採用するCM方式は、コンストラクションマネージャー（CMR）が発注者支援を行うピュア型ではなく、CMRが発注者の業務を代行するアットリスク型と呼ばれる方式とされ、URが発注者市町村に代わってCMRを公募し、CMRとなった企業が設計・施工一括発注により効率的な業務を実施することとなる。

平成24年10月には、URは、女川町におけるCM方式を活用した調査・設計・施工などの一体的なマネジメント業務について、公募型プロポーザルを経て、事業者となるJVとの委託契約を行っている。同業務では、CMRへの支払いは原価に10%のフィーを加えたものとし、設計VEによる工事原価縮減分の50%をインセンティブとしてCMRに支払うことや、下請に発注する場合にはオープンブック方式によりCMRが下請の請負金額を発注者に開示することなどとしている。（平成24年10月12日 建設通信新聞などより）

被災地におけるこうした新たな発注方式の試行については、価格だけによらず、企業の企画調整能力を活用する発注制度として業界の関心も高い。一方、今回のモデル事業はURが地方公共団体から委託を受けて発注者の業務を代行するCM方式であり、地方公共団体が直接CMRと契約を結ぼうとする場合には、地方公共団体が業務全般の総合調整を実施できるかどうかなど新たな課題も考えられる。

今回のような新たな取組の実績が積み重ねられることにより、今後の多様なCM方式の普及や、被災地の復旧の促進が図られることが期待される。

市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方式の検討 (CMを活用した設計・施工一括発注方式)



(復興庁資料より)

(3) 海外への展開

我が国建設企業の海外市場における戦略に関する提言

平成 23 年に、国土交通省では、海外建設市場、海外建設企業の動向、国の支援策等を調査し、海外展開するための課題や今後の施策の方向を明らかにするため、学識経験者、建設企業等からなる、「我が国建設企業の海外市場戦略検討委員会」(座長：大本俊彦京都大学客員教授)を設置して検討を行い、「我が国建設企業の海外市場における戦略に関する提言」を取りまとめている。

また、建設産業の海外展開の支援として、国土交通省では、海外のインフラ整備における P P P への参画の促進に向けた戦略の検討のための有識者会議を開催しており、資金調達から施工後の運営・管理も含めて日本の建設会社がより主導的に P P P 事業に参画できるよう、その戦略をまとめることとしている。(2 公正な競争環境等の整備 (3) 多様な契約方式の導入 P F I ・ P P P の項目参照)

建設産業の海外展開の支援等

国内の厳しい建設市場の状況に対し、近年の経済発展が目覚ましいアジア地域等をはじめとする海外の建設市場が有望な成長市場として期待されることから、高度な技術力を生かした我が国建設産業の海外への展開を支援する事業や制度が設けられてきている。

- ・ 地方・中小建設企業のための海外進出ガイダンス
海外での事業展開に関するノウハウが無い地方・中小建設企業が初めの一步を踏み出せるよう、国土交通省において、これまで既に海外進出の実績のある中小建設企業の進出形態、手順、リスク等を整理して取りまとめて提供している。(平成 22 年 3 月)
- ・ 地方・中小建設企業のための「海外展開支援アドバイザー事業」
平成 24 年度には、国土交通省において、海外での現地法人等の設立、営業活動、契約制度、プロジェクト管理等の個別・具体的な相談について、海外プロジェクトに詳しい弁護士や中小企業診断士などの専門家からアドバイスを受けることができる「海外展開支援アドバイザー事業」が実施されている。
- ・ 子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査の取扱いの改善
現行の経営事項審査制度では、建設業者の海外支店の経営実績は本邦親会社の経営事項審査の際に評価対象としている一方、海外子会社の経営実績については法人格が異なることから評価対象としていないが、我が国建設業者が海外で建設工事を受注しようとする際には、進出先国の規制により海外子会社を設

立しなければならない場合等があることから、平成 24 年 5 月に建設業法施行規則と関連告示が改正され、建設業者の海外子会社の経営実績を評価対象に含めることとしている。

- ・ 外国語の建設業許可証明書

平成 23 年に中央建設業審議会の下に設置された基本問題小委員会が平成 24 年 1 月に発表した中間とりまとめにおいても、建設業の海外展開の促進について触れられており、海外建設工事において、現地の建設業許可の取得や、事前資格審査・入札への参加に当たり、日本の建設業許可の英文証明書等の提出を求められることがあるため、海外建設工事の円滑な受注に資する観点から、海外展開の促進方策の一環として外国語建設業許可証明書の交付制度の創設等の措置を講ずる必要があることが指摘されている。

パッケージ型インフラ輸出

近年、東アジアの新興国などに対し、鉄道などの社会インフラを計画策定から資金調達、建設、維持管理まで一体化して輸出する動きが高まってきている。

平成 22 年からは、海外の水インフラプロジェクトに関し、官民連携による海外展開に向けた取組を推進するため、民間企業、関係省庁、関係機関、自治体による「海外水インフラ PPP 協議会」が開催されている。

また最近では、インドネシアについて、ジャカルタ周辺のインフラ整備を日本が支援することなどについて合意した両国の閣僚級会合が平成 24 年 10 月に開催されているほか、タイの鉄道整備についても 10 月に両国の大臣間で覚書が締結されるなど、パッケージ型インフラ輸出につながる動きが具体化しつつある。

国土交通省が平成 24 年 7 月にまとめた 2020 年度を目標とする主要施策の工程表においては、パッケージ型インフラの海外展開について、インフラ案件の発掘・形成力の強化や、「川上から川下まで」の受注に向けた体制の強化・プレーヤーの競争力の強化等により、市場規模を 19.7 兆円に拡大することを目指すこととしている。また、建設企業等の海外展開支援により、2020 年度に建設業の新規年間海外受注高 2 兆円以上を目指すこととしている。

(4) WTO、TPP

WTO政府調達協定等

我が国の建設市場の海外への開放については、1980年代後半に米国からの参入要求が高まり、当時の大規模プロジェクトであった関西国際空港、東京湾横断道路などが国際競争入札に対する特例措置を設けて以降プロジェクトが追加されていった。

その後、中央建設業審議会の建議を経て、平成6年に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」が閣議了解され、一定規模以上の公共工事における一般競争入札の導入、一定規模以上の公共事業に係る設計・コンサルティング業務における公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式の採用などが定められている。

また、平成8年にはWTO政府調達協定が発効し、この協定が適用される建設工事と建築技術・サービス（設計等）の基準額については平成24年4月から平成26年3月末までの期間については、次のように決められている。（主なものを記載）

| 区 分 | SDR（特別引出権） | 邦貨換算額 |
|-----------|------------|-----------|
| 中央政府 | | |
| 建設工事 | 450万 | 58,000万円 |
| 建築技術・サービス | 45万 | 5,800万円 |
| 地方公共団体 | | |
| 建設工事 | 1,500万 | 194,000万円 |
| 建築技術・サービス | 150万 | 19,000万円 |

TPP協定に関する動向

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定については、2010年から関係国での会合が開催されており、当初はP4協定（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟の4カ国（シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ）に加えて、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉が開始された。現在はマレーシアを加えた9カ国でアジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野（政府調達等）や新しい貿易課題を含む包括的な協定として交渉が行われており、日本は、TPP協定交渉参加に向けて関係国との協議を進めることとしている。

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられており、その中で建設産業に特に関係が深いのは政府調達の分野である。ここでは、中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて取り扱うこととなっており、WTO政府調達協定並みの規定とするか、それを上回る水準のものとするかを中心に交渉が行われている。

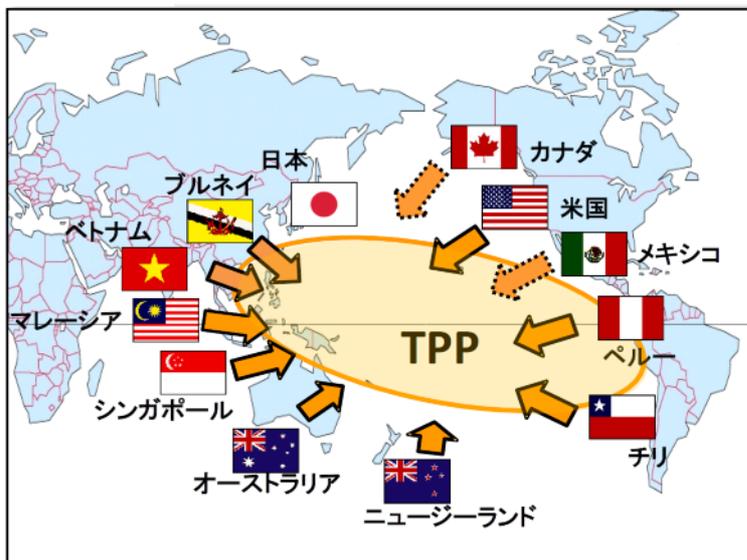
外務省では、TPP協定により我が国が確保したい事項として、政府調達の分野については、我が国とのEPA（経済連携協定）で政府調達について約束していないマレーシアや十分な内容を約束していないベトナム、ブルネイとの関係ではより高い水準の内容を追求できること、WTO政府調達協定に加入しておらず、我が国と二国間EPAを締結していないオーストラリア、ニュージーランドとの関係でも新たな約束を求めることができること、対象機関については、我が国は中央政府以外にも比較的多くの機関を対象としていることから、対象機関が少ない国に対してその拡大を追及できることなどをあげている。

また、慎重な検討を要する可能性がある点としては、政府調達の分野では、調達基準額についてTPP協定交渉参加国のFTA（自由貿易協定）の中には我が国よりも低い水準のものもあることから、調達基準額の引下げを求められる場合は慎重な検討が必要になること、地方政府機関の調達対象が更に拡大する場合には、特に小規模な地方公共団体において、海外事業者との契約締結の可能性の低さに比べて多大な事務負担を強いることにつながるおそれがあることなどをあげている。

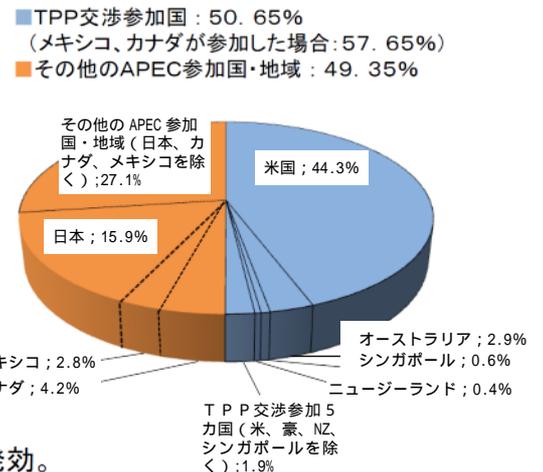
このほか、各地域でこれまで地域の建設産業を保護するために設けられてきた要件などについて廃止を求められる可能性や、競争の激化による建設産業の経営悪化などの可能性もありうるが、一方で、我が国の建設産業の海外展開を図るためには協定の推進が望ましく、これまでの実績からも外国企業の我が国建設市場への参入の影響は限定的と見る見方もある。

(社)日本建設業連合会は、平成 23 年 11 月に政府の T P P 交渉参加表明に当たっ
 ての見解を表明しており、その中で、海外展開の観点からは、その環境整備のため
 に経済連携協定等の国際協定の締結が推進されることは望ましいと考えられ、
 T P P も基本的にそうした方向に沿うものであるとしながらも、T P P に参加し
 た場合の建設業への影響については、海外への進出、海外からの参入の両面で
 種々の影響がありうるが、現況では交渉の内容が明らかにされていないため、そ
 の効果、影響等を総合的に評価することは困難である、としている。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定



APEC全体のGDPにTPP
交渉参加国が占める割合



2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成る「P4」が発効。

2008年 9月 米国が交渉開始意図表明。

2010年 3月 米、豪、ペルー、越を加え8カ国で交渉開始。

同 10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。

2011年11月 日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。

2012年 6月 交渉参加9カ国は、メキシコ、カナダの交渉参加を支持する旨表明。

※フィリピン、台湾等の国・地域も関心を示しており、中国もTPPについて「開放的な態度」とし、将来的な参加の可能性を排除していない。

(内閣官房資料より)

TPP交渉で扱われる分野

- ・ TPP協定交渉では21の分野が扱われている。
- ・ そのうち、我が国がこれまでの投資協定・経済連携協定において独立の分野として扱ったことがないのは「環境」、「労働」、「分野横断的事項」の3分野。

| | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|---|--|
| (1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、 繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃 や削減の方法等を定めるとともに、 内国民待遇など物品の貿易を行う 上での基本的なルールを定める。 | | (2) 原産地規則 関税の減免の対象となる 「締約国の原産品(=締約国 で生産された産品)」として認め られる基準や証明制度等 について定める。 | (3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向 上や貿易手続きの簡素 化等について定める。 | (4) SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、 動物や植物が病気にかか らないようにするための措 置の実施に関するルール について定める。 | (5) TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的か ら製品の特質やその生産工程 等について「規格」が定められ ることがあるところ、これが貿易 の不必要な障害とならない ように、ルールを定める。 | | |
| (6) 貿易救済(セーフガード等) ある産品の輸入が急増し、国内 産業に被害が生じたり、そのおそ れがある場合、国内産業保護のた めに当該産品に対して、一時的に とることのできる緊急措置(セーフ ガード措置)について定める。 | | (7) 政府調達 中央政府や地方政府等に よる物品・サービスの調達に 関して、内国民待遇の原則や 入札の手續等のルールにつ いて定める。 | (8) 知的財産 知的財産の十分で効果 的な保護、模倣品や海賊 版に対する取締り等につ いて定める。 | (9) 競争政策 貿易・投資の自由化で 得られる利益が、カルテル 等により害されるのを防ぐ ため、競争法・政策の強 化・改善、政府間の協力 等について定める。 | サービス (10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提 供(サービス貿易)に対する無 差別待遇や数量規制等の貿易 制限的な措置に関するルール を定めるとともに、市場ア クセスを改善する。 | | |
| サービス | | | (14) 電子商取引 電子商取引のための環 境・ルールを整備する上 で必要となる原則等につ いて定める。 | (15) 投資 内外投資家の無差別原 則(内国民待遇、最恵国 待遇)、投資に関する紛争 解決手續等について定め る。 | (16) 環境 貿易や投資の促進のために 環境基準を緩和しないこと等を 定める。 | | |
| (11) 一時的入国 貿易・投資等のビジ ネスに従事する自然 人の入国及び一時的 な滞在の要件や手續 等に関するルールを 定める。 | (12) 金融サービス 金融分野の国境 を越えるサービス の提供について、 金融サービス分野 に特有の定義や ルールを定める。 | (13) 電気通信 電気通信の分野に ついて、通信イン フラを有する主要な サービス提供者の義 務等に関するルール を定める。 | (17) 労働 貿易や投資の促進のため に労働基準を緩和すべきで ないこと等について定める。 | (18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間 で協議等を行う「合同委員会」の設 置やその権限等について定める。 | (19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等 による締約国間の紛争を 解決する際の手続きにつ いて定める。 | (20) 協力 協定の合意事項を履行 するための国内体制が不 十分な国に、技術支援や 人材育成を行うこと等につ いて定める。 | (21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制 や規則が、通商上の障害にな らないよう、規定を設ける。 |

(内閣官房資料より)

(注) TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」(工業)「物品市場アクセス」(繊維・衣料品)「物品市場アクセス」(農業)のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては21分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野横断的事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。(外務省資料より)

(5) その他 新たなニーズへの対応

建設産業戦略会議の提言においては、建設企業が、海外市場も含め多様な事業領域への展開とイノベーションの創出が可能となるよう、時代のニーズに対応した施工技術と品質確保が提言されており、特に、維持更新時代、低炭素・循環型社会等に対応した取組の必要性が指摘されている。

また、国土交通省が平成 24 年 7 月にまとめた 2020 年度を目標とする主要施策の工程表においても、適正施工を確保するための関連制度見直しや、新事業展開等を図る建設企業の支援等により、2020 年度に、建設企業の新規事業展開等 1 万社を目指すこととしている。

幅広いノウハウを持ち、建設工事の川上・川下を含めた多様な事業領域との繋がりも深い建設産業には、従来の枠にとどまらない新たな分野への事業展開も期待される。

社会資本ストックの維持更新

建設産業戦略会議の提言においても指摘されているように、近年の新設工事件数の減少に対し、維持・修繕工事は横ばい傾向にあり、その割合が高まっている。(土木工事全体に占める土木の維持・修繕工事割合は平成 4 年度の建設投資ピーク時の 1.5 倍、建築工事全体に占める建築の維持・修繕工事の割合は、平成 4 年度の 2.3 倍に増大)

また、建設後 50 年以上経過する社会資本の割合も今後 20 年で大幅に増加すると予想され、社会資本の老朽化が深刻な問題となっており、予防保全、長寿命化対策等の将来を見据えた取組が求められている。

また一方では、築年数の長い建築物も増加しており、平成 20 年には「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が制定され、長期にわたって良好な状態で使用される優良な住宅の普及に向けた支援制度等が動き出している。

平成 24 年 8 月には、新たな社会資本整備重点計画が閣議決定されているが、その中でも 4 つの重点目標の 1 つとして、社会資本の適確な維持管理・更新を行うことが掲げられ、関連指標として、主要な河川構造物、下水道施設、道路橋、海岸堤防等について、長寿命化計画の策定率を 100%にすることなどがあげられており、また、7 月に閣議決定された日本再生戦略においても、社会資本の適確な維持管理・更新の重要性が指摘されている。

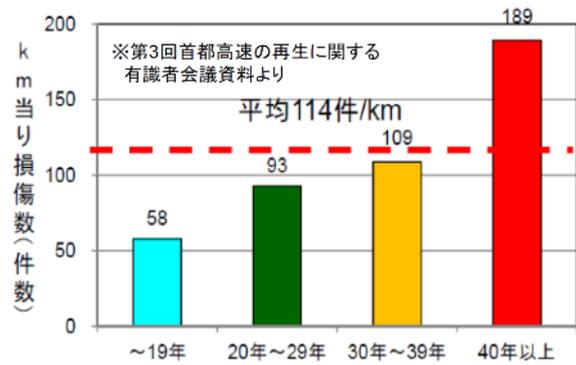
このような状況を受けて、国土交通省の社会資本整備審議会と交通政策審議会では、平成 24 年 8 月から合同技術部会に「社会資本メンテナンス戦略小委員会」を設置し、社会資本の実態を踏まえた将来の維持管理・更新費の推計や、施設の

長寿命化等によるトータルコストの縮減など、今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について審議を始めている。

社会資本の老朽化について



▲建設後50年以上経過する社会資本の割合



▲首都高速道路の供用経過年数とkm当り損傷数(H23.4時点)



▲社会資本の老朽化による被害の例

(社会資本整備審議会 社会資本メンテナンス戦略小委員会資料より)

低炭素・循環型社会への対応

低炭素・循環型社会の構築に関しては、既に様々な分野でその対応が求められており、最近では、我が国全体のCO₂排出量の過半が都市における社会経済活動に由来するなど都市の低炭素化の推進が喫緊の課題であることを踏まえて、平成24年8月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立している。市町村による低炭素まちづくり計画の策定と計画に基づく都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、低炭素建築物の認定制度などが法律に盛り込まれ、都市機能の集約化等に対する予算上の支援措置も設けられている。

また、エネルギーの効率的利用に向けて、国のエネルギー基本計画では、2020年までに標準的な新築住宅でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を実現することなど、住宅・建築物の省エネ化についての目標が定められているほか、住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に向けた検討も進められている。

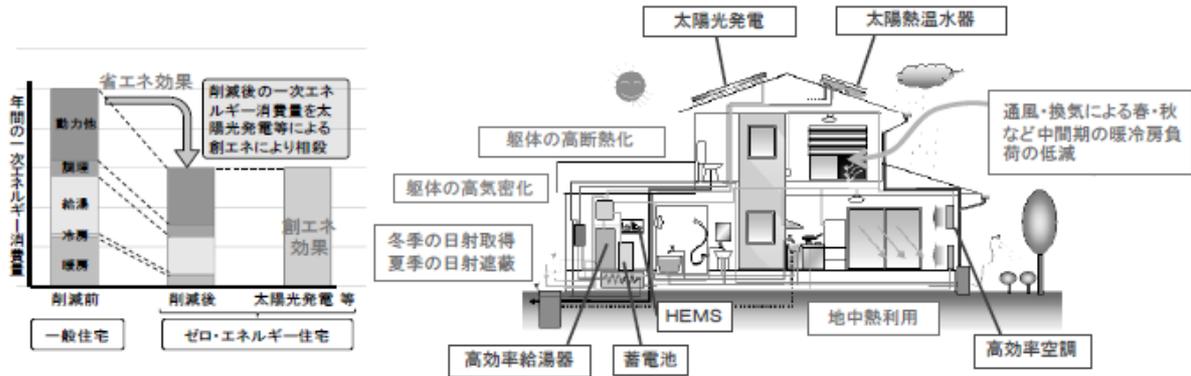
更に、平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入によりメガソーラー施設の建設など関連する市場の拡大も予想される。

平成24年7月に閣議決定された日本再生戦略においても、「環境の変化に対応した新産業・新市場の創出～グリーン成長戦略～」として、エネルギーの地産地消を実現するスマートコミュニティの構築及び海外展開や、住宅・建築物の省エネ化・ネットゼロエネルギー化、中古住宅の省エネ改修促進などがあげられ、また、「持続可能で活力ある国土・地域の形成～国土・地域活力戦略～」として、環境未来都市の取組、地域の集約化（医職住の近接化・コンパクトシティの形成等）などが掲げられている。特にグリーン成長戦略に掲げられた事項については、平成25年度予算概算要求においても、大幅な増額要求が認められている。

これらの分野における施策や事業の実施に当たって、建設産業に期待される役割は大きく、また、国内だけでなく海外においても、我が国の建設技術が貢献できる可能性があると思われる。

ゼロ・エネルギー住宅

住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、
年間での一次エネルギー消費量が正味()でゼロ又は概ねゼロになる住宅。



(国土交通省資料より)

低炭素都市づくりの推進



【都市の低炭素化の促進に関する法律案】

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

●基本方針の策定
(国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)

●低炭素まちづくり計画の策定(市町村)

●民間等の低炭素建築物の認定
〔低炭素基準〕：一次エネルギー消費量▲10%以上(対省エネ基準)等

市町村は、都市機能の集約化、公共交通機関の利用の促進、エネルギーの面的利用の促進など、都市の低炭素化を促進するための計画を策定、実施

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ◇民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
- ◇建築物の新築等時の駐車施設設置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ◇バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO2の排出抑制

○補助の重点化(予算)

- ・エネルギーの面的利用
- ・先導的な省CO2の住宅・建築物の整備
- ・EV等の環境負荷の低い輸送機械器具の導入等

建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- ONPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ◇樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ◇民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ◇占用許可の特例

○社会資本整備総合交付金の交付(予算)

○認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税の深掘り等(税制)

●環境未来都市構想の実現に向けて、本法案と総合特区制度及び地域再生制度とを一体的に推進

(国土交通省資料より)

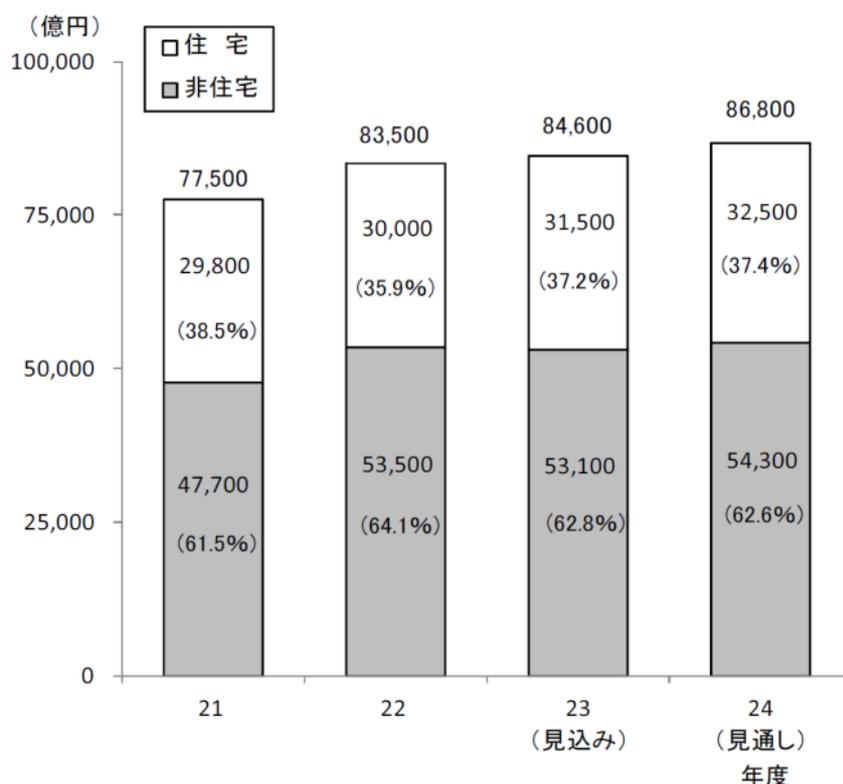
リフォーム市場への対応

人口減少、少子高齢化、財政制約に加え震災を契機としたエネルギー制約等を背景としてストック重視社会への移行が求められている中、既存ストックを生かす建築物リフォーム・リニューアル市場が重要になってきている。国土交通省が平成24年6月にまとめた「平成24年度建設投資見通し」によれば、建築物リフォーム・リニューアルの投資額及びその見通しの推計結果は近年増加傾向にあり、24年度は8兆6,800億円程度となる見通しであり、建築投資全体に占める建築物リフォーム・リニューアル投資額の割合も、24年度には28.9%となる見通しである。

また、国土交通省では、新築中心の住宅市場から、リフォームにより住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅流通により循環利用されるストック型の住宅市場への転換を図るために今後講ずるべき施策について検討を行った結果を、平成24年3月に「中古住宅・リフォームトータルプラン」としてまとめている。

この施策の具体化によって、2020年までの市場規模の倍増を目指すこととしており、消費者の信頼を得ながら、リフォームの主な担い手となる工務店・専門工事業者や、中古住宅流通・リフォーム市場に関わる関係業界全体の発展が期待されている。

< 建築物リフォーム・リニューアル市場の投資額 >



(国土交通省 平成24年度建設投資見通しより)

中古住宅・リフォームトータルプランの概要

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>目指すべき住宅市場の姿</p> | <p>新築中心の住宅市場から、リフォームにより住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅流通により循環利用されるストック型の住宅市場に転換する</p> <p>2020年(平成32年)までに 中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増(20兆円)</p> |
| <p>意義</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○中古住宅の流通とリフォームの促進により、国民の住宅に関する選択肢を増やし、無理のない負担でニーズに応じた住まいの確保を可能に ○高齢者等の比較的広い持ち家を子育て世帯の賃貸住宅として活用する等の住み替えによるライフサイクルに応じた住まいの確保を実現 ○適切な維持管理とリフォームによる住宅の質の向上と、質に応じた適正な評価・中古住宅流通の促進を通じて資産価値の維持・増大を実現 ○断熱改修等の促進による住宅ストックの省エネルギー化と中古住宅流通の促進による循環型社会の実現 ○5千万戸超の住宅ストックについて、消費者の多様なニーズに対応した魅力的なリフォームを促し、住宅投資の活性化による内需拡大を実現 |
| <p>取組</p> | <p>消費者、生活者視点に立って、安心して中古住宅を取得でき、リフォームを行うことができる市場の環境整備を早急に進めるとともに、既存住宅ストックの質の向上や流通の促進、多様なニーズに対応した魅力ある中古住宅・リフォームを提供可能な担い手の育成・強化等の取組を総合的に推進する。</p> |
| <p>1 中古住宅流通を促す市場の環境整備</p> | <p>(1) 中古住宅に関する情報提供の充実 (インターネット等を活用した物件・価格情報の提供)</p> <p>(2) 中古住宅流通に関連するサービスの一体的な提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宅地建物取引業者によるワンストップサービスの提供 ② 中古住宅流通を契機としたリフォームの促進 <p>(3) 中古住宅の品質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インスペクションの普及促進(ガイドラインの策定) ② 住宅の性能評価・表示の充実・普及促進(H32年度までに性能評価住宅の流通割合20%) ・住宅の1次エネルギー消費量の見える化の導入等【新築についてH24年度中に具体化】 ③ 住宅履歴情報の蓄積・活用 <p>(4) 定期借家制度の普及 (地方公共団体との連携等による普及・啓発)</p> <p>(5) 中古住宅の売買におけるトラブルの解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売買瑕疵保険の充実・普及促進(H32年度までに保険加入率20%) ② 紛争処理体制の整備 <p>(6) 住宅の品質に応じた価格形成の促進</p> |
| <p>3 既存住宅ストックの質の向上の促進</p> | <p>(1) 既存住宅ストックのリフォームに対する支援</p> <p>支援措置について新築中心から既存住宅ストックの質の向上に重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既存住宅の耐震・省エネ性能等の向上を図るリフォームに対する支援 ② 中古住宅流通を契機としたリフォームに対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅購入費とリフォーム費用を一体的に融資するローンの普及・買取再販に係る負担低減 ③ リフォームローン・リフォームローンの充実(リフォームによる質の向上の担保評価への反映等の働きかけ) <p>(2) 長期優良住宅の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅を長期優良住宅等として認定・評価するための認定・評価基準、評価手法等の整備【H25年度までに整備】 <p>(3) マンション等の適切な維持管理・再生の促進</p> <p>(4) リフォームによる民間賃貸住宅の有効活用の促進 (定期借家を活用した持ち家の賃貸化)</p> <p>(5) ライフサイクルに応じた住み替えの促進 (定期借家を活用した持ち家の賃貸化)</p> |
| <p>4 中古住宅流通・リフォームの担い手の強化</p> | <p>(1) 宅地建物取引業者のコンサルティング機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インスペクション、リフォーム等に関する講習会の実施やこれらの事業者との連携強化を通じた宅地建物取引業者のコンサルティング機能の向上 <p>(3) リフォームの魅力向上のための多様なプレーヤーの参入・連携促進</p> <p>(4) 中古住宅・リフォームに関する技術開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 検査技術(非破壊検査)の開発 ② 住宅性能を向上させさせるリフォーム技術の開発 ③ 共同住宅の再生、延命化のための技術開発 ④ インフィリリフォーム技術の開発 <p>(2) 中小建設事業者等の技術力・セールス力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工の知識・技術に関する講習等の実施、標準的な施工基準の普及 ・中小建設事業者等の連携によるグローバル化・ネットワーク化の促進 |
| <p>5 住環境・街並みの整備</p> | <p>(1) 市街地の安全性の確保</p> <p>(2) 良好な住環境・街並みの整備</p> |

(国土交通省資料より)